

はじめに

～環境問題と私たち～

環境問題にいまや世界中の関心が集まっています。地下水汚染などの身近な問題から地球温暖化などの地球環境問題までさまざまな環境の危機が指摘されており、新聞、テレビ等で環境のことが取り上げられない日はないほどです。

しかし、私たちはまだまだ環境や環境問題について無関心なところがあるのではないのでしょうか。「何か地球環境が大変らしい。」「自然を守らなくては。」と心の中では思いながらも、「まあ、今日、明日にでも命が危なくなるわけでもないだろう。」などと思い、やはり昨日と変わらない今日の生活行動や産業活動を行っているのが実情ではないのでしょうか。

最近ではリサイクル活動や自然保護活動に取り組んでいる人々も増えているようです。しかし、まだ大多数の人達は、その意味や大切さを分かっているにもかかわらず実際にはなかなか行動に移せないのが現状のようです。

なぜなのでしょう。それは「環境」というものがあまりに大きな存在であり、また環境に関する情報の洪水の中で「環境とは何か、環境問題とは何か、環境を大切に守り育てていくということはどういうことなのか、今、何をなすべきなのか、あるいはなさざるべきなのか。」といったことがよく分からないからではないのでしょうか。あるいは、環境問題があまりに間口が広く、奥行きも深い問題であることから一個人や一家庭、一企業でも取り組んでも解決できない、国や県や大企業が取り組まなければどうにもならないという諦めにも似た気持ちがあるのではないのでしょうか。

〔一人ひとりの積み重ね〕

確かに「環境」という言葉は大きな意味のひろがりを持っています。また、環境を守り育てていく取組のある一面、例えば法令を整備したり、大きな資金を準備したりといったところでは、一個人の力ではどうしようもないところがあるかもしれません。しかし、だからといって、このまま何もせず、「今さら数十年前の生活に戻るわけにもいかない、豊かさや快適さのためには環境が少々悪くなってもしかたがない、環境を良くするための経済的、時間的なゆとりもない。」などとあきらめて、環境を悪化させることであることを知りながらも多くの資源・エネルギーを消費し、廃棄し続けていいのでしょうか。本当は誰もそれでいいとは思えないはずですが、ではどうしたらいいのでしょうか。

環境問題とは地球環境問題といえども、その原因の多くは、それぞれの地域における生活や産業が環境に及ぼす悪影響が積み積もって地球規模での問題にまで深刻化してきたものだといっても過言ではありません。そうだとすれば、身近な環境問題や地球環境問題を解決することも私たち一人ひとりの生活行動や産業活動を環境に配慮したものへと見直していくことからしか始まりません。また、国や地方自治体を動かす最大の要素は地域住民の行政ニーズであり、企業を動かすのも消費者のニーズであることを思い出す必要があります。

〔今、本県では〕

本県では、平成2年10月、生活の豊かさと環境を守り育てることを二者択一的なものとして考えるのではなく、生活の豊かさと自然の豊かさととの調和のとれた環境こそ真に快適な環境であると考え、そうした環境を守り育てていくうえでの基本的な規範として「環境基本条例」を制定しました。

この条例では、快適な環境を守り育てていくうえでの理念や行政、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに県の施策の基本となる事項を定めています。また平成3年11月には、この条例に基づき快適な環境を創造するための目標や取組の方向性を明らかにし、具体的な取組などを例示した「環境基本指針」を策定しました。今後、本県では条例や指針に基づき様々な施策を展開していくこととしていますが、快適な環境を守り育てていくうえにおいては行政のみならず、県民、事業者の方々の自発的な取組が何よりも大切であり、三者が互いの立場を尊重しながら連携していくことが不可欠です。

〔息の長い取組として〕

フロンによるオゾン層の破壊を例にとってみても、1930年（昭和5年）のフロン発明以来、今日までフロンは私たちの生活に冷蔵庫やエアコンの冷却剤として、発泡スチロール等の発泡剤として、IC製品等の洗浄剤として深くかかわっています。大気中にはすでに約2千万トンのフロンが放出され、そのうちオゾン層を破壊し始めているフロンはまだ全体の約10%程度だといわれています。したがって、今すぐにフロンの使用を全廃したとしてもあと約100年はオゾン層の破壊が続くといわれています。今後、代替フロンの開発やオゾン層の観測など息の長い取組が求められています。

失われた環境を取り戻すためには、それだけの長い時間と多大な労力を必要とするのです。しかも、いったん絶滅した野生生物種を回復することが人為では不可能であるように、取り返しのつかない事態が生じることも十分に予想されます。

このように、快適な環境を回復するためには幾代にもわたる取組が必要です。そうした取組は、義務感や使命感、あるいは強制や規制といったものだけでは決して長続きするものではありません。むしろごく自然な気持ちで、風呂に入って体を洗うとか、自分の住まいをきれいにしたりするのと同じ気持ちで地域や地球の環境を考えていくことが大切なのです。環境を守り育てることは、未来永劫続けられねばならないことであり、一時的なブームや気まぐれによって取組まれるものではありません。

～次の世代に伝えたいこと～

私たち大人は、今よりもっと美しかった川、池、海のことを、野原、山林のことを、そこで一緒に遊んだ魚、虫、小鳥たちのことを、また、地域の祭りや季節ごとの行事、そこでの伝統芸能や遊びなどをまだかろうじて覚えています。それはほんの20～30年前には、私たちの周りにあたりまえのように存在していました。それらは私たちに多くの感動、楽しさ、怖さなどを感じさせ、私たちの心身を豊かにはぐくみ、地域への愛着と誇りを与えてくれました。しかし、ふと気がつくといつのまにかそれらは姿を変えたり、私たちの周りから姿を消していこうとしています。

そして今、私たちはそうしたことを懐かしく思い出しながら「今の子供は川遊びもできなくてかわいそうだ。」といえます。かわいそうで終わってしまっているのでしょうか。そんな環境にしてしまったのはほかでもない私たち大人です。そうであるなら、失おうとしている大切な環境を取り戻すことも、そしてそれをより良いものとして子供たちに伝えるのも私たち大人の役割です。素晴らしい環境のみならず、水俣病など環境破壊の悲惨さ、その復元の困難さなど伝えなければならないことは沢山あるはずで、あまりにもあたりまえのこととして身近にあったさまざまな環境の有り難さ、大切さなどを私たちはもう一度考えてみる必要があります。

〔物の豊かさや快適さのかけで〕

私たちは今まで、自分たちが「豊か」で「快適」になることは次の世代の「豊かさ」や「快適さ」を保証するものだと思って疑ってきませんでした。資源・エネルギーの大量輸入に支えられた大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの中で、私たちは経済性、機能性、利便性、合理性、効率性をひたすら追求し、今日、わが国は経済大国といわれるまでの成長を遂げることができました。その結果、私たちは確かに「物の豊かさ」にあふれた生活を実現することができました。しかし、その反面、都市部においては、自然の喪失、交通・住宅問題、大気汚染・水質汚濁等の公害の発生等さまざまな都市問題が発生し、地域においては、過疎化、高齢化を背景として地域固有の文化の喪失、耕地や森林の荒廃等が問題となっています。

有り余るほどの物の豊かさの陰で、環境の汚染や破壊が進行し、地球環境すらも危機にひんしているとしたら私たちが追い求めてきた「豊かさ」や「快適さ」は一体何のための「豊かさ」であり、「快適さ」であったのでしょうか。結局、私たちだけのための「豊かさ」や「快適さ」を追求し、その「つけ」を次の世代に回そうとしているのではないのでしょうか。

また、わが国を含む先進諸国の繁栄の陰で、膨大な債務を抱え、なけなしの環境資源を切り売りして環境汚染・環境破壊に苦しみ、さらに先進諸国が排出している二酸化炭素などの「温室効果ガス」による地球温暖化の進行で国土水没の危機にさらさらされている国々のことも考えていく必要があります。

今後、国内においては社会の国際化、高齢化、情報化の一層の進展が、一方、世界においては開発途上国を中心として爆発的な人口の増加が見込まれています。私たちのライフスタイルや産業活動、行政施策の選択が次の世代や他の地域・国々の人々の幸福を大きく左右することは確実です。私たちが環境を守り育てることに無知であり、あるいは、気づいていても有効な行動を起こさなければ、それだけ次の世代や他の地域・国々の人々が環境を保全するための負担を大きくし、「快適な」環境を実現していく選択肢の幅を狭めることになるのです。

〔真の豊かさや快適さの実現を目指して〕

私たちは今こそ「豊かさ」や「快適さ」の意味を問い直してみる必要があります。今日のさまざまな環境の危機は、自然が私たちに与えてくれた計り知れない恵みを一方的に享受し、無限に与えられるものとして大量に消費し、廃棄してきたことの「つけ」が積もり積もったものだといえます。したがって、今日の環境の危機については、全ての人が等しく責任を有するものです。

私たちの唯一の生存空間である地球環境の危機が叫ばれている今、もはや自分だけが、自分の家庭だけが、自分の地域だけが、自分の会社だけが、さらには自分の国だけが「豊か」で「快適」であればよいというエゴイスティックな考えは成り立ちません。また、私たちが自分自身や私たちの次の世代の幸福を願う気持ちは、世界共通の願いでもあります。したがって、私たちの豊かさの実現が、次の世代や他の地域・国々の人々の犠牲の上に成り立つものであってはならないことはいうまでもありません。

私たちは、生活の豊かさの実現と環境を大切に守り育てていくことを、二者択一のものとして考えるのではなく、自然であるがゆえの不便さや手を加え過ぎない自然と協調し、環境と産業活動や生活行動との「折り合い」をつけていく必要があります。そのためには、生活行動や社会経済システムを行政、県民、事業者がそれぞれ身近なところ、できるところから着実に環境に配慮したものへと変えていく必要があります。

～新たな合意形成のために～

私たちがそうした社会をつくり上げていくためには、学ばなければならないことがたくさんあります。一体環境とは、環境問題とは何なのか、自分自身とどのようなかかわりがあるのか、今後どのようなことに配慮していけばいいのか等を正しく認識し、適切な行動を選択すること等について、私たちは必ずしも十分に学んではきませんでした。

また、生活行動や社会システムを環境に配慮したものへと見直していく過程では、行政施策、産業活動、生活行動に新たな制約が生じることが予想され、その実現までには数多くの社会的合意の形成が不可欠です。多くの試行錯誤も生じるでしょう。しかし、そうした私たちの理念、努力、成功や失敗の積み重ねこそ次の世代に引き継ぐべき大きな遺産となるものです。そうした遺産をもとに環境と産業活動や生活行動との「折り合い」をつけていく取組が「ごくあたりまえのこととして」取り組まれる社会を実現していかなければ「持続可能な発展」はありえないと考えます。

環境の汚染や破壊の影響をより深刻な状況で迎えるのは、私たちの世代よりむしろ私たちの次の世代の子供たちです。次の世代の子供たちの健やかな成長を願う気持ちは、過去、現在、将来のあらゆる時代の大人たちに共通する気持ちは、そのため、先人たちは、郷土の環境をよりよいものとするための多大な努力や犠牲を払って、次の世代に引き継いできてくれました。今度は、私たちが次の世代の子供たちが健やかに成長できる環境をつくり上げる番です。

特に私たちは、人類史上初めて環境の汚染や破壊を地球的な規模の危機として認識した世代として大きな「歴史の転回点」にいることを自覚しなければなりません。私たちのライフスタイル・産業活動・行政施策の選択の正否は、次の世代の幸福を決定的に左右します。今こそ、私たちは環境の大切さや貴さを学び、環境を守り育てる私たちの知恵や経験を次の世代に引き継いでいく大きな責務を有しているのであり、そうした教育の仕組みをつくること、^ひ焦眉の急となっているのです。

～環境教育基本指針の性格等について～

この指針は、環境基本条例（平成2年10月制定）及び環境基本指針（平成3年11月策定）に基づいて策定されたものです。

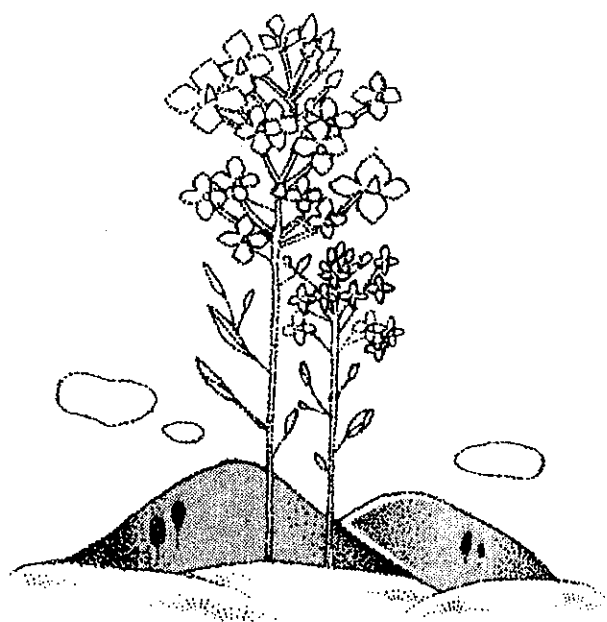
環境基本条例第2条第3項では、県の責務の一つとして「県は、教育活動及び広報活動等を通じて、県民の環境に関する意識の啓発に努めなければならない。」ことを規定しています。また、同条例の規定に基づき策定された環境基本指針では、快適な環境を保全・創造していくための取組を、より確実なものとして推進していくために環境教育を積極的にすすめるために、その基本指針を策定することを明らかにしています。

本指針の策定に当たっては、行政のみならず、県民、事業者の方々がそれぞれ環境教育の主体として、家庭、地域社会、学校、企業、等のあらゆる場において環境教育に取り組んでいただくために、環境教育の基本的な考え方や、進め方、役割分担などについてできるだけ具体的に示すことに努めました。

すなわち、本指針は、行政はもとより、県民、事業者の方々がさまざまな場で環境教育に取り組まれるうえでの基本的なガイドラインとして策定したものであり、実施計画としての性格を持つものではありませんが、本指針の趣旨は、あらゆる教育・学習の場において十分に配慮されなければならないものです。

全体は3章で構成されており、第1章では、環境教育の国際的・国内的取組の経緯、課題を示す

とともに、今後進めていく環境教育の目標や留意事項等の基本的な考え方を整理しています。第2章では、環境教育の主体ごとに、環境教育の意義、進め方、アクション・ガイド等について具体的な例を引きながら示しています。第3章では、第2章で示された各主体ごとの取組をより確実に推進していくために、今後、行政が整備すべき研修体制、情報システム等にのあり方について明らかにしています。



第1章 環境教育に関する基本的な考え方

● 第1節 環境と私たち ●

～環境とは～

そもそも「環境」とは、一体何なのでしょう。環境教育の今後のあり方を考えるうえで、まずこのことを明らかにする必要があります。

環境という言葉は、「自然環境」、「生活環境」、「労働環境」、「家庭環境」などさまざまな言葉と結びつけて使用されますが、そのことが環境という言葉の本質でもあります。

環境とは何らかの主体があってはじめて意味を有する概念であり、その主体を取り巻き、主体に直接的あるいは間接的に影響を及ぼすさまざまな要因（環境要因）の総体だといえます。生物にとっての環境は、生物をとりまく人工物を含む自然全体といえるでしょう。

したがって、まず私たちが第一に明らかにしなければならないのは、環境教育というときの「環境」の主体はなにかということですが、これは明らかにヒトすなわち人間と人間活動そのものです。私たち人間及び人間活動には、大気、水、土、人工物等の非生物的要因やヒトをはじめとする動物、植物、微生物の生物的要因が互いに関連しあいながら影響を及ぼしており、それらの総体を私たちは「環境」と呼んでいます。

今日の環境問題を考えていく場合には、自らの選択に委ねられている人間の活動によって環境の受ける影響が特に大きな問題となっているのであり、したがって、環境問題の解決に当たっては、単に自然科学の側面からのみではなく、社会科学、人文科学の領域まで含めて総合的に対処していくことが不可欠です。

～環境から守られてきた私たち～

近年、環境や環境問題を考えるうえで「地球にやさしく」とか「環境を守ろう」という言葉がよく使われます。しかし、今私たちはまず、私たちがいかに「地球からやさしく」「環境から守られて」はぐくまれてきたかということを考える必要があります。

自然は時として地震、台風、大雨、噴火等によって大きな災害をもたらしますが、また計り知れない恵みを私たちに与えています。土中の微生物や虫達も廃棄物の分解や肥沃な土づくりに貢献しています。雨水は科学技術文明を謳歌する現代においても、貴重な「天からのもらい水」です。毎年、夏の干ばつの下で雨を待ちわびる私たちの姿は、古代人と何ら変わるところはありません。それゆえ、私たちの先人は自然の恵みを大切に、汚すことのないように私たちの身近に数多くの「いいつたえ」や「しきたり」を残してくれました。きれいな水が湧き出るところに水神を祭ったり、人がむやみに立ち入るべきではないとされていた場所に「ヌシ」が棲むいいつたえを語り継いだりしてきました。そうしたことの背景には、迷信や非科学的なことと単純に切捨てることのできない、自然に対する冷静な観察と恐れや感謝の意が含まれているものが少なくありません。

しかし今日、都市部のみならず農山村部においても人工的な環境が増え、生活空間そのものの全国的な画一化が進むとともに、都市部を中心とした核家族化や農山村部における過疎化・高齢化等

の傾向がますます顕著になっています。そうしたことを背景として、いつしかそうした地域のしきたりやいつたえを語り継いでくれる人も私たちの身近から少なくなっていました。それとともに、私たちの心の中から自然への畏敬の念はおろか、関心や興味すらも失われていこうとしています。そうしたことが環境全体の調和に配慮することなく人間の生活のみに快適な人工的環境を拡大していく原因の根底にありはしないでしょうか。

～エゴイズムからの脱却～

今日依然として、農作物に被害を与える鳥獣を駆除しすぎたためにかえって害虫が大量に発生した、興味本位で餌付けを行った鳥獣たちが集落周辺に出没し農作物を荒らした、家庭で飼育されていたペットが無責任に山や川に捨てられたために在来の野生生物が減少した、街路樹が大きくなりすぎたために伐採した、といったことを聞きます。人間が生きていくうえにおいては、これからも自然とさまざまな形でかかわっていくことが必要です。しかし、自然や生態系を狭い視野でしか考えず、人間のエゴイズムを押しつける対象としたり、アクセサリーや玩具のように扱うようなことがこれ以上許されるはずはありません。

こうした事態を生じさせる私たちの行動の底に潜む意識は、自然が本来有する自浄能力や再生能力を上回って、汚染物質を排出・廃棄することで大気や水や土壌を汚染したり、動植物を乱獲採取して絶滅の危機にさらすことを気にとめてこなかった意識と無関係ではありません。

「自分一人くらいが少々のことをしたとしても環境にたいしたインパクトを与えるものではない。」という自分勝手な意識が積もり積もって今、人類をはじめとするあらゆる生命の存在基盤である地球環境の危機が指摘されるようになったといっても過言ではありません。自然の循環も生態系もごく身近な系から地球的な規模の系にいたるまで連綿と続くひとつのシステムを形成しており、そのシステムの中で生じた環境の変動からは、その一構成要因にすぎない人間も逃れることはできません。

環境問題の本質は、自らが環境に与え続けてきた悪影響によって存亡の危機にさらされている人類と、人類の活動の巻き添えをくってくるわされた自然生態系の中で否応なく絶滅の危機にさらされている幾多の種にとって、いかに将来も生存可能な環境を守り育てていくかということにあります。

環境に対するエゴイズムを克服しないことには、どれほど環境保全技術を進歩させても、環境監視体制を強化しても、新たな環境の破壊や汚染とのいたちごっこに終始してまうことになるでしょう。したがって、環境を悪化させている人間の行動やそうした行動をとることになんの疑問も持たないような意識を少しずつでも環境に配慮したものへと変えていくことからしか環境問題の根本的な解決はありえないと考えます。そのことが今、環境教育の重要性が叫ばれている理由でもあります。

～環境との共生～

人間がこれまで自然や他の生物に対して持ち続けてきた環境認識（環境観）は、自然や他の生物と人間は厳しく対立するものという立場をとるもの、あるいは逆に、人間は自然に厳しく規制され従属するものという立場をとるものなどさまざまでした。

では今後、私たちは、私たち自身と環境とのかかわりについてどのような認識を持つべきなのでしょうか。私たちは次のような環境認識を持つことから始めたいと考えています。

『人は環境の創造物であると同時に、環境の形成者である。環境は人間の生存を支えるとともに、知的、道徳的、社会的、精神的な成長の機会を与えている。地球上での人類の苦難にみちた長い進化の過程で、人は科学技術の加速度的な進歩により、自らの環境を無数の方法と前例のない規模で変革する力を得る段階に達した。自然のままの環境と人によって作られた環境は、ともに人間の福祉、基本的人権ひいては、生存権そのものの享受のため基本的に重要である。』

この考えは、1972年（昭和47年）6月、スウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」において採択された「人間環境宣言」の中で明らかにされたものです。この会議は、「かけがえのない地球（Only One Earth）」をテーマとして環境問題全般についての大規模な国際会議として初めて開催され、世界114か国が参加しました。「人間環境宣言」は、「人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため」の共通の見解と原則を示すものとして表明されたものです。

ここでは、人間は自然生態系の一部であるとともに、自然のままの環境に働きかけ、人間の生存に適した環境をつくり上げる主体であることが明らかにされています。また、人間は環境から単に生活の糧を得るだけでなく、精神活動を高度に発展させる恩恵を受けていること、人はついに創造主である環境を大規模に変える力を有するようになったこと、あるがままの原始的な自然も人工的な環境もどちらも人間にとって大切であることが示されています。また人間環境宣言は、特に環境を変えるほどに進歩した人間の力についても、次のように警告を発しています。

『今日四囲の環境を変革する人間の力は、賢明に用いるならば、すべての人々に開発の恩恵と生活の質を向上させる機会をもたらすことができる。誤って、また不注意に用いるならば、同じ力は、人間と人間環境に対しはかり知れない害をもたらすことになる。』

この考え方は、平成2年10月に制定された本県の「環境基本条例」にも示されています。同条例では、その前文において人とその環境との関係について次のように規定しています。

『環境は、人間の営みと密接不可分のものであって、快適な環境の創造は、自然と人為との調和なくしては、実現しえないものである。今こそ私たちは、すべての県民の協力と連帯のうえに、環境への影響に深い注意を払いながら、環境のもたらす恵みを守り育て、人間英知のあかしとして、自然との共生のもとに快適な環境を築き上げていかなければならない。』

私たちは、自然と対立するものでもなければ、従属するものでもなく、共に生きるという視点から環境を考えたいと思います。環境を守り育てるということは、科学技術で自然を征服することでもなければ、大昔の生活に戻ることもありません。環境への影響に一層の思慮深い注意を払いながら、たえず経験を活かし、発見、発明、創造及び進歩を続けることこそ人間英知の証であると考えます。

● 第2節 環境教育の必要性 ●

～環境教育の国際的な取組～

〔人間環境宣言〕

20年前の1972年（昭和47年）、私たちはスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」で世界共通の認識として次のことを確認しました。

『無知、無関心であるならば、われわれは、われわれの生命と福祉が依存する地球上の環境に対し、重大かつ取り返しのつかない害を与えることになる。逆に十分な知識と賢明な行動をもってするならば、われわれは、われわれ自身と子孫のため、人類の必要と希望にそった環境で、よりよい生活を達成することができる。環境の質の向上とよりよい生活の創造のための展望は広く開けている。いま必要なものは、熱烈ではあるが冷静な精神と、強烈ではあるが秩序だった作業である。自然の世界で自由を確保するためには、自然と協調して、よりよい環境をつくるため知識を活用しなければならない。』（人間環境宣言より）

そして無知、無関心を克服し、自然と協調してよりよい環境をつくるための知識を活用していく人々を育てる環境教育の必要性についても次の信念を表明しました。

『環境問題についての若い世代と成人に対する教育は一恵まれない人々に十分配慮して行うものとし一個人、企業および地域社会が環境を保護向上するよう、その考え方を啓発し、責任ある行動をとれるための基盤を拓げるのに必須のものである。』

私たちはこのことを環境教育についての基本認識として再確認するとともに、こうした認識を世界の人々が20年も前に確認したにもかかわらず、この20年間に環境問題が深刻化することを防ぐことができなかつたことを謙虚に反省し、これからの環境教育のあり方について考えを進めていく必要があります。

〔ベオグラード憲章〕

1975年（昭和50年）10月には、ユーゴスラビアのベオグラードで環境教育の専門家たちによる初めての国際環境教育会議（ベオグラード会議）が開催され、次の6項目の環境教育の目標を明らかにした「ベオグラード憲章」が採択されました。

- ① 関心：全環境とそれにかかわる問題に対する関心と感受性を身につけること。
- ② 知識：全環境とそれにかかわる問題及び人間の環境に対する厳しい責任や使命についての基本的な理解を身につけること。
- ③ 態度：社会的価値や環境に対する強い感受性、環境の保護と改善に積極的に参加する意欲などを身につけること。
- ④ 技能：環境問題を解決するための技能を身につけること。
- ⑤ 評価能力：環境状況の測定や教育のプログラムを生態学的・政治的・経済的・社会的・美的、その他の教育的見地に立って評価できること。
- ⑥ 参加：環境問題を解決するための行動を確実にするために、環境問題に関する責任と事態の緊急性についての認識を深めること。

〔ナイロビ宣言〕

国連人間環境会議10周年を記念して1982年（昭和57年）5月、ケニアのナイロビで開かれたUNEP（国連環境計画）管理理事会特別会合で決議された「ナイロビ宣言」でも環境教育の重要性は次の

ようにうたわれています。

『環境保全の長期的な価値についての洞察と理解が不十分であったため（中略）環境保全のための行動計画は、部分的に実施されただけであり、その結果は、満足できるものではない。』との反省に立って『広報、教育及び訓練を通じて環境の重要性に対する一般的及び政治的な認識を高めることが重要である。環境を改善するためには、各人の責任ある行動と参画が不可欠である。この分野においては、非政府機関が特に重要な、かつ、しばしば啓発的な役割を担っている。』

〔環境と開発に関する世界委員会〕

ナイロビ会議で日本政府代表によって提唱され、1984年（昭和59年）5月に設置された国連の特別委員会「環境と開発に関する世界委員会」は、1987年（昭和62年）4月、『Our Common Future（邦題：地球の未来を守るために）』と題する報告書を作成し、「持続可能な開発」の概念とその達成に向けての方策を示しました。そのなかで、環境教育については次のように指摘しています。

『教育を通して、社会科学、自然科学、人文科学を含む包括的な知識を身につけ、自然資源と人的資源の相互作用、開発と環境の相互作用についての洞察力をもたねばならない。環境教育はあらゆるレベルの公式の教育カリキュラムの中に位置づけられるとともに、他の学科の中にも環境問題との係わりが組み込まなければならない。それは環境に対する責任感を育て、学生に環境状況の監視、保全、改善の方法を教えるために必要なのである。このような目標は、例えば自然同好会やよりよい環境をめざす特別の利益団体の運動に学生が参加することなしには、達成することはできない。環境教育は成人教育、仕事上の研修、テレビ、あるいはもっと非公式な方法によって、できるだけ広い範囲の人々にいきわたるようにしなければならない。というのは、環境問題とその知識の体系は、人間の一生の間で大きく変わるからである。教師の研修の中に環境問題を組みこむことが決定的に重要である。環境及び環境と開発のつながりについての理解を深めるためには教師の取り組み方が鍵となる。』

〔リオデジャネイロ宣言〕

「国連人間環境会議」から20年を経た1992年（平成4年）6月、ブラジルのリオデジャネイロで、世界172国が参加して「国連環境開発会議」が開催されました。この会議では「持続可能な開発」をテーマとして環境保全と開発の調和を図るための理念と原則を示した「リオデジャネイロ宣言」と地球環境の保全に向けた世界の行動計画となる「アジェンダ21」が採択されました。その宣言のなかでも、環境問題に対する認識と行動力の重要性について、次のようにうたわれています。

『環境問題は関心あるすべての市民が適時参加することで、最も良く対処される。』

『国家は情報を広く公開し、国民の認識と参加を促進、奨励しなければならない。』

『全ての人に持続可能な開発とより良い未来を保障するために、世界の青年たちの創造力、理念、勇気が、地球規模でのパートナーシップ創造に向けて動員されるべきである。』

このように、環境教育の重要性については、この20年の間に世界のコンセンサスを得て、ますますその充実強化と積極的な推進が求められています。

～国内における環境教育への取組～

環境教育は、従来「自然教育」、「自然保護教育」、「公害教育」、「環境保護教育」としてとらえられてきた多くの側面を持つものであり、さらに先の湾岸戦争が大規模な大気・海洋汚染を引き起こ

したこと、あるいは、環境関係の国際会議の席上で南北問題や先住民問題が大きなテーマとなることなどからも「平和教育」、「国際理解教育」、「開発教育」、「人権教育」等の分野とも密接なかかわりを有しています。

〔自然教育・自然保護教育から〕

わが国において、公害問題が深刻化する以前に取り組まれていた環境教育は、主に自然科学からのアプローチを中心とした生物観察、自然観察、野外学習などに基づく「自然教育」と貴重な野生生物種や優れた景観等の保護をベースにおいた「自然保護教育」でした。前者は、主に学校教育における「理科」教育を中心として取り組まれてきており、後者は、主として昭和20年代以降、日本自然保護協会をはじめとする各種の民間団体による社会教育の分野を中心として取り組まれてきました。

〔公害問題の激化と公害教育の開始〕

国内で人と環境とのかかわりを総合的にとらえた「環境教育」の必要性が論議され始めたのは、1972年（昭和47年）の国連人間環境会議の前後からです。しかし、当時は、本県の水俣病、新潟県の阿賀野川有機水銀中毒、富山県の神通川イタイイタイ病、三重県の四日市ゼンソクの4大公害病に代表される「産業型公害」問題への対応が緊急の課題となっており、また光化学スモッグ、新幹線・空港騒音問題等の「都市・生活型公害」が深刻な様相を深めていくなかで、公害問題が大きな社会問題となっていました。

したがって、この当時、わが国における大多数の人々の認識は、環境問題イコール公害問題であり、原因者である企業や業界、及びそれらを指導すべき立場にある国、地方自治体に対する責任、患者救済、規制・指導の強化などが強く叫ばれたものの、環境の保全を広く人間と自然とのかかわり全体のなかでとらえていかなければならないことを訴えた「人間環境宣言」の考えは、一部の人々を除き、広く一般に浸透するまでには至りませんでした。

また、昭和30年代からのいわゆる高度成長期には、過密化する都市周辺部のみならず古くから景勝地として親しまれてきた地域等においても観光開発等による自然の改変が急速に進みました。このため、全国各地で緑地の減少や自然生態系の破壊を食い止めようとする運動も活発に展開されるようになりました。この当時の自然保護の考えは、公害や自然破壊の急速な拡大を防止すること(Protection of Nature)や、できるだけ自然に手を加えないで残そうということ(Preservation of Nature)に重きがあり、積極的に人が環境に働きかけて望ましい自然を維持管理していく必要があるという考え方(Conservation of Nature)は、当時のわが国において一般に定着するまでには至りませんでした。

1970年（昭和45年）の第64国会、いわゆる「公害国会」では公害対策基本法の改正をはじめとして多くの環境関連の法令が整備され、翌1971年（昭和46年）には公害防止と自然保護を管轄する環境庁が設置されました。また、1972年（昭和47年）には自然環境保全法が制定され、さらに1974年（昭和49年）には自然保護を求める国民運動の成果として「自然保護憲章」が制定され、自然保護に関する教育の重要性が次のように明記されました。

『自然保護についての教育は、幼いころからはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然に対する認識と愛情の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。』

学校教育の分野においても、こうした社会情勢を反映して、1969年（昭和44年）の中学校学習指導要領の改訂で「保健体育科」に「公害と健康」が取り上げられたことを緒として「公害教育」の

取組が始められました。以後、1977年（昭和52年）の中学校学習指導要領の改訂において「社会科」で「公害の防止など環境の保全」、「理科」で「人間と自然」、「保健体育科」で「健康と環境」などが、また1978年（昭和53年）の高等学校学習指導要領の改訂では「現代社会」で「人類と環境」、「理科I」で「人間と自然」、「保健」で「健康と環境」等の環境教育に関する内容が取り上げられるようになりました。

しかし、その教育実践は、一部で熱心に取り組みられてきたものの、多くは主に社会科、理科、保健体育科の学習の一部として個別に行われてきたものであり、各教科・教育活動間の連携の下に、環境と人とのかかわりを総合的に理解するとともに、環境問題を解決し、人の生活と自然の豊かさが調和した真に快適な環境を実現するための行動力を養うという視点や家庭、地域社会、学校、企業等及び行政などあらゆる場における学習を体系的に進めるという視点は、必ずしも十分なものではありませんでした。

～なぜ、今、環境教育か～

〔環境問題の多様化・グローバル化〕

産業型公害の防止に対しては、法令の整備や金融支援制度の整備等、行政による規制、指導、支援等が図られるとともに、産業界においても公害防止のための技術革新等の積極的な取組が進められた結果、昭和50年代以降、わが国においては激甚な産業型公害は発生していません。しかし、一方では高度成長期以来、基本的には何ら変わる事のない大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会システムや消費スタイルを続けてきた結果、私たちが環境に及ぼす影響はますます増大しています。都市・生活型公害といわれる生活排水等による中小河川の汚濁、交通量の増大による大気汚染や振動、カラオケやペット等による近隣騒音等の問題は、より複雑多様化し、トリクロロエチレン等の有害化学物質による地下水汚染等新たな対応を要する問題も生じてきました。

自然保護の分野においても、地域における過疎化・高齢化を背景として、自然の荒廃が進んでいることや、国民の余暇活動の充実を求めるニーズに対応する形で開発の需要が高まっていることから、環境保全と地域振興をいかに両立させていくかということが大きな課題となっています。

さらに、先進諸国による大量の資源・エネルギーの消費と廃棄は、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染等の問題を発生させています。一方、途上国は、人口の増大、貧困等を背景として環境資源を消費し、野生生物種の減少、砂漠化の進行、熱帯林の減少、公害問題の発生等の著しい環境の危機にさらされています。これらの環境問題は、それぞれが独立した問題として存在するのではなく、それぞれが複雑に関係しながら全体として一つの大きな問題、すなわち地球環境問題を形成しています。

環境問題は、単に法規制や監視を強化すれば解決するものではなく、一人ひとりのごくあたりまえのこととして環境を大切に、環境を守り育てていく心と行動力を持つことが不可欠です。さもなくば規制と環境汚染とは、際限のない繰り返しになってしまい、生態系や自然の循環の異常などに気づいた時には、すでに手遅れとなっているかもしれません。そうした意味で環境問題の解決は環境教育の成否にかかっているといえるのです。

人間環境会議が開催されてからこの20年の間に、環境に対する悪影響の蓄積は、世界中で環境教育をはじめとしてさまざまな環境を守る取組がなされてきたにもかかわらず、ついに、地球規模の環境問題にまで拡大してきました。私たちは今、これまでの環境教育を見直し、新たな環境教育のあり方を考える必要があります。

〔今日の環境問題と従来公害問題との相違〕

今日の環境問題は、20～30年前の多くの産業型公害と異なり、一企業等の活動に原因があるものでも、一地域の環境汚染にとどまるものでもありません。私たち一人ひとりの日々の生活行動や産業活動が環境に与える負荷が、自然の自浄能力や再生能力を超えながら、自然の循環や生態系の中に少しずつ蓄積されてゆき、やがて取り返しのつかない深刻な事態が発生します。しかもそのような事態は、必ずしも原因が存在する地域のみには表れるのではなく、酸性雨やオゾンホールのように遠く離れた地域に思いもかけない形となって表れてくることがあります。

しかも、日常においてこうした環境への悪影響の蓄積が意識されることはほとんどなく、したがって対策も水、大気、生物などに何らかの異常が発生した場合に後追いの、対症的に実施されることになりがちです。しかし、環境問題が発生する原因は、単に異常が発生した水、大気、生物のみにあるのではなく、自然の循環や生態系全体のバランスが失われることから発生しているものであり、そのアンバランスの最も影響を受けやすい要素に異常が表れてくるのです。したがって環境問題の対策は、予見的・総合的・体系的なものでなければならず、ましてや日常的に具体の被害が感じられないということで対策を放置することはできません。たとえば、「今日の雨はとてもすっぱい。」とか「紫外線で肌がみるみるうちに焼けていく。」など環境問題が私たちの日常生活において意識されるような状況にまで至れば、地球は、人間のみならず地上の生命のほとんどが死滅し、逆にだれからもそのような環境であることが意識されることのない「死の惑星」となっているであろうことは容易に想像できます。

〔新たな環境認識と行動力の育成〕

環境問題の解決に当たっては、公害問題以上に日々の活動が環境に与える影響について深い注意を払い、未然に悪影響の発生を防止していくことが不可欠となります。環境に対する新しい共通の認識の下にさまざまな立場の人々が自己の社会的役割に応じて、自らの生活行動や自らがかわる社会活動をひとつひとつ環境に配慮したものへと変えていくことが不可欠です。

そうした環境に対する共通の認識をはぐくむうえにおいては、環境問題を従来公害防止や自然保護の観点のみならず、私たちと環境とのかかわりを人文科学・社会科学・自然科学のあらゆる分野から総合的にとらえることが大切です。

また、生活様式や社会活動を環境に配慮したものへと見直していくためには、単に知識を学ぶだけではなく、環境に配慮した取組をごくあたりまえのこととして実行できる生活態度や生活習慣を身に付けることが不可欠です。そのために、そうした認識や行動について子供たちのみならず、大人たちをも指導することのできる人材の養成と教育システムを確立することが急務となっています。

～これからの環境教育の課題～

〔総合的・体系的な学習の推進〕

私たちは残念ながら「環境」や「環境問題」をこれまで体系的に学習することをしてきませんでした。身近において、また地球的規模でさまざまな環境の危機が叫ばれるようになってにわか学習しているのが実情です。

例えば、学校教育においては、「国語」では四季折々の事象に心情を投影させること等を、「理科」では気象や生物の生態等を、「社会」では公害問題や地理や政治経済の仕組み等を、「家庭科」では

栄養や被服や家計のこと等を、「保健体育」では運動や健康のこと等を教わりました。遠足などの野外活動などでは木々や小鳥の名前も教わってきました。しかし、それらの各科目や諸活動において私たちは、人と自然や生態系がどのような関係にあり、人間社会の営みと自然や生態系とが相互にどのような影響を及ぼしあっているのか、今後よりよい環境をつくり上げていくためにはどのようなことに心がけ、どのようなことに取り組んでいかねばならないのかということについて総合的・体系的には必ずしも十分に学んでこなかったのではないのでしょうか。

今後、環境教育を進めるに当たっては、各教科や教育活動等で学習する環境や環境問題に関する内容を相互に関連づけ、学習の対象となるさまざまな事象を総合的・体系的に把握できるよう努める必要があります。

〔生活や地域に密着した学習の推進〕

家庭教育や社会教育においても、かつては各家庭や各地域で培われてきた「しつけ」や「慣習」などの伝達のなかで、自然や物などを大切にすることが教えられてきました。しかし、都市化、情報化の進展に伴う、核家族化、地域の過疎化、高齢化によって、そうした家族や地域の個性ともいえるべき「いいたえ」「しきたり」といったものも人々の心の中から急速に失われていこうとしています。

先に、環境を守り育てていく取組は、永久に続けられていくべきものであり、そのためには個人の内発的な意思に基づき、ごく当然のこととして行われなければならないことを述べました。従来、物を大切にするとか、地域社会における秩序を大切にするとか、生き物をむやみに殺生しない、池や川や道を汚さないなど、ごくあたりまえのこととして教えられてきたことがいつしか私たちの心の中から忘れ去られようとしています。そのことが環境問題をここまで深刻な問題にしてきたとも言えます。

地球環境問題といえども、その原因の多くは、それぞれの地域における一人ひとりの生活が環境に及ぼす悪影響が積み重なって発生しているものであり、決して遠い世界の出来事ではありません。また、環境は地域ごとにさまざまな自然的・社会的・文化的特性を有しており、したがって、環境への配慮も、環境問題の解決方法も地域ごとに異なってきます。ですから、環境教育も、自分自身の生活と地域社会の自然的・社会的・文化的な特性を踏まえて実施される必要があります。

〔自分自身の問題としての認識の確立〕

環境は、多くの環境要因が複雑に関係しながら私たちにさまざまな影響を与えており、私たちの活動もそれらと複雑にかかわりあっています。自然や生態系の仕組みについても、私たちの活動が環境にどんな影響を与えているのかについても、まだ科学的に十分解明されていない部分も数多く残されています。したがって、環境を守り育てていこうという取組も、何からどのように始めていいのか分かりにくい面が多分にあります。しかし、今日、急激に拡大する環境の危機を前にして、環境や環境問題の全体像が完全に明らかにされるまで待っていては、環境問題の解決が手遅れになってしまうおそれが大きいです。原因不明の病気で患者が苦しんでおり、治療法が不明だからといって何もせず、治療法が判明した時には手遅れだったというのでは何にもなりません。

したがって、まず現在の科学的知見を結集して環境の仕組みを理解し、自らと環境を構成する身近な要因との関係、すなわち自らの日常生活や産業活動がどれほど水や大気や緑から恩恵を受け、また影響を与えているのかを正しく認識することが大切です。

四季折々の豊かな自然に恵まれている私たちは、つい「水と空気と安全はタダ」だと思いがちです。また、日々の生活行動のひとつひとつが環境にどれほどの影響を与えているか、ということに

についてはほとんど明確に意識することなく、意識したとしてもつい、「自分一人くらいが環境に与える悪影響などたいしたことはない。」などと思いがちです。しかし、私たちは、日々の生活の中で水のありがたさを意識しないですむということが世界のなかでどれほど特殊な環境であるか、世界の水事情を少し学べばすぐに理解することができます。だれしもこうした環境の恵みをいつまでも享受したいと願っているはずです。そうした思いから、わが家に当然のように供給されてくる水を見つめ直せば、わが家に水がたどり着くまでに森林や土がどれほど水のかん養や浄化に貢献してきたか、あるいはわが家から流れ出ていく水に混じった油等がどれほど環境に負荷を与えることになるか、ということについても視野を広げていくことができます。

こうした身近なことから環境と私たちのかかわりを見つめ直すことによって、環境を守るという自分一人ではどうしようもないと思われた大きな課題についても自分が貢献できることがある、ということを理解することができます。こうしたことが一人でも多くの人々に理解されることによって、環境問題は解決に向けて第一歩を踏み出すことができます。したがって今後、家庭、学校、職場等あらゆる生活の場において、身近な視点から環境への関心を誘発し、さらに環境に対する視野を広げていくために必要な情報を容易に手に入れることができるような仕組みを整備していくことが必要です。

〔行動力の養成〕

次に重要となるのは、環境への関心や理解をいかに行動に結びつけていくか、ということです。私たちは子供のころ、今よりもっと豊かであった自然の中で遊んだり、植物採集や昆虫採集もしてきました。しかし、そうして成長してきた私たち大人の心の中にどれほど自然保護の考えが定着し、具体の行動に結びつけることができたのでしょうか。自然の仕組みや大切さを教わっても、では実際にどのようなことはすべきでなく、あるいはどう行動すれば大切な自然を守ることができるかということについてはほとんど学んではこなかったのではないのでしょうか。そうしたことが今、環境を守ることの大切さを理解はしても具体の行動になかなか取り組めないことの一因となっているのではないのでしょうか。

いくら環境や環境問題に対する興味や関心を持って、環境を守り育てる具体的な行動を伴わなければ環境の改善にはつながりません。したがって今後、環境に関する学習を進めていくうえにおいては、単に環境や環境問題に関する知識を学ぶだけではなく、具体の問題を解決しようとする態度や行動力をもはぐくんでいくことが重要であり、指導者の養成を含め、今後の指導のあり方を検討していく必要があります。

● 第3節 環境教育の目標 ●

～環境教育が目指すもの～

本県では、平成2年10月に本県の環境行政を推進していくうえでの基本的な規範となる「環境基本条例」を制定・公布し、その第2条において「県は、教育活動及び広報活動等を通じて、県民の環境に関する意識の啓発に努めなければならない。」ことを規定しました。さらにこの条例に基づき、快適な環境を達成するための目標や取組の方向性等を示すために、平成3年11月に策定された「環境基本指針」においても環境教育の基本的なあり方について述べ、その目標を次のとおり要約しています。

① 環境とのふれあいを通じて環境倫理を確立し、環境にやさしい心をはぐくむ

人は、自然や良好な環境とのふれあいの中でその恵みを体感することによって初めて自然を慈しむ心や自然に対する畏敬の念をはぐくむことができます。

こうした心を持つことによって自然の摂理を実感し、人間は生態系の一部であるという認識を深め、生活様式を含む社会経済活動全般を環境にやさしいものにしていくという「環境倫理」を確立していくことが何よりも大切なことです。

② 日々の活動が環境に及ぼす影響を認識する

県民の日常生活から産業活動に至るまで、人間の諸活動がいかに深く環境とのかかわりの中で営まれているかについて一人ひとりが認識を深め、快適な環境を保全・創造するために何をなすべきかを考え、実践意欲を高めることが環境教育の基本的な課題です。

③ 環境の持つ能力を認識し、人間生活との調和を図る心をはぐくむ

人間やその他の生命活動を支える環境の持つ能力には、自ずと限界があり、環境の自浄能力や再生能力を超えた活動は、環境を悪化させ生態系のバランスを崩し、ひいては人間の生命を脅かすおそれがあります。したがって、人間の活動においては、環境との調和を図らなければならないという社会的合意の形成が可能となるよう学習を進めることが必要です。

④ よりよい環境を次代に引き継ぐ行動力を養う

県民の一人ひとりが環境とのかかわりについて自主的に学習し、自然とのふれあいを通して快適な環境を保全・創造する行動に取り組む必要があります。

そのためには、県民一人ひとりが快適な環境を保全・創造するという積極的取組を通して地域社会の一員、さらには地球市民としての認識を深め、よりよい環境を県民共有の資産として次代に引き継いでいく行動力を養うことが重要です。

今日の環境の汚染・破壊については、水俣病をはじめとする多くの産業公害と異なり、一人ひとりが加害者であり、同時に被害者でもあります。環境問題に対しては、いかなる立場の人々も無関

心であることは許されません。環境問題の原因の多くが、私たち一人ひとりの生活行動や産業活動が環境に与える悪影響によるものである以上、環境教育にはすべての人々があらゆる場で主体的に取り組むことが不可欠です。したがって、ここに掲げられている四つの目標は、行政のみならず県民、事業者の方々がそれぞれ環境教育の主体として環境教育に取り組んでいくうえでの共通の目標となるものです。

～環境教育の基本的な視点～

環境教育は、家庭、地域社会、学校、企業、行政等がそれぞれの役割に応じて多様なアプローチを行っていくことが必要ですが、上記の環境教育の目標を達成していくために、今後、行政、事業者及び県民は、次のような共通の基本的な視点に基づき環境教育の体系的な推進に努めていくことが大切です。

- ① 環境教育は、環境問題に「関心」を持ち、環境に対する人間の「責任」と「役割」を理解し、環境保全に「参加する態度」及び環境問題を「解決していく行動力」を持った人を養成するものであること。

環境教育は、環境に関する知識の習得のみならず環境を積極的に保全・創造していこうとする態度と行動力を養うものです。環境とのふれあいを通して体感・経験したことについて総合的・科学的なアプローチを加えることにより、具体的な行為が環境にどのような影響を及ぼすかということについて認識を深め、最善の行動を選択する能力を養うことが重要です。

- ② 環境教育は、生涯学習として幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対して、それぞれ個人の発達段階に応じて体系的に行われなければならないこと。

私たちは誕生以来、周囲のさまざまな人々や自然とのかかわりのなかで次第に社会的な存在として成長し、自立して次代をはぐくみ、社会の指導的役割を担っていきます。ですから環境に対しても、幼児期には人や自然とのふれあいの中で豊かな感受性や自然や生活のさまざまな事象に対する「興味」や「関心」をはぐくみ、少年期には社会や自然の仕組みについての「理解」を深めるとともに生活体験の中から環境保全に対する自己の「責任」と「役割」を認識していくことが大切です。さらに青年期から社会人へと自立していくなかで「行動」の主体として積極的に環境を守り育てていくことに「参加」するとともに、環境教育の主体として自己の知識や体験に基づき次代を「指導」していく役割を担っていかねばなりません。

環境教育においては、そうした個人の発達段階に即応しながら生涯を通じた「興味」→「理解」→「行動」の学習サイクルを通してより高次の教育が行われていくようなカリキュラム等をつくり上げていくことが大切です。

- ③ 環境教育は、家庭教育、社会教育、学校教育の連携の中で継続して展開されなければならないこと。

環境問題の解決に当たっては、個人の日常生活における衣食住の一つひとつの行動において、

産業活動の企画、生産、流通、販売、回収、再利用のあらゆる側面において、また、行政においても環境部局のみならずあらゆる行政分野の施策の展開において、それぞれ環境への配慮を徹底する必要があります。

互いの立場を理解し、それぞれの場における知識や経験が有機的に組み合わせられ、機能分担が行われることによって、より幅広い知識の習得や取組が可能となります。したがって、環境教育は教育機関や行政のみならず家庭、地域社会、企業、民間団体がそれぞれ相互に連携を図りながら環境教育の多様な主体として取り組むことが重要であり、それぞれの場における環境教育を推進していく人材の養成、情報等の整備に努めていく必要があります。

- ④ 環境教育は事業者教育・消費者教育の視点も併せ持つものであり、資源・エネルギーの生産、流通、消費、廃棄、回収の全体を通して循環型社会システムの構築を目指すものであること。

私たちの日常生活や産業活動は、商品のような有価物から大気のような天然の恵みにいたるまでさまざまな資源・エネルギーを消費することで成立しています。

今日の環境問題の原因の多くは、各消費過程において発生する環境への過大な負荷が積もり積もったものだといっても過言ではなく、地球環境問題もそうしたそれぞれの地域における環境問題の集積であるといえます。

したがって、私たちは環境の持つ自浄能力や再生能力を念頭に置き、生産過程においては、すぐにごみになるものや有害物質を含むものを作らないこと、より環境への負荷の少ない資源・エネルギーに代替できるものに転換を図ること等に努め、流通過程においては、極力、省エネ・省資源等の合理化を進めること、消費過程においては、衣食住のあらゆる消費生活の場面で、より環境に配慮した商品を選択し、省エネ・省資源などに努めること、廃棄過程ではごみの分別、減量化、適正処理を行い、回収過程における再利用・再資源化を促進していくことなどによって社会システム全体を循環型の環境に負荷の少ないものにしていく必要があります。

こうしたシステムが円滑に機能していくためには、それぞれの過程に関係する人々が互いの立場を理解し、相互に協力していくことが不可欠であり、意見・情報交換の場を設けることなどにより、環境の保全・創造に関する共通認識をはぐくんでいくことが重要です。

- ⑤ 環境教育は地域の特性と地球的視野を踏まえて進めなければならないこと。

環境は、それぞれの地域において異なる自然的・社会的・文化的特性を有しており、環境への配慮のしかたも、それぞれに異なってきます。したがって、環境教育を進めるに当たっては地域の環境特性を踏まえ、地域の環境に対する関心を深めるとともに保全・創造活動についても地域独自の創意工夫をはぐくんでいくことが大切です。

また、私たちの生活は、自らの地域社会のみならず他の地域社会や国際社会に大きく依存し、かつ影響を及ぼすことによって成立しています。身近な環境問題も地球環境問題と密接な関係があることを認識することが重要であり、そうした「地球的な規模で考え、足元から行動する」視野を養っていく必要があります。

～環境教育を進めていくうえでの基本的な留意事項～

以上のような基本的視点に立って家庭、地域社会、学校、企業等それぞれが環境教育を進めていくうえで共通して留意すべき基本的な事項を次のとおり示します。

- ① 環境及び環境問題を把握するうえでは、ミクロの視点とマクロの視点との連続性に留意すること。

生態系や自然の循環は、それぞれの構成要素が有機的なつながりを持って全体として安定的な調和を保っています。したがって、環境の保全・創造について学んでいくうえにおいては個々の構成要素を単独にとらえるのではなく、全体的、総合的に考えていく視点が不可欠です。

例えば、きれいな水のことを考えるためには、水質や水量のことだけではなく、大気、土壌、緑などの健全性についても考えていく必要があります。さらに私たちの生活と水とのかかわりについても治水、利水、親水それぞれの側面からとらえなければなりません。これまで私たちの意識のなかでは、太陽によって温められた海水が蒸発し、大気の流れに乗って上昇して冷やされ、雨となって降った水が森や土に蓄えられて浄化されながら川や地下水となって海に戻ってくるというマクロの視点と蛇口から出て排水口に消えていくミクロの視点とが一体的に意識されることはあまりなかったのではないのでしょうか。家庭や事業場からの排水は河川を通して海につながっており、それぞれの場の生態系に影響を与えます。さらに自動車等による化石燃料の過剰消費は、硫酸化物、窒素酸化物等による大気汚染の原因となるだけでなく大気中の水に溶けて酸性雨の原因ともなります。

このように環境や環境問題をとらえていくうえにおいては、一つの環境要素に対しても多くの側面からのアプローチが必要です。また一つの環境要素に対する悪影響が他の要素にも連鎖的に影響を及ぼすことを、さらには、一人ひとりの小さな負荷の集積がやがては地球環境にまで影響を及ぼしていくということにまで視野を広げていくことが大切です。したがって、環境教育を進めていくうえにおいても、身近な問題等の個別的な事象の学習にとどまるのではなく、個別の環境問題等が自然生態系や社会経済システムの中でどのように位置付けられるのか、環境問題の解決・改善のためにはどのような対策を行うことが有効であり、自分自身どのようなことに取り組むことができるのかということについて幅広い視野を持って考え、実行していく姿勢をはぐくんでいくことが重要です。

- ② 多様な方法で柔軟に環境を認識することに留意すること。

人文科学系、社会科学系、自然科学系のさまざまな分野の教科や教育活動に、私たちの身近にあるさまざまな素材を環境教育の教材として活用することによって、自分自身の具体的な問題として環境問題を認識させていくことが大切です。

例えば、近年、大きな市場を広げているパック入りのミネラルウォーターを購入するという身近な消費行為を通して、家庭ではもちろん、学校でも「理科」、「社会科」、「保健科」等の各教科で、水道水との違いは何か、産地はどこか、なぜその産地の水がおいしいとされているのか、おいしい水とはどういう水か、といったことから、おいしい水をはぐくむ自然の仕組み、世界、日本、熊本の水資源の状況、上水道や下水道の社会基盤の整備状況、さらに水を大切にするために自分自身どのようなことに取り組む必要があるかということなどを体系的に学習し、

行動を開始する契機とすることができます。

このように、日常生活の身近な行為を通して、気づいたことから環境教育に取り組んでいくという柔軟な姿勢を持つことが、自分自身の生活と環境とのかかわりを具体的に理解し、自らの生活行動をひとつひとつ着実に環境に配慮したものへと変えていく息の長い取組を成功させる秘訣であるともいえます。

③ 環境教育を実施するプロセスにおいては、個人の具体的な体験を重視し、自発性・内発性の誘発に努めること。

従来の環境教育は、「公害教育」においても「自然保護教育」においても、ともすれば指導者からの一方的な知識や経験の伝達になりがちでした。しかし、今後の環境教育を進めていくうえにおいて、主体となるのはあくまで環境についてこれから理解を深めていく子供であり、大人です。家庭、地域社会、学校及び企業等における指導者は、まず個人が環境や環境問題に興味や関心を持ち、さまざまな活動に意欲を持たせるように動機付けを行っていくことが大切です。学習の過程で指導者がことこまかに指示や説明を加えていくよりも、個人のさまざまな取組の要所要所で新たな発想や取組のヒントを与えたり、取組の支障となっていることについて相談を受けたりするなど、指導を受ける側の立場に立って見守り、援助していく姿勢を持つことが大切です。

特に幼児・学童期においては、自然とのふれあいを通したさまざまな体験から得られる刺激によって豊かな感受性をはぐくんでいくことが重要です。学習というより遊びのなかで、身の周りの自然や生活への好奇心や関心を育て、心身の発達にともなってそうした体験をもとに、科学的・体系的に自然や社会を観察し、問題発見や問題解決のための能力を養い、主体的に環境の保全や改善に参加していく態度や行動力を身に付けていくことが望まれます。

④ 学習と活動の場の連続性に留意し、相互の連携を図ること。

環境教育は、さまざまな場における個人の体験をもとに、自分自身と環境とのかかわりを考えていくことを学習の基礎におくものです。水とのかかわりひとつをとってみても、私たちは家庭、学校、地域における生活用水、さまざまな産業活動の場における産業用水、あるいは河川の流水、水源地の湧水、雨水などの自然の水などと多くのかかわりを持ちながら生活をしています。ですから水を大切にしなければいけないということひとつを学ぶことを例にとっても、こうした生活や産業の色々な場におけるさまざまな水とのかかわりを総合的・体系的に考えていくことが必要です。

したがって、環境教育を進めていくうえでは、家庭、地域社会、学校、職場などさまざまな場での学習を通して、一個人が家庭人として、社会人として、あるいは職業人として環境へ配慮した行動ができるような仕組みをつくり上げていくことが大切です。また、家庭、地域社会、学校、職場がそれぞれ環境教育の主体となって、相互に連携を図ることによって、リサイクル活動や自然観察など、より幅の広い取組が可能となります。例えば、学校と地域に住む高齢者、自然観察の指導者、専門職などの人々が協力することによって、児童・生徒が、教室や校庭では得られない新鮮な体験や知識を習得する場は大きく広がっていきます。

⑤ 環境教育の推進に当たっては、そのソフトやハードの複合性に留意すること。

環境教育を進めていくうえにおいては、身近な素材を通して多様な学習のアプローチが可能で、また、家庭、地域社会、学校等が連携することによって、より幅広い取組も可能となります。また、その学習の仕方も、講義形式のみならず五感をフルに活用する参加型・体験型の学習を併用していくことが重要です。例えば、知識としては資源を大切にすることを理解していても、使い捨て商品を購入することに何の疑問を持たなかった人たちが、ごみ処理場を見学したことを契機として、すぐごみになるものを買わない、過剰包装を断るといったプレサイクル活動や空き缶回収や不用品交換会等のリサイクル活動に取り組み始めた多くの例があります。このように、学習の方法を少し工夫するだけでも大きな効果が表れることがあります。

また、そうした学習の場を整備していくうえにおいては、例えば、親水空間をできるだけ自然に近い姿で水遊びができる場所として整備することによって、水遊びをしながら水生生物と水質の関係を理解させたり、校庭、街路、都市公園等の緑地空間の造園や樹種の選定に配慮して整備することで、落ち葉拾いや昆虫採集等の遊びを通して生態系の仕組みを理解させたりすることができます。このように、さまざまな場を環境学習への動機付けを行う場として工夫し、活用することによって、従来の学校、図書館、博物館のみならず、新たな参加型・体験型の環境教育を行う場をつくり出していくことができます。

このように環境学習のソフトやハードを複合的に組み合わせていく配慮、工夫をこらし、日々の生活のなかで自然と興味や関心をはぐくんでいけるような教育環境をつくり出していくことが今後、息の長い自発的な環境教育を展開していくうえで大切なことであるといえます。

⑥ 地域の文化や暮らしに密着した環境教育に配慮すること。

環境教育は、「環境について」学ぶ教育であるとともに「環境から」学ぶ教育でもあります。環境を大切にしたいという気持ちは、環境について学んだ知識だけではなく、自分が生まれ育ち、あるいは生活の場としている土地の自然、文化、景観等に対する感動や驚き、愛着や誇りといった感性が基本となって生じるものです。

かつては、都市には都市の、地域には地域の環境を守り育てる独自の知恵が語り継がれてきました。それらは、それぞれの場所における自然と人々の暮らしの長い歴史の中で培われてきたものです。今でも残る祭事、風習、地名等の多くには、災害や自然の恵みに対する人々の恐れや感謝の祈りにも似た気持ちが表されているといわれます。

しかし、都市の過密化・核家族化、地域の過疎化・高齢化などが進むにつれ、そうした自然と親しむ場とともに、地域の文化を語る人やそうした人の話を聞く機会も私たちの身近から急速に姿を消そうとしています。また、子供たちの生活の中でも、遊びの面では大人たちよりはるかに多くのことを教えてくれた年長者、いわゆる「ガキ大将」から遊び方、遊び場所、仲間同士のルールなどを伝承されることも少なくなっているようです。子供たちが地域の聖域や危険な場所ですらをしてしている時にしかり諭してくれる大人たちも少なくなっているのではないのでしょうか。

「水神さんの近くで遊んではいけない。」「〇〇山の木を切るな。」といったことから「物を大切に。」「隣近所の迷惑になるようなことをするな。」「家の周囲はいつもきれいに。」ということまで、こうしたことは、つい20～30年程前まで、私たちの身の周りではどこでもあたりまえのこととして教えられてきました。しかし、それぞれの地域でそうしたあたりまえのことが口に

されなくなり、やがて忘れ去られようとしていることが環境問題をここまで深刻なものとしてきたともいえるのです。私たちは、もう一度こうした地域の文化や暮らしの知恵を学び、かつて自分たちが体験したのと少なくとも同等、あるいはそれ以上の感動や驚きを次の世代に引き継いでいく努力をしなければなりません。そのことが次の世代にもさらにその次の世代にも、愛着と誇りのもてる環境を引き継いでいく力の源になると考えます。



第2章 環境教育の進め方

● 第1節 家庭における環境教育 ●

～家庭と環境教育～

〔ライフスタイルの変革から〕

今日の環境問題の原因の多くは、繰り返し述べてきたように、私たちの日々の生活行動や産業活動が環境に過度の負担をかけていることによるものです。石油や石炭などの化石燃料を消費して、二酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物を排出し、地球の温暖化や酸性雨の原因をつくり出しているのも、紙や木材を大量に消費し、熱帯林の減少の一因をつくり出しているのもほかならぬ私たちです。したがって、私たち一人ひとりのライフスタイルを環境に配慮したものへと変えていくことが重要なのであり、その変革は社会構成の基本単位である家庭において始められなければなりません。

各家庭の成り立ちは千差万別であり、構成員の人数、年齢・性別構成、収入・支出の状況、価値観等はさまざまですが、地球的な規模での環境の危機が急速に高まっている今日においては、もはやいかなる立場の人であろうとも環境を保全し、より快適な環境を創造することに無関心であることは許されません。また、そうした取組は一時的な思いつきやブームによって実施されるものではなく、自分の家を掃除することと同様にごくあたりまえのこととして永続されなければなりません。そうした意味において、環境を守り育てる取組は、家族という強いきずなで結ばれた最も小さな社会の単位において取り組まれることが最も自然であるといえます。そうした個々の家庭における自然な取組が大きな輪となると、地域住民の総意となって企業や行政を動かす大きな力となることを認識しておくことが大切です。

〔しつけと環境教育〕

家庭において人間は、養育という形で最初の人間関係を体験します。特に乳幼児にとっては、自分を養育する者との関係はその後の成長に大きな影響を及ぼします。人は、その成長の過程において五感をフルに活用してコミュニケーションを図り、言語や生活技術を習得し、徐々に独立した個人としての自主性と社会的な存在としての協調性を認識し始めるようになります。また、大人の側からも育児や「しつけ」を通して生活技術や人間社会で生きていくためのルールやマナー等さまざまな情報の伝達が行われます。そうした情報は、人として生きていくうえにおいて必要不可欠な情報として授受されるものであり、双方の意識の有無にかかわらず、これらの情報の授受への「関心」は極めて強いものがあるといえます。したがって、育児や「しつけ」を通して幼児期・少年期に環境をどのように体感させ、環境についてのルール、マナーをどのように教えていくかということは、その後、生涯を通じての環境教育を学んでいくうえで極めて大きな影響を与えるものだといえます。

〔生活技術と環境教育〕

見方を変えれば家庭は、その構成員の生活を維持するうえでさまざまなエネルギー、物財、情報の出入りを伴うひとつの代謝システムだといえます。衣食住を中心としてさまざまな物財、エネルギー、情報が家庭内に流入し、消費され、廃棄されていくことによって生活が成り立っています。そうした自らの生活を成立させていくために、限られたエネルギー、物財、情報等を使いこなしていく手段・方法が生活技術であり、家庭とは大人にとっては生活技術によって生活を維持・運営し

ていく場であり、子供にとっては具体の生活体験を通して生活技術を学習する場でもあります。家庭では、日常的にそうした生活技術の選択・決定が数多くなされており、したがって、そうした選択・決定の際に、どの程度環境に配慮することができるかが環境への影響を大きく左右することになります。

水、電気、ガスから衣服、食品、家具等、今日、私たちの家庭にある生活用品は数千点にも上るといわれています。こうした生活用品などは、すべて地球上の資源・エネルギーが姿を変えたものであり、原材料が生産・輸入・加工されて流通ルートに乗り、私たちの家庭に入ってくるまでの間にも、既に相当な資源・エネルギーが消費されています。ですからこうした日常的に使用していく商品等を選択するに当たっては、目先の便利さのみならず、生産から廃棄・再利用まで含めた全体的な視点から環境に配慮したものであるかを考えることが大切です。

～家庭における環境教育の進め方～

〔大人から子供に伝えるべきこと〕

私たち大人は、まだかろうじて今よりもっと美しかった川や海のことを、野山で駆け回り、季節の移り変わりの中で、いどこに行けば、どのような生き物に巡り合えたかということ、鎮守の森、淵、水源などには神様やヌシがいてそうした場を汚したり傷つけたりすれば「ばちがあたる。」「たたりがある。」と教えられたことなどを覚えています。自然とのふれあいを通して私たちは、大人から、あるいは子供たちの中でも年長者からさまざまなルールやタブーや自然現象の不思議などを教わりました。ふるさとという原風景を心に描くときそうした記憶が懐かしさを伴って浮かんでくる人は多いと思います。

しかし今、子供たちは、どのように身近な環境とふれあっているのでしょうか。ふだんは家庭と学校と学習塾との往復だけ、休日はテレビゲームと漫画だけというほど極端ではないでしょうが、確かに私たちが子供のころと比べると身の周りの自然とふれあう機会は少なくなってきています。かつて私たちが伸び伸びと遊んだ野原や広場はなく、公園では草花や樹木の周囲に立入禁止の柵がはりめぐらされ、海辺や川辺はコンクリート護岸が切り立ち、道路は路地まで車が入ってくる、子供たちが一体どこで自然とふれあえるのかといたくなります。しかし、そんな環境にしてしまったのは他ならぬ私たち大人なのです。

美しい海や川や山の自然、緑豊かな田園風景は、かつて私たちの身の周りにあたりまえのように存在していました。しかし、それはあたりまえだったのではなく、私たちの先人が多くの努力を重ねて私たちに引き継いでくれたものではなかったのでしょうか。

私たちは、そうした環境が私たちの身の周りから徐々に姿を消していこうとしていることを、そうして一旦、失われてしまえば容易に回復できないことを知っています。

知っていながらこのまま仕方がない、時代が変わったのだからとあきらめて何もしないでいいのでしょうか。子供たちが大人になったとき、彼らは一体どのようなふるさとの記憶を心に思い描き、どのような愛着や誇りを感じるのでしょうか。

時代の変化とは関係なく、私たちが子供のころ体験した自然への驚きや感動や恐れ、あるいは地域の自然風土にはぐくまれた伝統や文化など子供たちに伝えたい、さらにその次の世代にも引き継いでもらいたいと願うものは数多くあるはずです。そうしたものによってはぐくまれたふるさとへの愛着や誇りこそ、ふるさとの環境をよりよいものにしたいと願う気持ちの源となるものです。したがって、親自身が子供に伝えたいと願うふるさとの自然、伝統、文化などをはっきりと認識し、

自然や生き物を大切に作る心、他人を思いやる気持ちを持った人間になってほしいという確固とした信念を持つことが必要です。

〔遊びの中から〕

家庭で環境教育を進めていくためには、新たに教材を購入したり、塾に通わせたりする必要はありません。教材は生活や遊びの中に無数に存在していますし、最適の指導者は、家庭生活を運営している大人自身です。

まず大切なことは、子供たちの環境への興味を遊びを通して発展させることです。熱心さのあまり図鑑や辞典で動植物名の暗記を強制するのでは、子供たちの興味はたちまちのうちに消え失せてしまいます。重要なのはまず、自然のなかに連れ出して水遊びや木登りや草花摘みでもなんでも体験させることです。子供が興味を持ったことに対して名前などを覚える力は大人の及ぶところではありません。もちろん、そうした遊びの過程で希少で絶滅の恐れのある動植物の捕獲・採取や危険な場所を避けること、むやみに動物を脅かしたり木の枝を折らないなどのルールやマナーを教えるていくことは必要であり、そうした指導を行う意味からも大人の学習が重要となります。

同様に、家庭生活においても散水や洗車、料理や買物などを遊びの感覚で手伝わせることも貴重な体験となります。最近の子供は、テレビゲームなどにしか興味を示さない、自然の中での遊び方を知らない、道具の使い方や家事のやり方を知らないという意見があります。本当でしょうか。もしそうであるとすれば、それは子供の側に責任があるのではなく、自然の中で遊ぶことや家事の手伝いを体験させず、その面白さを味わうことをさせてこなかった大人の側に問題があるのではないのでしょうか。自分が子供のころ、海岸での波との追いかっこ、川原の石での水切り、田んぼでのレンゲ草の花輪づくりなどに夢中になったり、指をけがしながらも作り上げた竹トンボが飛んだときの喜び、初めてのお使いで胸がどきどきした経験などを懐かしく思い出す人は少なくないはずで、こうした体験の多様性という点においても、また子供にさまざまな体験をさせる際の安全管理の面においても家庭は、学校よりも優れた教育の場となるのです。

〔興味を発展させる〕

次に重要となるのは、そうした体験を通して子供たちの心に芽生えた興味をさらに発展させる手助けを行うことです。子供の頃、草花や昆虫の標本採集をした人は多いでしょうが、そこで終わってしまった今の大人たちに自然を大切に作る気持ちというものがどれほどはぐくまれたかは疑問です。また、家庭生活における買物や食事の支度、あるいは散水や洗車などを手伝った経験はあっても、そこから水や電気やガスをどのようにすれば節約できるか、どのようにすればごみの発生を少なくすることができるかということなどを学んだ人は少ないのではないのでしょうか。ましてやトンボや蝶が生態系のなかでどのような役割を果たしているか、油や味噌汁を流しに捨てるのがいかに河川の汚濁の原因となっているか、さらには電気やガスの浪費が地球温暖化を促進する原因となっており、国土が水没の危機にさらされている国があるということなどを学習した人はほとんどいないはずで、

単なる体験に終わらせず、その体験をもとに環境を守り育てる意識をはぐくむためには子供たちの発達段階に応じて、子供たちが興味をもったことに対して、更に視野を広げるヒントを与えることが極めて大切なポイントとなります。

幅広い環境問題について必ずしも専門的な知識を学ぶ必要はありません。環境や環境問題に関する情報は、すでに今日あふれるほどに家庭に入ってきています。新聞やテレビ・ラジオで環境問題について報道されない日はありません。また書店には、専門書のみならず各種の月刊誌や週刊誌に

においても環境関係の記事が数多く特集されています。また地域の公共団体や民間団体もさまざまな啓発用のパンフレットや資料を配付したり、シンポジウムや公開講座などを各地で頻繁に開いています。積極的にそうした情報収集や学習の場への参加に努め、そこで得られた知識や情報を分かりやすく子供に伝えることで子供たちにとっては十分すぎるヒントを与えることができます。

～大人自身に求められること～

家庭は、子供たちが日常の衣食住を中心とした生活行動やレジャー、レクリエーション、旅行など具体的な体験を通して環境への関心や環境を守ろうとする態度や行動を学ぶ最適の場です。しかし、そのことを教える大人である私たちは、一体どれほど環境のことを知っているのでしょうか。

〔生活と環境とのかかわりを理解する〕

大人は家庭においては、家政の為政者であり大人のライフスタイルの決定は子供のライフスタイルの決定にも、また、家庭生活が環境に与える影響をも大きく左右します。そのライフスタイルの選択に際して、どれほど環境への配慮を行うことができるかどうかは、まさに、生活用品の選択、電気・ガス・水道等の消費あるいは廃棄物の出し方等が環境にどのようにかかわっていくのかということを知っているかどうかにかかっているのであり、そのことを知らなければ家庭における環境教育も成り立ちません。

〔取組の趣旨を理解する〕

町内の空き缶回収などのリサイクル活動に子供を参加させる場合でも、その目的を子供会の活動費を得るためと教えるのと、アルミ缶一個のリサイクルで40ワットの電球を11時間ともすことのできる電力を節約することができるかと教えるのでは、子供たちがリサイクル活動へ参加する意味合いが全く異なってきます。我が家のトイレトペーパーに再生紙を利用することの意味についても、「紙を大切にしないではいけないから」とだけ教えるのではなく、ごみがいかに大量に増え続けているか、その結果、地域にどのような問題が生じているのか、さらには、パルプの材料となる原木がどこから輸入され、そこでどのような環境問題が発生しているのかなど、子供たちの発達段階にに応じて語るべきことはたくさんあります。

〔子供たちの疑問にきちんと答える〕

私たち大人は残念ながら環境を、そして環境問題を体系的に学習することをしてきませんでした。したがって、まず大切なことは大人も子供たちと共に環境について一から学ぶことです。そうして子供たちの疑問に対して分る範囲できちんと答えることができるような大人になることが重要なのです。もし、そうしたことは学校の役割だと考えてしまうならば、子供たちが日常の具体的な体験から環境を大切にすることを学ぶ機会は著しく減少します。具体的な体験から学ぶということについて家庭は学校よりはるかに優れた教育の場であるといえます。しかもそこでは子供が興味を示した時にタイムリーに、かつ、マンツーマンの教育を行うことが可能です。そうした意味からも家庭教育の場を自ら放棄することは子供の環境に対する意識をはぐくむうえにおいて大きな損失となります。

〔子供たちと共に学ぶ〕

近年、余暇時間の増加に伴い、自然の中に「うるおい」や「やすらぎ」を求めてでかける人が増えてきました。しかし、問題は、自然の楽しみ方や自然とのふれあう際のルールやマナーを知らない大人たちも増えているということです。せっかく自然と親しんでも、ごみを放置したり川や海に投げ込んで帰る人、カラオケを持ち込んで動物たちを驚かせたりする人、捕獲採集禁止の動植物を持ち帰ったり、生息・成育場所を荒らしたりする人等、心ない行為によって自然を破壊・汚染するようでは、持続可能な環境教育はできません。

自然を前にして自然の大切さや自然とふれあう際のルール・マナーを子供に正しく教える自信のある大人がどれほどいるでしょうか。庭木やペットの種類は言っても、野山の草木や鳥の名前、生態系の中での役割など、あるいは、自然の中に放置した釣糸やビニールが魚や鳥たちにどんな被害を与えるのかなどについて自信を持って子供たちに教えることのできる大人たちがどれほどいるでしょうか。

またそれ以前に、大人たちは、「忙しい、疲れた」といって自然に対する興味や関心すら忘れてはいないでしょうか。あるいは、大人自身が自然の中で楽しむ術を知らずに、忙しさや疲れを子供を自然の中に連れ出さない口実としていないでしょうか。身近に子供たちが自然と遊ぶ場を奪い、今また子供たちが自然に親しむ機会を与えないならば、どのようにして子供たちの心の中に自然を大切にする心をはぐくむことができるでしょうか。

そうした意味では、まず大人自身が自然や家事を楽しむ気持ちを持つことが重要だといえます。大人自身が楽しんでいない雰囲気の中で子供が楽しく学べるはずがありません。環境についての体系的な学習をしてこなかった私たちは、環境や環境問題を正しく語るができないということ謙虚に認め、子供たちとともに楽しく学び始めることが大切なのです。世代を異にする大人と子供が共通の問題を通して人と環境のあり方について語りあうことは、環境や環境問題を考えていくうえで極めて重要なことです。そのことがさらに次の世代の子供にも受け継がれていくことで、環境を守り育てていく取組が永続的なものとなっていくことが期待されます。



～家庭における環境教育のアクション・ガイド～

1 まず商品などの環境配慮度を事前にチェックしましょう。

家庭は、衣食住を中心として、生活していくうえでさまざまな物財やエネルギーを必要とします。それらが本当に必要なものであるか、必要であるとしても、どれほど環境に配慮したものであるかをチェックしてみましょう。例えば、すぐごみになりはしないか、長持ちするか、すぐ飽きがこないか、家族構成や使用目的からみて適当な規格・数量か、包装が過剰ではないか、等といった簡単なことから、回収システムがあるか、ごみになった場合分解しやすいか、等廃棄・再利用段階にまで環境への配慮がなされているか、節電設計・静音設計等の配慮がなされているか、同種・同機能の商品で他にもっと環境に配慮した製品がありはしないか、等について商品等を選択・決定する前にチェックすることによって省エネ・省資源、環境への負荷軽減に貢献することができます。そうした商品選択の知恵を子供たちに分かりやすく伝え、お使いなどを体験させることによって自分自身の知恵として身に付けさせることが大切です。

また、家庭に入ってくるものは消費活動によるものばかりでなく、太陽光・熱、雨水、風など自然のものもあります。先人たちは、こうした風物を季節の暮らしの折々にうまく取り入れてきました。今でも布団・畳・カーペット・衣類等の殺菌・乾燥などに太陽光・熱を活用している人は多いでしょうが、さらに最近では温水のみならず、特別な装置を使わず自然の風や日光を利用したパッシブ・ソーラーシステムによる空調を取り入れる家庭も増えています。また雨水をタンクに溜めて庭の散水や洗車に使用することもできますし、そのまま地中に浸透させれば地下水のかん養にも寄与できます。夏のたそがれ時くらいはクーラーを止めて窓や戸を開け放ち、夕闇とともに訪れる涼気を感じるくらいのゆとりを持つと努めることが、子供たちと環境について語るうえで大切なことかもしれません。

2 物やエネルギーなどを、より有効に活用する工夫をしましょう。

かつて、私たちの生活習慣の中には、家庭用品を徹底的に利用し尽くす生活の知恵が息づいていました。衣服はお下がりが終わればぞうきんとしてボロボロになるまで利用されましたし、生ごみは肥料として、びん類は中身を詰め替えて繰り返し使用したり、商店に戻すか回収に出したり、家具類などは何代にもわたって修繕しながら使うのが当然でした。今とは住宅事情が違う、保管場所がないなどといったすむ問題ではありません。ペーパータオルをふきんに替えたり、びん類の活用や米のとぎ汁を植木や花壇に使うなど少しの工夫で環境への負荷は大きく減らすことができます。ましてや水、電気、ガスなどを有効に使う工夫は誰にでも、いつでも、どこでもできることです。

こうしたことの大切さを子供たちに一番よく理解させることができるのは、家庭の中でも台所でしょう。今、子供たちを食事の準備、後片付けで台所に立たせている大人がどれほどいるでしょうか。電気冷蔵庫、ガスレンジ、水道、洗剤などの使い方、過剰包装の無駄、ごみの分別の必要性、廃油や生ごみの処理への配慮などを通して子供たちに環境問題への関心をもたせる体験の宝庫といえそうです。その際例えば、水質汚濁を防止するために廃油を新聞紙や布きれでふきとってごみとして出す場合と、ごみを増やさないために廃油をそのまま水と一緒に流す場合と、どちらが環境に配慮したことになるのか、といったこと等についても大人はしっかりと学習しておく必要があります。さもなくば環境に配慮したつもりが、逆に環境への負荷を増大させていたと

ということにもなりかねません。ひとつずつ子供たちにできそうなことから体験させ、励まし、自信を持たせてやることで環境に配慮することへの関心と理解を深めさせ、環境に配慮した生活態度や習慣を確立させていきましょう。

3 身近な環境を見つめ直しましょう。

私たちの身の周りには、都市部のみならず、農山漁村部を含めて人工的な生活空間が増えています。しかし、熊本ではまだまだ大都市と比較すれば、町並みのなかにも多くの自然が残されています。ドライブで郊外を走り回るよりも、身近な住まいの周囲を散歩することで、より多くの自然とのふれあいができます。普段は歩くことなく通り過ぎていた路地に思いもかけないみごとな生け垣があること、近所の庭の梅、びわ、柿の実がだんだん大きくなっていくこと、辻のお地藏様に供えてある花が毎日替えられていること、空き缶やごみがいつも同じ場所に散乱していること、田畑が埋められて造成されていることなど、目につくことがすべて身近な環境を語る素材となります。毎日でなくても週に一日でも月に一日でも、こうした散歩を暮らしの中に取り戻すことによって、四季折々の変化や自分が住んでいる町がどう変わろうとしているのかを感じることが出来ます。こうしたことから環境や環境問題に対する関心や興味をはぐくむことが出来るのです。

4 自然とのふれあいに努めましょう。

自然とふれあうことの大切さについては、あらためて言うまでもありません。素晴らしい写真集や画集をながめていて、風のざわめきや香り、光のうつろいなどを感じることが出来るのは、自然とふれあい豊かな感受性をはぐくんできた人です。自然が破壊されていくことを自分のことのように心配できるのは、自然から物的に、あるいは精神的に恵みを受けたことのある人です。そうした気持ちをはぐくむ源は、自然の中での「楽しい思い」です。そうした楽しい体験は、遠くに出かけなくとも町中の並木道や軒先のつばめを見て歩くだけでも味わうことができます。昼食を近所の公園で食べるだけでも十分に楽しい時がすごせます。

大切なのは、大人も子供と一緒に自然を楽しみ、学ぶことです。そのためには、自然探訪会や星空観察会など専門の指導員がいる集まりに子供と一緒に参加することや近郊の山へのハイキングや管理されたキャンプ場でのキャンプを楽しむ等、手近な所にでかけることから始めましょう。大人にとっても子供にとっても無理をすることなくシーズンに一回でも年に一回でもそうした共通のアウトドア体験をすることで自然の感動を共有できるだけでなく、家庭では語れなかった多くのことが語れるはずで。

5 学校や地域社会との連携を図りましょう。

子供たちの創意工夫の取組を近所へ、さらに地域社会へとその取組の輪を広げていくことを支援するのも大人の大切な役割です。一人の子供が取り組み始めたことが、より多くの人々の理解と協力を得て、学校全体、地域社会全体の取組となって広がっていった例は清掃活動、リサイクル運動、緑化活動、さらにはトラスト活動など数多くあります。子供たちの力は決して小さくはありません。一人の子供の手紙が国家元首を動かした例もあります。PTA、自治会、婦人会、青年団、老人会等の活動を通して、例えば公園の清掃、緑化促進のためのマーク集め、牛乳パッ

クのリサイクル等に学校や地域全体で取り組んだり、地域に親しまれてきた巨木の保護を行政に働きかけたり、子供たちの自主的な取組を側面的に支援することで、子供たちの意欲はさらに高まり、より多くのことが学べるはず。子供たちの取組を通して、大人自身も学ぶところは少なくありません。異なる世代の者がひとつの取組を通して環境を大切にする共通認識をはぐくんでいくことこそ、最も大切なことといえるでしょう。



● 第2節 地域社会における環境教育 ●

～地域社会と環境教育～

〔地域社会で受け継がれてきたもの〕

地域環境は、長い歴史のなかで地域の自然と人との相互のはたらきかけで形成されてきたものです。したがって、地域環境はそれぞれの地域における自然的・社会的・文化的に多様な特性を有していました。かつての地域社会は、集落の発生形態こそ城下町、寺社町、宿場町、農山漁村等とさまざまでしたが、そこに住む人々は地縁、血縁等で結ばれた運命共同体でもありました。したがって、そこでは集落の秩序を維持するために、生活や産業の営み方から自然や他の地域とのかかわり方にいたるまで、地域固有のさまざまな「しきたり」や「きまり」が定められていました。

特に、しばしば大きな災害をもたらす自然は、先人たちにとっては「荒ぶる神々」でした。先人たちはそうした海神、水神、風神、山の神などの神々を畏怖するとともに、神々を鎮め、大漁、豊作、商売繁盛、生活の安寧などを祈願するために「祭り」を行ってきました。また、先人たちは、例えば、崩れやすい山の木は切らない、定期的に堤防を共同で普請するなど災害防止のために、あるいは湧水地のある山の木は切らない、溜池や河川の水門を輪番で監視するといった湧水防止のために、また野、山、海、川からの恵みを得られる場所を共同で管理するなど生活資源を維持・確保するために等々、自然とうまくかかわりながら生活や産業を営んでいくための知恵や経験などを集めて、さまざまな「しきたり」、「きまり」を定めてきました。

そうした自然とのかかわり方についての、あるいは生活や仕事の仕方についてのルールやマナーは厳しく守られてきました。子供たちは成長するにつれ、そうした地域のルールやマナーを親から、あるいは地域の「若衆組」の活動や「寄合」を通して学び、しつけられてきました。こうした地域社会における長い歴史に培われた知恵や経験に基づく教育は、時代背景や内容の変化はあっても、つい20～30年前まではどこの地域でも、社会の構成員として一人前の人間を育て上げるために、ごく当然のこととして行われていたことです。

〔地域社会の変化と環境問題〕

わが国が、戦後の復興期から高度成長期にかけて「物の豊かさ」を追求していく中で、地域社会はその性格を大きく変えていきました。都市化の急速な進展の中で、人々は伝統的な生活基盤であった地域社会から離れて都市へと集中し、併せて核家族化が進行するに伴い、代々語り継がれてきたルールやマナーも都市では無用なものとして忘れ去られていきました。また、都市に古くから住む人が少なくなるにつれ、新たに都市へ入ってきた人たちに都市固有の伝統的なルールやマナーが語られ、引き継がれることも少なくなり、近隣の人々と積極的にかかわりながら地域の共同体を運営していこうとする意識も希薄なものになっていきました。一方、農山漁村部では過疎化・高齢化が進行し、都市的な生活様式が普及することと併せて、地域で培われてきた固有のルールやマナーが次の世代に語られ、引き継がれることも少なくなっていきました。

こうした地域の伝統に根ざしたルールやマナーが忘れ去られようとしている状況と今日の環境問題が深刻化してきた状況とは決して無関係ではありません。

都市部のみならず地域においても、利便性や機能性等を最優先としてきた結果、人間にとってのみ快適な人工的な環境が増え、自然から受ける不利益さ、不快さを極力排除する生活空間の中で、いつしか、自然への畏敬の念や地域で長年培われてきたルールやマナーも失われていきました。そうして地域からどれほど大量のごみが出されようとも、目の前から消えてしまえば、そこ

から先どこに運ばれどのように処理されていくのか、多くの人は関心を持つとしなくなりました。わが家から発生する騒音や振動にも、家の周囲が汚れていることにも無頓着になりました。自然に対しても、荒れる河川や海岸はコンクリートで固められ、人々は水面から遠ざかり、どれほど水が汚れていようと、どんなにごみが浮いていようと無関心となりました。さらに、自然を人間にとってのみ都合のよいように改変し、自然の循環や生態系を破壊することにも何の疑問も感じなくなり、そしていつの間にか、地域の環境は大きく変わってしまっていたのです。

【新たな地域社会の構築に向けて】

今まで私たちは、子供たちに物心両面から地域社会を支えてきた自然の恵みのありがたさ、あるいは地域の祭りに込められた先人たちの思いなどをどれほど正しく伝えてきたでしょうか。そうしたことに関心を持つともしなくなっていたのではないのでしょうか。

地域社会の一員としての自覚の喪失、地域社会の一員である隣人への思いやりの喪失、そして地域社会にさまざまな恵みを与えてきた自然への畏敬の念の喪失など、私たちが「物の豊かさ」の獲得と引換えにそうした「思い」を失ってきたことが、今日、さまざまな環境問題を発生させている私たちの行動を引き起こす原因になっているといっても過言ではありません。地域社会という言葉で国際社会に置き換えれば、それはそのまま地球環境問題の原因となってきます。

私たちは、今「物の豊かさ」を実現してようやく、自分自身が住んでいる地域の環境を見直そうという気持ちのゆとりを得たのかもしれません。近年、こうした状況の中で都市内に親水・親緑空間を取り戻したり、地域の個性を見直し、地域振興を図ろうとする取組が全国的に展開されるようになりました。しかし、そうした取組は、地域の環境に配慮した取組でなければ、新たな自然や生態系の破壊を生じさせることにもなりかねません。また、そうした地域づくりの主体となる地域住民自身が、地域への愛着と誇りを持ち、地域全体の理解と協力の下に創意工夫を発揮していく取組でなければ、決して永続的な取組として定着していくものではありません。

私たちは今こそ、地域社会の一員としてのあり方から、地域の望ましい環境のあり方までを見つめ直していく必要があります。そして私たち自身が誇りと愛着をもって次の世代に引き継ぐことのできる地域社会の実現に向けて、新たな認識と行動力を養成し、その知恵と経験を次の世代に引き継いでいくことが求められているのです。

～地域社会における環境教育の進め方～

環境教育とは、人と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるような人づくりを行うものです。ですから地域社会における環境教育は、地域住民一人ひとりが自らと地域環境とのかかわりについての理解を深め、地域全体として地域環境の保全・創造について責任ある活動ができるような地域社会の形成を目指すものだといえます。

【多様な集まりで】

地域社会における環境教育は、年齢、職業、価値観等多様な地域住民で構成される集団による学習という点に特徴があります。その多様性ゆえにさまざまな人々の知識、経験等を踏まえた多彩な学習活動の展開が期待されます。

地域における環境教育を進めるうえにおいては、あらゆる集まりが環境教育の主体となることができます。任意の自然観察会、スポーツや趣味のサークル等の集まりをはじめとして、町内会、老

人会、婦人会、青年団、子供会、PTA等の組織を通して、あるいは地域の自然保護団体、ナショナル・トラスト団体、動植物保護団体、消費者保護団体等の活動を通して、さらには全国的・広域的なNGO(Non Governmental Organization：非政府組織)の活動を通して学習活動を展開することが可能です。身近に環境問題に取り組む団体等がなければ、隣近所に呼びかけて勉強会を開くことから始めてもよいでしょう。今、広域的な活動を行っている団体も始めはこうした呼びかけによる集まりから出発したものが多いためです。

環境教育は、概ね次の4段階に分けて、それぞれの団体が計画的に取り組んでいくことが大切です。

〔きっかけづくり〕

第1段階は、環境問題に興味や関心を持つきっかけづくりとなるシンポジウムやフォーラム、フェア等のイベントに参加することです。こうした催しに参加することで、専門家や先進的な取組を行っている人、立場の異なった人々等の意見や体験を知り、環境への視野を広げることができます。それらの中から自分自身に取り組んでみたいと思うテーマを発見したり、取組の方向性などを把握することが大切です。近年、こうした催しは、国、地方自治体、民間団体等がさまざまなテーマで開催していますので積極的に参加し、情報の収集に努めることが大切です。できればこうした催しには、家族ぐるみ、あるいはグループで参加して、終了後に意見を交換し、地域で何か活かせることがないかを検討するなど、単に参加することに終わらせない努力が必要です。

〔正しい知識や技能の習得〕

第2段階は、第1段階で興味や関心を持ったテーマについて、より深く学習し、正確な知識や技能を習得し、問題点を明確にすることです。自学自習をすることは大切ですが、幅広い環境や環境問題を理解することはなかなか容易ではありません。とすれば問題の大きさに挫折しようになります。限られた時間で有効に学習を行う場として、最近では自治体や民間団体等が開催する公開講座、施設見学、自然体験学習、技術講習会等、専門的な指導者について学ぶ場が増えてきました。こうした学習の場は、環境や環境問題の基礎的な知識を学ぶことを目的とするものから、専門的な指導者の養成を目的とするものまで、さまざまなレベルのものが開催されています。参加者は、自分の学習目的に合うものを選択するとともに、受け身的な受講にとどまらず、地域での問題解決の実践的取組に結びつけられる知識・技能等をできるだけ多く習得するよう努めることが大切です。また、時間的、場所的にこうした場に参加することが困難な場合は、自治体等を通して学習目的に沿った活動をしている団体等を紹介してもらい、指導者の派遣を要請することも有効です。

〔実践行動〕

第3段階は、こうして身に付けた知識や技能を具体的な活動を通して実践することです。環境教育は、単に環境や環境問題に関する知識を学ぶだけではなく、より良い環境をつくり上げていく態度と行動力を持った人を養成するものです。いかに関心や知識があっても、行動を伴わなければ環境の保全・創造になんら貢献するものではありません。そうした行動力を養成していくためには、具体的な活動を体験し、その活動を通してさらに創意工夫をこらしていくことが不可欠です。まずは自分たちで興味や関心を持った活動に取り組み、成功した点やあまり効果が上がらなかった点などを評価し、自分たちなりの改善工夫を行うことが重要です。環境特性は、自然的にも社会的にも地域ごとに異なっているため、他の地域で成功した事例がそのまま参考にならず、あまり効果が上

がないこともあります。また、ある環境要素を守ろうとする取組が他の要素に悪影響を及ぼすこともあります。そうした場合には、再度専門的な指導を受け、問題点を洗い直したりアプローチの方法を変えてみるなどして、粘り強く活動を続けていくことが大切です。

〔新たな習慣の確立と次の世代への伝達〕

第4段階は、第3段階までの学習で身に付けた知識や技能を活かして、環境に配慮した生活行動を生活習慣として定着させるとともに、地域社会に広げ、次の世代にも引き継いでいくことです。例えば、水を守ることの大切さを学んだなら、まず一人ひとりが節水、排水処理、雨水の利用等、一つずつできることから、当然のこととして取り組むようなライフスタイルを確立していくことが大切です。そして次第に水を守る取組の成果を、生活や産業で水を使ういろいろな場面に広げていくとともに、緑や土や生物を守る活動に取り組んでいる人たち、同様の取組をしている他の地域の人たち、さらには、そうした取組に関連する企業や行政とのつながりにも発展させ、より広い地域の新たなルールやマナーとして定着させていく必要があります。このように身近な取組から、次第により高次かつ広域的な取組に発展させていくことが重要です。さらに、大人たちの取組にゲームなど遊びの要素を持たせて、子供たちを楽しく参加させ、自分たちが学んだ知識や経験を伝えていくことは、地域における環境教育の最も大切な役割といえます。

ここに掲げた4つの段階は、必ずしも直線的にステップアップしていくものではありません。前の段階に立ち返ることもありますし、第4段階から再び第1段階に戻って、より高度な取組のきっかけを得ていくことも重要です。地域社会における環境教育を通して、あらゆる立場の人々が環境や環境問題についての興味や関心を共有し、互いの立場を尊重しながら、できることから地域の環境を良くしようとする取組の輪を広げていくことが大切です。そうした取組を通して、地域の環境へ配慮した新しいルールやマナーを確立していくことが、やがては他の地域との連携・協力関係へと発展し、ひいては環境に配慮した社会システムの構築や国際社会への貢献につながっていくことになるのです。地域社会の総意こそが企業や行政を動かす最大の力であることも忘れてはなりません。

～地域社会に求められること～

〔地域の環境ビジョンの形成〕

地域社会における環境教育を進めるに当たっては、当該地域のあるべき姿についての共通認識が醸成されることが重要です。もちろん地域住民一人ひとりの価値観が異なるように、地域環境のあるべき姿に対するイメージも人それぞれ異なるものであろうことは予想できます。しかし、少なくとも水や大気がきれいで、緑が豊かで、のびのびと生活ができる空間であってほしいと願う気持ちは共通しているはずです。そのなかで、地域の人々が何を大切にしたいと考えているのかということについて、意見を交換し、そのイメージを具体化させていくことが大切です。

そうした議論を通して、例えば「〇〇川に清流を取り戻そう、〇〇山の緑を残そう」などといった地域共通の「ビジョン」が形成され、そのビジョンに基づき、問題点や課題の洗い出し、取組の方向性、役割分担、取組の手法等について明らかにした「プラン」が作成されます。もちろんプランの中には、費用や労力の負担のあり方まで含んで検討されていることが必要です。そしていよいよ、実現にむけての「シナリオ」が作成され、具体的な行動が始まるのです。

こうしたビジョン、プラン、シナリオは、決して行政のみが作成するものではなく、逆に、行政

に要望のみを行うものでもありません。行政、事業者及び地域住民、相互の理解と協力の下に、地域住民が主体的に自分たちの地域の環境を保全・創造しようとするものでなくてはなりません。また、自分たちの地域のことだけでなく、河川・海岸浄化や地下水保全、ごみ処理等の取組からもわかるように他の地域との連携、協力を図る視点も不可欠です。

〔一人ひとりがリーダーとして〕

地域社会で環境教育を進めていくうえにおいて最も重要な鍵を握るのは、その学習活動の中心となるリーダーです。リーダーの指導力次第でその集団の士気の高まり、結束力、継続性、活動成果等が大きく左右されます。しかし、地域社会における集団の多くは、年齢、職業、性別、価値観等多様な構成員それぞれの任意に基づくゆるやかな結びつきで成立しており、リーダーが集団の活動をまとめていくうえにおいて、しばしば困難を伴います。学習の仲間を募る場合にも、幅広い環境問題に対する認識や関心の持ち方は、人それぞれによって当然異なっています。また、学習が具体の行動を伴うようになってきた場合には、活動方針の決定はもとより、家庭や仕事等の都合により活動可能な曜日、時間等の相違がでてくるなど運営が必ずしもスムーズに行えない場合も予想されます。

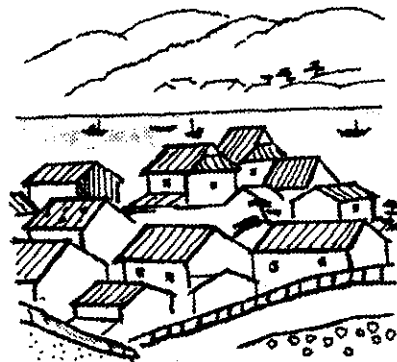
その他、賛同者の募集、活動ビジョン・プラン・シナリオの提示、活動費用等の調達、構成員間の意見調整、情報収集、活動事項等の連絡、他の団体等との渉外等とリーダーの役割は多岐にわたります。ですから積極的にリーダーとなろうとする人が少ないのが実情です。しかし、リーダーは一人である必要はありません。地域住民一人ひとりが自己の得意分野を活かしてリーダーの役割を分担すればいいのです。地域住民の多様性を活かして、お互いに協力しあいながらリーダーシップを発揮していくことで、環境や環境問題をとらえる視点も、取組の幅も一層広がっていくことが期待されます。

まず地域のリーダーとしての役割が最も期待されるのは、成壮年層です。この世代は社会の中心として活躍しており、従来、仕事が多忙である等の理由でなかなか地域活動への参加が困難でした。また、産業構造の変化や住宅事情等で居住地と職場が離れていくにつれ、一日の間に地域で生活する時間もますます限られたものになろうとしています。それでも、地元で働いている人たちを中心として、多くの人々が多忙な時間を割きながら美化清掃、交通指導、防犯、消防、自然観察、スポーツ大会運営等、さまざまな奉仕活動に指導的役割を果たしています。今後、労働時間の短縮等で余暇時間の増加が見込まれますが、環境教育を進めていくうえにおいても、成壮年層の一人でも多くの方が、自分の生活基盤である地域の環境に関心を持ち、環境の保全・創造に取り組むことが必要です。成壮年層には、社会での経験や知識を活かし、コミュニティ運営の中心となって学習活動の企画・運営・調整・渉外等をリードしていく極めて大きな役割が期待されています。

また、地域の高齢者の方々の中には、豊富な人生経験に基づき、地域にどのような人材がいるか、地域にどのような自然・文化資源が存在するか等についてそれぞれ詳しい人がいるはずで、地域の環境の変化を長い間見つめてきた目で、失われつつある地域の個性や身近な自然の美しさなど、今の世代の大人たちや次の世代の子供たちにこれからも残すべき、あるいは取り戻すべき環境について語り、生活の知恵や技能を引き継ぐことのできるのは高齢者の方々です。もちろん、一方的な意見や価値観の押しつけではなく、異なる世代間の意見交換、相互理解を通して今後の地域のあるべき姿を見出していくことが大切です。人生80年の時代となり、社会を見つめ直すゆとりをもった方々の多くの知恵と経験を活かしていくことが重要です。

地域の婦人層、青年層にもリーダーとしての役割が期待されます。これまでも生活者の視点から地域の生活環境の状況、子供たちの生活空間をこまやかな感覚で把握し、地域の環境の問題点を指摘してきたのは婦人層の人々です。また、これからの地域づくりの担い手として新しい感覚で地域に刺激を与え、問題を提起し、実践活動の中心となっていくのは青年層の役割です。環境教育を進めていくうえにおいては、具体的な活動体験を通して地域の環境をより良いものにしていく行動力を養うことが最も大切です。したがって婦人層と青年層が行動力を発揮し、地域における実践的な学習活動をリードしていくことが、その地域の環境教育の成否を大きく左右します。

さらに、リーダーとなるのは大人たちばかりとは限りません。子供たち自身もリーダーとなりうるのです。子供たち自身が主体的にリサイクル活動、自然保護活動、文化財保護活動等に取り組んでいる例は多く、こうした取組は代々、地区の子供たちに引き継がれています。環境に関心の深い教師や親たちのちょっとしたアドバイスなどをきっかけとして、子供たちが自分たちで工夫しながらりっぱな成果をあげ続けています。年長者から年少者へと、子供たち自身の言葉で語り継がれるこうした取組から、子供たちは、大人たちから学ぶよりはるかに深く、環境や環境問題を自分自身の問題として認識していくのかもしれない。地域社会は、こうした子供たちの取組を、子供たちの自主性を最大限に尊重しながら、老人会、婦人会、青年団、PTA等の活動を通して側面的に支援していくことが大切です。



～地域社会における環境教育のアクション・ガイド～

1 まず地域の環境特性を把握しましょう。

私たちは、身近な地域の環境についてよく知ってるつもりでも、実はまだよく知らない部分があるのではないのでしょうか。地名にどんないわれがあるのか、近くの神社仏閣には何が祭られているのか、いつ頃からどのように発展してきた地域であるのか、といった歴史的・文化的・社会的背景、地域からどんな廃棄物がどれほど発生しているのか、子供たちが安心して遊べる場所はどこにあるのか、公共の施設としてどこにどのような施設があるのか、といった生活環境の現状、地域の河川の水質や大気は今どのような状況なのか、どれぐらいの雨が降ったらどこが危険でどこへ避難すべきか、近くの川にはどのような動植物が生息・成育しているのか、といった自然環境の状況などを正確に知っている人は必ずしも多くはないと思います。

地域の環境は、こうした自然的・社会的・文化的なさまざまな要素の総体として成立しており、それぞれの要素は有機的に関連しながら地域ごとに異なる性格を持っています。したがって、環境を守り育てようとする取組も、こうした地域環境の特性を踏まえて行われなければなりません。他の地域で成功した事例が、そのまま自分たちの地域でも成功するとは限りません。例えば、地域の川の汚濁の原因が生活排水であるのか、産業排水によるものか、上流域の開発行為によるものであるのか等によってその対策は当然異なってきます。緑の保全についても、できるだけ自然のままに手を加えないのか、遷移を止めて現状の維持を図るのか、積極的に手を加えて植生を変えていくのか、地域の実情に応じて保全手法は違ってきます。したがって、地域の環境特性に応じた適正な保全手法を講じなければ、効果が上がらないばかりか、かえって逆効果になることもあるのです。

ですから、地域の環境教育に取り組むに当たっては、まずこうした地域の個性ともいべき地域環境の特性を正しく認識することから始める必要があります。地域の自治体が策定する環境基本計画や環境関連の啓発資料、地域の図書館や博物館等の図書・資料あるいは専門的な指導者等を積極的に活用するとともに、近隣に居住する郷土史家等の専門家や自然観察指導員、環境保全団体等の指導を受けることで地域環境の特性についての理解をより一層深めていくことができます。

2 地域環境の長所や短所を把握しましょう。

私たちは日々の暮らしの中で、地域の環境について良い点や悪い点にふと気付きながらも、深く長く心に思いとどめることなくすごしていることが多いのではないのでしょうか。環境や環境問題を考えていくうえにおいては、こうした日常生活の中で、ふと感じたことや気づいたことが大きな意味を持つことが多いのです。

環境への悪影響は、水質汚濁でも大気汚染でも、日常的にはほとんど感じられない程度に蓄積されていき、私たちは、深刻な事態が発生してはじめて環境の悪化に気づきます。また私たちは、文化財や史跡に指定されていなくとも、歴史的・文化的たずまいのあった町並み、あるいは天然記念物に指定されていなくとも、季節の風物を彩ってくれた鳥や虫たちが、次第に身の周りから姿を消していくことについて、普段は気にも止めません。そうしてある日、いつの間にか地域から個性や潤いが失われてしまったことに気づくのです。そうってからそれらを取り戻そうとすることはとても困難なことです。したがって、普段から地域の環境に対する問題意識や関心を

持つことが極めて大切なのです。

地域環境の優れている点や問題点を発見するうえで、大変有効な方法としては、日常生活で気づいたことをメモし、地域の簡単な地図を作って記入していく手法があります。「〇〇通りはいつもごみ一つ落ちていない。(いつもごみが散乱している。)」 「〇〇沿いの小川はとても澄んでいる。(ドブのようで悪臭がひどい。)」 「〇〇小路は生け垣が続いて落ち着いた雰囲気がある。(高いブロック塀にはさまれて殺風景だ。)」 など気づいたことを地図の上に落としていきます。関心の対象となることは人それぞれに異なるはずですが、同じ事象でも子供と大人の見方は違ったものになるでしょう。家族ぐるみで、あるいはグループで地域探訪をしてみましょう。普段と視点を少し変えてみるだけで見慣れた地域に全く違った印象を持つことができます。目の位置を子供の目の高さに変えてみたり、いつもは自動車を通ってる道を自転車で通るだけでも道の印象は全く変わります。

そうしたさまざまな発見を記入した地図を、多くの人が持ち寄って地域の環境を話し合うことで、普段漠然と感じていた問題点などを鮮明に認識することができ、問題意識を共有したり、別な観点から指摘を受けたりすることで、新たな視野を得ることもできます。さらに、地域の人々が地域のどのような環境を良い、あるいは悪いと感じているのかということをはっきりとすることによって、そうした良い環境や劣悪な環境を生じさせている原因の究明や、それらをさらに良いものとしたり、改善したりするためには各人が、地域が、行政がそれぞれどのようなことに取り組むべきかということなどについて地域ぐるみの検討に発展させていくことができます。

3 問題解決のプログラムを作りましょう。

地域の環境問題を解決していくためには、ひとつひとつの問題に関連する要因を洗い出して、相関図を作成していく手法が有効です。まず、問題点及びその原因が家庭内、地域内、地域外のそれぞれどこに位置するのかを分類していきます。

例えば、地域内の河川の汚濁という問題では、まずその原因として考えられる要素と河川の汚濁によってどのような問題が生じているのかを洗い出します。原因としては、家庭内における生活排水の未処理、浄化槽の未整備、地域内の川に不法投棄されるごみ、事業場からの濁水の流入、上流地域の取水量増加に伴う流量減、森林伐採や開発によるかん養域の減少等さまざまな要素が考えられるでしょう。また、派生してくる問題としては、水遊びの場が減った、魚がとれなくなった、洗い場として使えなくなった、ホテルがいなくなった、祭りのみこしを川に入れることができなくなったなどが考えられます。地域によって原因や派生してくる問題のウエイトは当然異なってきます。

こうした作業を通して地域の意見を集約していくことで、問題に対する共通認識をはぐくむことができます。また、原因の分布をはっきりとすることで、各家庭で、地域全体で、あるいは他の地域と連携して取り組むべき対策等を決定していくことができます。近年では、こうした取組を通して地域全体で達成すべき環境保全の目標や取組の方向性を明らかにした環境保全協定を結んでいる地域も多くなっています。初めは河川や道路の美化、ごみ出し、騒音防止、建物の色彩や塀の素材の統一など単一の環境要素に対する合意を確認することからスタートする場合がありますが、そうした取組をさらに発展させ、総合的な快適環境づくりのためのルールづくりに発展していくことが期待されます。

大切なのは、こうした取組を大人の視点からだけで進めるのではなく、問題点の洗い出しから子供たちも参加させ、取組の意義を理解させていくことです。こうした取組を通して子供たちも

地域の一員としての自覚、マナー、ルールさらに問題解決能力を身に付けていくことができるのです。

4 地域の取組の組織化・ネットワーク化を図りましょう。

地域の環境教育に一人でも多くの人に参加し、地域全体の組織的取組としていくためには、例えば既存の組織を活用していくことなどが有効です。地域には自治会、PTA、婦人会、有志一同によるボランティアサークルなどさまざまなグループが組織されています。近年では、環境問題に対する意識の高まりからこうしたさまざまなグループによる環境保全に関連する多様な取組が展開されるようになりました。既存の組織の中で、まずは任意の勉強会の形で、環境問題に関心を持つ有志を募り、地域の「環境地図づくり」や「環境問題相関図づくり」などを始めてみましょう。そうした集まりを核として取組の輪を広げていけば、組織内に部会、分科会を設置することもできるでしょうし、活動の実績を積み上げていくことで組織全体の取組として発展させていくことも、あるいは既存の組織から独立した新たな組織を発足させることも可能になります。

また、こうした取組の効果を高めていくためには、共通の地域環境ビジョンの下に、それぞれの団体の特性を活かしながら連携を図っていくことが大切です。例えば、河川の浄化というビジョンを達成するためには、地域の美化清掃団体のみならず、水質や水生生物等を守る自然保護団体、生活排水対策・ごみ問題・リサイクル活動等に取り組む消費者団体、利水にかかわる漁業・農業・工業・商業等の組合や協会等、さらには上流域の森林保全等にかかわる林業組合や自然保護団体、そうした団体や事業者の活動に関係する国や地方自治体等の行政など多くの団体との連携協力が不可欠です。

そうした多くの団体との連携を図り、共通の目標を達成していくためには、それぞれの団体の代表が意見や情報を交換し、共通の環境ビジョンを形成し、目標水準、対策、役割分担等について合意を形成していく場を設置することが必要です。特に、利害が対立する団体が協議する場を設置しようとする場合には、行政に働きかけて関係団体の参加を呼びかけていくことが有効です。また、そうした場を住民、事業者、行政の連絡調整の場としてのみならず、環境教育の場としても活用し、地域環境の保全・創造に取り組む組織として発展させていくことが重要です。

5 家庭、学校との連携を図りましょう。

地域社会における環境教育は、家庭や学校における環境教育と連携を図ることによって大きな効果をあげることが期待されます。子供たちは家庭と学校を往復するだけでなく、地域の自然や生活にふれながら多くのものを学んでいきます。

地域社会には、家庭や学校とは異なる環境教育の指導者となる人材や、格好の教材となる素材が数多く存在しています。例えば、地域の祭りに詳しい郷土史家、近隣の野山の動植物に詳しい自然保護団体のメンバー、有機農法に詳しい農家の人、キャンプの仕方に詳しい青年等、地域の一人ひとりが子供たちに伝えてやれる何かを持っている貴重な人材です。また地域には、愛玩・鑑賞用の動植物とは異なる野生の動植物のたくましい営みがあり、さまざまな表情を見せる水の流れなどの自然、そして、なによりも多くの人々のさまざまな生活があります。子供たちがこうした人々の生活や自然とふれあい、地域の環境に対する豊かな感受性をはぐくめるような環境を、地域ぐるみでつくり上げていくことが大切です。

近年、ゆとりの時間や生活科の創設、さらには学校五日制の発足にみられるように学校教育の

分野でも子供たちの生活にゆとりを与え、子供たちが自ら学び、行動する力を養うとともに、家庭や地域社会でのいろいろな体験を通して、家庭や地域との結びつきを深め、たくましく豊かな心をはぐくむ視点がクローズアップされるようになっていきます。

地域社会が家庭や学校と連携を図って、子供たちが学校で学んだ知識が新鮮なうちに、そのことを実際に体験・確認させたり、親や教師との連携の下に講話や実習を行うことで地域の環境に対する認識を一層深めさせていくことができます。これまでも、農家の人による学校農園の指導、地域の青年団等による星空観察会やキャンプ、老人会等による地域の伝説の語り継ぎ、郷土芸能や遊びの伝承等さまざまな取組がなされてきました。

今後、こうした取組を一層充実させるとともに、環境教育の推進に関して、家庭、地域団体、学校、さらには企業、行政を含めて連絡協議する場を設け、意見や情報を交換したり、学校や公共施設等を開放して共催事業を開催するなど、家庭、地域、社会、学校、企業等、及び行政が相互の役割を補完しあうような協力体制をつくり上げていくことが大切です。

はじめは、学校、PTA、行政などが活動の場をつくって、子供たちに参加を呼びかけていくことが必要でしょうが、やがて地域社会の環境の面白さ、楽しさに気づいた子供たちは、自分たちで積極的に楽しい取組をつくり出していくことでしょう。そうした子供たちの自主性を大切に温かく見守っていくとともに、大人自身も「ゆとり」を積極的につくり出し、こうした子供たちの取組を支えていくことが大切です。そうしたことを通して大人自身も学ぶところが少なくないはずです。



● 第3節 学校における環境教育 ●

～学校と環境教育～

〔生涯教育としての環境教育の基礎を形成する場〕

学校における学習の特徴は、幼稚園から高等学校までを通じた教育体系の中で、基本的な知識の習得から問題解決のための技能、行動力などをはぐくむことができるということにあります。環境問題を解決し、よりよい環境を創造していくことは、あらゆる人々が当然のこととして取り組むべき課題であり、その問題解決能力や行動力を養うことは、生涯学習としての環境教育の大きな目標となるものです。特に、幅広い環境問題に対する正しい理解は、地域レベルから地球的規模までの環境に関する自然科学、社会科学、人文科学に基づく総合的な知見や事実認識、さらには、環境に対する豊かな感受性から生まれるものです。したがって、生涯学習の基礎となる総合的・体系的・科学的・継続的な環境教育を行う場として、学校の果たすべき役割は、今後ますます重要になっていくことが予想されます。

〔生活の場としての学校〕

学校は子供たちにとって、さまざまな教科や教育活動を通して知識や技能を「学習」する場であるとともに、一日の時間の大部分を過ごす「生活」の場でもあります。そこでは、教職員や同級生、上級生、下級生といった多くの人との交流があり、学校や仲間間のルールやマナーを学ぶなど、共同生活のさまざまな体験を通して、社会の一員としての自立心が養われていきます。また、家庭とのかかわりでは、子供たちにとって学校は、より多くの人とふれあうことによって、家庭で学ぶ生活規範や生活習慣を確認、反省、改善し、より社会的なものへと確立していく場でもあります。したがって、学校における環境教育は、子供たちがさまざまな生活体験を通して、環境に対する認識を共有しながら、環境に配慮した生活習慣を身に付けていくうえでも大きな役割を果たしていくことが期待されます。

～学校における環境教育の進め方～

〔全教科・全教育活動にわたる環境教育〕

環境は、環境を構成するさまざまな自然的・社会的・文化的要素の総体として成り立っており、人間のあらゆる営みもその一部にしかすぎません。したがって、環境教育は、一部の教科等で環境に関連する知識を学ぶことにとどまるのではなく、あらゆる教科や教育活動など学校教育の全体を通して行われることが大切です。すなわち、それぞれの教科や教育活動の内容を相互に関連づけ、できるだけ身近で具体的な事象を通して、子供たちが環境を総合的・体系的に把握することによって、環境と自らとのかかわりを正しく認識し、環境問題を解決し、より良い環境づくりに取り組んでいくための行動力を身に付けていくような環境教育を進めていく必要があります。

例えば、「阿蘇」を教材とするなら、子供たちは、国語科では、阿蘇を題材とした小説、民話、詩歌などを通して、阿蘇の自然と人々の暮らし、阿蘇地方の文化等についての関心、理解を深めるとともに、阿蘇の自然の美しさ、自然と生活のかかわりなどを自分の言葉や考えで主体的に表現する能力、他人の意見や立場を尊重しながら意思疎通を図る能力などを高めていくことができます。

社会科では、農林業が阿蘇の自然や景観をつくり出してきたこと、観光開発などの産業活動と環

境との調和の重要性、国立公園としての意義、阿蘇地方の文化や風土がいかに阿蘇の自然と深くかかわってきたかなどを学ぶことを通して、産業基盤や観光基盤としての自然の有り難さ、社会共有の資産として大切に守り育てていくことの重要性などについて理解を深めていくことができます。

算数科・数学科では、阿蘇に関する自然的・社会的統計数値等を教材に採用することによって、阿蘇に関するデータの数値的意義を理解するとともに、環境の変化を数理的に処理・分析し、将来の変化を予測する力を養うことができます。

理科においては、カルデラとしての地形や地質の特性はもとより、雲海からは大気・水の循環、逆転層と大気汚染との関係などを、野焼きからは環境保全における植生遷移と人の関与との関係などを、野生動植物からは種の保存の重要性などを、水源地からは森林が水源かん養に果たす役割の重要性などを気づくことによって、自然と人間とのかかわりや環境に配慮することの大切さを理解することができます。

外国語科では、阿蘇の自然や文化等を紹介する内容や、地球的規模での環境問題、世界の環境保全の取組等を学ぶことによって国際交流、国際理解の基礎を築くことができます。

音楽科では、阿蘇地方の民謡・芸能などを通して、阿蘇の美しく厳しい自然の中での人々の暮らしや自然によせる人々の気持ちを理解し、豊かな情操、表現力などを養うとともに、精神的な恵みを与えてくれる自然の価値を認識することができます。

図画工作科、美術科、美術、工芸科では、阿蘇をモチーフとした絵画や造形の鑑賞・写生・創作活動等を通して、私たちが守り育てるべき自然や暮らしの価値を認識し、豊かな感受性、美意識、表現力等の形成を図ることができます。

家庭科、技術・家庭科では、阿蘇の特産品の調理、木材加工技術の習得など具体的な生活技術の習得を通して、四季の旬の食物や生活用材等の恵みを与えてくれる自然に対する感謝の気持ちや環境に悪影響を及ぼさない家事の工夫など環境に配慮した消費者としての自覚と行動力を高めることができます。

保健体育科では、阿蘇の自然が内牧、黒川、杖立などの温泉や、俵山のワラビ狩りや高岳登山など保養・レクリエーション・スポーツ活動等心身を豊かにする場を提供してくれていることなどから、自然の豊かさがいかに人の健康と深くかかわり、多くの恵みを与えているかということ等を理解し、自然とふれあう際の技術、ルール、マナー等を習得することができます。

道徳では、阿蘇地方の風習や伝承から、人々がいかに自然を畏怖し、大切にしてきたかということなどを環境倫理の観点から理解するとともに、自然とのふれあい、生命の尊重、勤労と社会奉仕、国際社会への貢献などの指導項目を通して、自然を大切に、環境に配慮した生活をおくるルールやマナーの習得、よりよい環境をつくり上げていくことに主体的にかかわっていく態度と行動力を養うことができます。

また、各教科における校外学習、「ゆとりの時間」、学校行事等で環境教育の視点から各種のネイチャー・ゲームや自然観察等自然とのふれあい、地域の緑化・環境美化・リサイクル活動等の社会奉仕活動や伝統行事への参加、海外姉妹校との交流等に取り組むことによって、具体的な体験を通して環境や環境問題への関心、実践的な行動力等をはぐくむことができます。

このように、「阿蘇」という身近なひとつの教材を、生徒の発達段階や各教科の特性に応じて総合的、相互関連的に取り上げることによって、環境及び環境と自分自身とのかかわりを総体的に理解することが大切です。そのためには、すべての教科・教育活動の指導者の連携が不可欠であり、まず指導者全員が子供たちを取り巻く環境や環境問題についての認識を深め、教材の扱いや指導方法に関して共通の理解を有し、カリキュラムの編成等における指導者相互の協体制づくりを努めることが大切です。

その際、特に留意すべきことは、環境教育の目標は、単に各教科において環境や環境問題に関する知識を学ぶことにとどまるものではないということです。環境教育は、人間の諸活動と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、よりよい環境の保全・創造活動に主体的に参加し、健全で恵み豊かな環境を県民共有の資産として次の世代に責任をもって引き継ぐことができるような「人づくり」のための学習であるということを明確に認識しておかなければなりません。

〔子供たちの自主性・自発性の尊重〕

環境教育を進めるうえでは、先に述べたように、一方的な知識や技能を伝達するのではなく、環境に対する子供たちの自発的な関心や興味をはぐくみ、子供たちの内面から、ごくあたりまえのこととして環境を大切にしようという気持ちや態度や行動が表れてくるような指導が必要です。環境を守り育てていく取組は、子供たちがこれから生涯を通して取り組んでいくべき課題であり、その生涯学習の基礎となる時期にその意義もよくわからないままに、「～すべきだ、～すべきでない」などと押しつけや強制によって環境と向かい合わせられることは、環境へ興味を抱き、環境を理解しようとする意欲を失わせるだけでなく、反発や抵抗の気持ちすら生じさせるおそれがあります。

河川の美化清掃活動等に子供を参加させる場合でも、単に「ごみ集めをして、きれいな川にしなくてはいけない。」とだけ教えても子供たちは納得しません。「自分たちが汚したわけでもないのになぜ。」「めんどろだ、汚い、疲れる。」という意識が先に立つのが実情ではないでしょうか。しかし、野外活動等で上流の透きとおった流れに遊んだことのある子供たちなら、「自分が住んでいる所の川もこんなにきれいだったらいいのに。」という気持ちから、きれいな川を守ることの大切さを素直に実感できるはずです。

〔指導方法の基本的視点〕

環境教育は、子供たちの発達段階に対応した教材の選択、指導方法の工夫が必要となります。平成元年の小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領の改訂では、多くの教科、道徳、特別活動等において環境教育にかかわる内容が重視されていますが、特に小学校低学年では環境教育に大きくかわる「生活科」が新設されました。

この生活科の教科目標は次のように示されています。

『具体的な活動や経験を通して、自分と身近な社会や自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。』

ここに掲げられている4つの視点、すなわち、「具体的な活動や体験を通すこと」、「自分と身近な社会や自然とのかかわりに関心を持つこと」、「自分自身や自分の生活について考えること」及び「生活上必要な習慣や技能を身に付けること」は、いずれも環境教育の視点と共通するものであり、これらの視点を踏まえて「自立への基礎を養う」という目標は、環境教育の目標である「人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう県民の学習を進める」ことにつながるものです。

したがって、こうした生活科の教育視点は、教育素材の選択や活動内容などに違いはあっても、小学校低学年のみならず、生涯学習としての環境教育の一貫した視点になるものです。

こうした視点を踏まえ、環境教育を進めていくうえにおいては、「何を教えるか」という指導者主導型の授業ではなく、学習の主体である児童・生徒が自発的に「何ができるようになるか」ということが重要視されます。指導者は、援助者としての立場で子供たちの活動を見守り、要所で適切な助言や励ましを与えていくことが求められます。

〔楽しい活動や体験を通して〕

具体的には、まず第一に子供たちに「どのような活動や体験をさせるか」「何をどのように取り上げれば、子供たちの主体的な活動が引き出せるか」ということが課題となります。子供たちの自発的な活動を引き出すためには、日頃から子供たちの遊びや生活の様子を観察し、子供たちがどのようなことに興味や関心を示すのか、子供たちの立場に立って理解を深めておく必要があります。

こうした活動で大切なことは「活動の楽しさ」を味わうことです。ここでいう楽しさというのは、漫画やテレビを見たりする受け身の面白さに止まるものではなく、子供たちの心身全体が自発的に活発に働いていく面白さであり、楽しさを味わうというのは、そのなかに驚き、感動、共感が生じることです。さらにその驚きや感動や共感が持続・発展し、新たな興味や関心を呼び起こして、新たな活動に結びついていくことが大切です。そうした指導をしていくためには、子供たちのみならず指導者自身が驚きや感動を子供たちと共有していく姿勢が必要です。

こうした活動は、子供たちが身近な社会や自然の事象に気づき、興味や関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲を持つためのきっかけづくりとなるものです。指導者は、子供たちがその活動を通して、どのようなことにどれほどの興味や関心を示し、その結果、どのようなことにどの程度気づいているか、あるいは、それほどの興味や関心を示さないようならば何が原因となっているのかを注意深く見守り、必要に応じて適切な指導をしていくことが大切です。

〔自分自身とのかかわりで〕

第二に、身近な生活圏である学校、家庭、地域における社会や自然が子供たち自身にとってどんな意味を持つのかを「どのように気づかせ」、自分自身や自分自身の生活を見つめ直し、どのような点にどのような問題があるか、社会の一員としての自分自身のあり方や環境に配慮した生活のあり方を「どのように発見させるか」ということに留意しなければなりません。さらにそうした子供たちの活動の過程において、必要に応じタイミングよく、環境に配慮した生活をおくるうえで必要な生活習慣や技能を「どのように身に付けさせるか」ということについて工夫する必要があります。

環境教育では、身近な社会や自然の様子を客観的に観察するだけでなく、それらが自分自身や自分自身の生活とどのように関係しているのかということに関心を持ち、身の周りにある物事や事象・現象をもう一度見直し、自分なりの問題意識を持って考えたり、調べたり、表現したりしていく学習過程が重要です。

社会とのかかわりにおいては例えば、毎日食べている給食の献立には、どんな材料があって、どんな栄養素が含まれているのかという客観的事実のみならず、それらの材料は、自分の口に入るまでに一体どこからどのように運ばれてくるのか、ということについて学習する過程で、自分自身が自分を取りまくどれほど多くの人々に支えられている存在であり、さらにそれらの人々がどのように環境とかかわり、食料を生産し、食品として加工し、料理として調理しているのか、という自分では直接体験することができないことまでも理解できるようになります。

また自然とのかかわりにおいても、動植物の生態や構造を客観的に観察するにとどまるのではなく、自分がかかわった動植物がそのかかわり方次第で元気になったり、ぐったりと死にかかったり、枯れかかったりしてしまった時の喜びや驚きを通してはじめて自分自身とその動植物にとってどのような存在であるか、ということを知り、動物愛護、自然保護を自分自身の問題として理解を深めていくことができます。

こうした自分自身の体験を通して、自分と環境とのかかわりへの理解を深めていくことによって、子供たちは、自分自身の生活のあり方について自信を深めたり、見直したりして社会環境や自然環

境の中の自分自身の役割や位置づけを理解し、環境や環境問題を自らの問題として理解することができるようになるのです。

こうした活動の過程において、指導者は地域の人々や自然とふれあうときのマナーやルールなど、あるいは動植物の世話を毎日責任をもって行うなどの生活習慣、餌や水のやり方などの技能をその場面の必要に応じて身に付けさせていくことが大切です。こうした習慣や技能の習得によって「責任ある行動」をとることの基礎が形成されていきます。ただ、こうしたマナーやルール、習慣や技能などはとりたててそれだけを教えるのではなく、あくまでも子供たちの活動の過程において行うものでなければなりません。子供たちの活動体験に基づくことなく、こうした習慣や技能だけを教えることは、単なるノウハウの伝達にすぎず、環境に対する何の理解もはぐくむものではありません。

〔自己の確立〕

最後に、環境教育の究極的な目的である「責任ある行動」をとることのできる人間形成を図るということは、単に日々の生活を送るうえで環境へ配慮するような生活習慣を持つことにとどまらず、他人の立場や意見を尊重し、協調しながら、自らの責任と信念を持ってよりよい環境をつくり上げていくことに積極的に取り組めるような人間として自立することを目指すものです。そうした確固とした自己を確立するために、豊富な経験と借り物ではない自分自身とのかかわりで環境を学習することが重要となるのです。

～指導者に求められること～

〔環境観の確立〕

環境教育を進めるに当たっては、まず指導者自身が、人と環境のあるべき姿について、さらに、子供たちが将来環境とのかかわりにおいてどういう人間として自立すべきかということなどについて、幅広い視野に基づく確固とした「環境観」「環境倫理」の基盤を持つことが最も重要です。そのことが欠けた環境教育は、単なる合科的・技術論的なものになってしまうおそれがあります。

家庭教育においては、まず大人自身が子供たちと共に一から環境を学ぶ必要があることを述べました。学校教育においても、指導者自身がまず環境及び環境問題を正しく認識し、自らどのように環境とかわかっていくべきかを自問することから取り組み始める必要があります。

〔エゴイズムからの脱却〕

人間の活動が自然の自浄能力や再生能力の範囲で行われていた時代には、環境問題は発生しなかったのです。「自分一人ぐらいが水や大気を汚したところでたいしたことはない。」というエゴイズムが積み積みもって、ついに地球環境にまで深刻な影響を及ぼすまでになりました。そうした現実を前にして、今度は「自分一人ぐらいが水や大気をきれいにしようとしたところでたいしたことはない。」などと思いがちになります。全く同じエゴイズムに基づく考えであることは明らかです。どんなに時間がかかろうと、一人ひとりの活動が招いた環境問題は、一人ひとりが解決に取り組むことからしか好転しません。したがって、まず、環境教育の指導者自身がこうしたエゴイズム的な考えから脱却し、将来の環境が良くなることを確信しなければ、その指導に何の説得力も生じません。指導者自身、まずこのことを肝に命じておく必要があります。

〔マクロの視点〕

次に指導者は、環境をマクロに捉える視点を持つことが不可欠です。環境は、自然の循環と生態系とが複雑に作用しあいながら全体として安定的な調和を保とうとします。したがって、例えば、緑の大切さを考えていくうえでは緑のことだけではなく、緑の成育に大きく貢献している水や土のことも併せて考えていく必要があります。さもなくば、緑を大切にすると取組が水や土に大きな負荷を与える恐れがあります。森林資源を大切にしようとして、牛乳パックのリサイクルをする場合に、パックの中に余った牛乳を排水口から流してしまえば、極めて大きな水質汚濁の原因をつくり出してしまったこととなります。また、多様な生物がすむきれいな川辺を取り戻そうと、本来その川に生息・成育していなかった動植物を持ち込めば、その川の生態系は著しく破壊されてしまいます。

これらは極端な例ですが、このように環境をマクロに捉える視点に欠ければ、せつかくの取組が逆効果となることすらあるのです。したがって、指導者は自分の専門分野のみならず、自然科学、社会科学、人文科学のあらゆる分野から環境を把握する素養を養うことに努めるとともに、他の分野の指導者と常に情報や意見を交換し、協力していくことが大切です。

〔責任ある行動の提示〕

近年、環境問題を考える際の世界的なキーワードとして「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー（地球規模で考え、足下から行動する）」「シンク・フューチャー、アクト・ナウ（将来を考え、今行動する）」という二つの言葉が使われています。これは環境問題を解決していくうえで「地域間の公平性」と「世代間の公平性」を考えようということです。

現在、地球環境を守ろうとする国際社会においては、先進諸国と発展途上国の利害の対立が顕著になっています。地球温暖化を防止するために二酸化炭素の排出を制限しようとするれば発展途上国の工業化に大きな負担となります。熱帯林の減少を防ごうとすれば、途上国の貴重な輸出資源である木材の輸出、爆発的な人口増加を支える食料生産や輸出農産物生産のための農地の拡大に制限がかかります。「結局、先進諸国は自分たちの繁栄の『つけ』を途上国に押しつけようとしている。」という主張に私たちは説得力ある回答を準備しなければなりません。

さらに、今日の環境破壊や環境汚染を放置すれば、より深刻な影響を受けるのは私たちの次の世代です。環境の破壊や汚染が深刻化すればするほど、その回復に要する経費、労力、時間はますます増大し、次の世代の大きな負担となることは明らかです。「大人たちは、自分たちの豊かさの『つけ』を子供たちに回そうとしている。」というまだ声にならない主張に対しても私たちは責任ある回答が求められています。

指導者は、こうした国際的視野、長期的視野からも環境及び環境問題を捉え、日常的な生活行動が地球環境とも深くかかわっていること、現在の行動が今にとどまらず、将来にわたって影響を及ぼしていくことなどを分かりやすく子供たちに伝えることが大切です。そのことを理解させるためには、まず、自ら「責任ある行動」をできることから率先垂範し、子供たちにその意味を伝え、自分は何ができるかを考えさせ、自発的に取り組ませていくことが必要です。

～学校における環境教育のアクション・ガイド～

1 まず地域環境の実態を把握しましょう。

環境教育は、子供たちが自分自身の生活の範囲である家庭、地域、学校で実際に体験したことを基礎におくものです。したがって、指導者はまず、いつ、どこでどのような動植物とふれあえるか、地域の自然や伝統や風習を子供たちに分かりやすく語ることでできる人はいないかなど、子供たちの生活圏域に子供たちが興味や関心を示すどのような環境教育の素材があるかを子供たちの視点で確認、調査することが必要です。「これはおもしろい、これなら子供たちが興味を感じることができる。」と指導者自身が感じることができる素材を用いて子供たちを指導することが大切です。

2 子供たちの発達段階に十分配慮しましょう。

子供たちの発達段階に応じて、できるだけ直接的・具体的な体験に基づき徐々に間接的・抽象的な理解を広げていくことが大切です。テレビや新聞などから得られる間接的な情報と自らのかかわりを認識する能力が十分でない段階では、時間がたつにつれて自分とは直接関係のない問題として意識の中からかすんでしまうおそれがあります。

したがって、環境教育の基礎的段階にある小学校低学年・中学年の児童たちには身近な自然や生活を体験させ、その体験と自分自身のかかわりについて理解させることに重点を置き、自然や生活に対する感謝の気持ちとともに、より積極的に自然や生活を理解しようとする態度をはぐくむことが大切です。

また、小学校高学年、中学校の児童・生徒たちには、土壌と微生物と生活排水と水質汚濁の関係などあらゆる教科、教育活動の側面から子供たちの主体的・能動的な取組を通して、身近な生活と環境問題との因果関係、社会経済活動と自然生態系や自然の循環の相互関係などを総体的に把握させるとともに社会の一員、自然生態系の一員として環境に配慮した習慣や技能を身に付けさせることが大切です。

さらに、高等学校の生徒たちには、環境や環境問題を総合的に把握し、自分自身が今後どのように環境とかかわるべきか、環境問題の解決に向けてどのようなことに取り組むべきかということ思考・判断し、適切な意思決定や行動選択の能力をはぐくむとともに、自我の確立とあわせて主体的に環境の保全・創造にはたらきかけていく行動力を身に付けさせていくことが大切です。

3 教材の取り上げ方に工夫しましょう。

環境教育は、身近な生活環境から地球環境に至るまで非常に幅広い事象・現象を扱うものであり、多くの素材が教材となります。あらゆる教科の中に一見環境教育とは関係がないと思われる内容であっても、視点を少し変えることによって環境教育の新鮮な切り口となるものがあります。俳句の季語からも、唱歌の歌詞からも環境の美しさや季節感を感じさせることができますし、「枕草子」などは平安の日本人がどのような自然観、環境観を持っていたかということ学ぶ宝庫といえるでしょう。また、植物の「光合成」を扱う場合でも、単に炭酸同化作用によって植物が有機物や酸素をつくり出すこととしてのみ取り上げるのではなく、そのことが生態系の中でどのような意味を持っているのか、さらには、急速な勢いで熱帯林が減少しているということはどのような

な問題を抱えているのかなどと、より広い視野で問題意識をはぐくむように指導していくことが大切です。

また、特に小学校の生徒たちには、自発的な学習への参加を促すために「遊び」の要素を取り入れることも有効です。「レポーターごっこ」「新聞記者ごっこ」として身の周りの自然、あるいは、自分たちの学校や地域社会での生活の様子、社会活動に参加した際の様子などを語らせたり、記事にさせたりすることで教材にかかわる意欲がかなり高まってきます。

4 野外活動に積極的に取り組みましょう。

環境教育を進めるうえにおいては、教室という限られた空間だけではなく、野外で学習する意義は極めて大きなものがあります。それは、環境教育が「環境について」の知識を学ぶだけではなく、環境と自らが直接的にかかわることによって「環境から」感得したさまざまな体験に基づいて、環境と自分自身のかかわりを認識し、能動的・主体的に環境を守り育てていく態度や行動力を養っていくことを目標とし、いるからです。

野外活動を行う場合にも、教室の延長として指導者が子供たちを整列させて、自然や社会の事象・現象を説明するのではなく、一定のルールの下に、子供たちを自由に行動させ、どのようなことに気づき、関心を示すだろうか、そのことが子供自身にとってどのような意味を持つと理解するだろうか、その理解を通してどのような行動ができるようになるだろうかという視点から学習内容、方法を工夫することが必要です。

環境教育にあっては、具体的な活動や体験をすること自体が極めて重要な意味を持っています。すなわち、こうした活動や体験は、細かな教育目標を達成する手段ではなく、子供たちがこのような具体的な活動をすること自体が教育の内容なのであり、子供たち一人ひとりが、自らの個性等に応じて環境に配慮した行動ができるようになることが教育の目標なのです。

しかし、野外活動での体験は、感覚的に強烈ではあるものの、時間的にも限定されており、科学的・体系的にも整理されておらず、時系列的な変化にも対応しにくいという側面があります。したがって、子供たちの心の中に具体的な体験を通して芽生えた環境に対する気づきや自らとのかかわりを、明確な認識として定着させるとともに、子供たちの生活のなかで習慣や技能として確立させていくための指導が重要です。そのためには、各人の体験の感想や反省、今後の予想などを自分でまとめ、記録させ、発表させ、他の子供たちと意見交換をさせるとともに、子供たちが関心を持った事象と関連する事柄を四季折々に触れて気づかせるなど、より発展的な取組に結び付けることができるよう息長く指導していくことが大切です。

5 映像教材を活用しましょう。

環境教育は、具体的な活動を通して子供たちの五感をフルに働かせていくことが大切です。その中でも「百聞は一見にしかず」と言われるように人が環境から得る情報のうち視覚から得られる情報は非常に大きなウェイトを占めます。

映像情報は、野外活動が持つ時間的制約や時系列的変化への対応困難性などの欠点を補ううえからも有効な教材となります。自分たちが身近な生活圏で体験したことと違う地域の環境や取組を比較することによって、自らと環境とのかかわりをより広い視野からとらえ、国際社会の一員、さらには地球市民としての自覚を促していくことができます。

また、過去の映像と現在を比較することによって、環境の変化のみならず先人たちの努力や反

省すべき点を学び、さらに今後自分たちが何を次の世代に引き継いでいかなければならないのか将来に向けての課題を認識することもできます。

こうした、空間的、時間的広がりの中で自分の存在を認識していくことが、同じ地球環境を共有していく他の地域や国々の人々及び次の世代の子供たちへの思いやりの気持ちとなり、自分自身の足元からの取組をより確固としたものとしていくのです。

6 家庭や地域社会との連携を図りましょう。

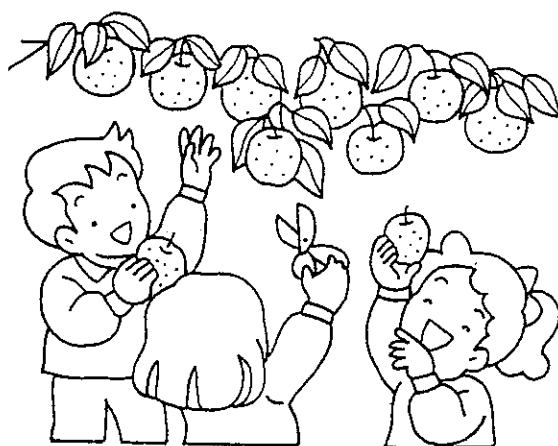
子供たちは、自らの生活圏における体験を基礎として環境と自らとのかかわりについて認識を深めていきます。環境教育は教室で知識を学ぶことにとどまらず、子供たちの日常生活の中で生かされていくものでなくてはなりません。したがって、子供たちが生活をする家庭、地域社会及び学校それぞれの場において子供たちが環境や環境問題について興味や関心をはぐくみ、積極的に環境の保全・創造にかかわっていきけるような協力体制をつくり上げることが大切です。

家庭や地域社会での体験が学校での学習によって総合化・体系化され、再び家庭や地域社会での取組にフィードバックされていくことにより、子供たちの環境に対する理解と環境に配慮した生活習慣がより高度化していくことが期待されます。

特に、平成4年度からは、学校五日制の取組が始められ、学校教育の分野でも子供たちの生活にゆとりを与え、子供たちが家庭や地域社会との結びつきを強め、その中でさまざまな体験を通して、自ら学び行動する力やたくましく豊かな心をはぐくむことに重点が置かれるようになりました。

これまでも、地域社会が主体となってリサイクル活動、自然観察会、キャンプ、社会見学等さまざまな取組がなされてきましたが、今後、より一層、学校と地域社会との連携を密にして、学校のカリキュラムと時期を同じくして学校で取り扱う環境教育の素材と関連する取組をPTA、婦人会、老人会、青年団等が主催するなど子供たちの体験をより幅広く支援していく仕組みをつくり上げていくことが大切です。

こうした視点から子供たちの学習活動を支援していくためには、地域の人材や素材をフルに活用していくことが重要です。地域にはさまざまな職業の人や専門分野に詳しい人たちが存在します。こうした人々の協力を得て、体験、見識、技術などを活用していくことで子供たちの体験の場を大きく広げていくことができるだけでなく、家庭、地域社会全体で環境のことを考え、取り組んでいく契機ともなることが期待されます。



● 第4節 企業等における環境教育 ●

～企業等と環境教育～

〔消費者としての視点から〕

産業活動は、しばしば環境破壊・汚染の原因となってきました。明治の「足尾銅山鉍毒事件」（栃木県）以来、本県の「水俣病」、「イタイイタイ病」（富山県）、「新潟水俣病」（新潟県）、「四日市ゼンソク」（三重県）等、これらの「産業公害」は、一企業あるいは石油化学コンビナートの活動に伴って排出された物質が地域の土壌、水質、大気などを汚染した結果、地域住民の健康に著しい被害を与えたものです。こうした公害の状況は、昭和50年代以降、おおむね改善されてきましたが、今日、農薬、トリクロロエチレン、開発行為に伴う濁水等による水質汚濁、物流規模の拡大に伴う自動車排気ガスによる大気汚染、情報化に伴う電力消費やOA用紙等の消費増による二酸化炭素やごみ排出の増加等新たな対応を要する問題も生じています。

こうした、公害問題等が発生してきたことの背景の一つには、資源の有限性や自然の自浄能力・再生能力への配慮を欠いた大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムがあります。わが国は、戦後一貫して、経済的合理性や効率性を徹底的に高めてきた事業者と、欧米諸国並の生活水準をひたすら追求してきた消費者との相互関係の中で、このシステムを飛躍的に拡大させてきました。その結果、わが国は経済大国としての地位を獲得し、消費者は確かに「物の豊かさ」に満ちた生活を手に入れることができました。

今日、経済大国から生活大国を目指そうという取組が始められています。しかし、私たちは今、水や安全の心配をしなくてすむということが、世界の中でいかに「豊か」で恵まれているか、ということをもう一度認識しなければなりません。生活大国を目指す取組が、経済大国を実現してきた取組と同様に、資源の大量消費システム、すなわち、環境に対して負荷をかけ続けるシステムの延長線上で取り組まれるならば、自然環境や生活環境はますます悪化の道をたどることになることは明白です。

私たちは「豊かさ」の意味をもう一度見直し、省エネ・省資源・資源の循環再利用に努めることはもとより、清浄な水や透明な大気など美しい自然の恵みに囲まれた豊かさに対する感謝の気持ちを取り戻すとともに、手を加え過ぎない自然や環境に配慮することで生じる新たな制約、不便さと「折り合い」をつけていく必要があります。

個人事業者を含めたあらゆる事業主体（本節において「企業等」という。）も資源やエネルギーの「消費者」であることには変わりはありません。したがって、企業等における環境教育では、一般消費者同様「豊かさ」の意味を自らと環境とのかかわりの中で厳しく問い直し、環境を守りはぐくむうえで果たすべき役割を考え、実行していかなければなりません。特に、企業等の活動の規模は一個人や一家庭とは比較にならないほどに大きいものがあります。それだけに、有限である環境からの恵みを守りはぐくむことに極めて大きな責務があることを自覚しなければなりません。

〔地域社会の一員として〕

また、近年、企業等には経営主体としての側面だけでなく、地域社会の一員としての役割が求められています。それも地元住民の雇用、地元産品の調達などといった経済的な側面だけでなく、地域の文化や福祉の向上に寄与することが求められるようになってきました。また、当然ながら企業等は、そこで働く人々にとって一日の大半を過ごす生活の場でもあります。企業等も家庭と同様に地域社会では土地、水、大気、エネルギー等多くの物財を消費し、廃棄しています。したがって企業

等も事業活動の側面からだけでなく、環境に配慮した生活者として、さらには地域社会を構成する一員として、地域社会の環境を守りはぐくむことへ貢献することが求められています。

〔国際社会の一員として〕

資源に乏しいわが国が今日、経済大国といわれるまでに発展できたのは、世界の膨大な資源・エネルギーに支えられてきたからです。原油・天然ガスは言うに及ばず、木材、綿花、羊毛、エビ、穀物等、世界の輸入総量のなかで、わが国が極めて大きなシェアを占めているものは少なくありません。

しかし、その一方で、貧困、人口増、膨れ上がる債務負担等のために、なけなしの天然資源を輸出・消費せざるを得ず、深刻な自然破壊や災害に苦しみ、あるいは十分な公害防止設備を設置することもできずに、公害の発生、生活環境の劣悪化に苦しむ途上国の姿があります。つい、20～30年前にわが国が直面してきた問題に今、途上国の多くの人々が苦しんでいます。さらには、先進国の産業活動の拡大が地球環境にまで影響を与え、地球温暖化の進行で国土が水没の危機にさらされたり、熱帯林の減少、砂漠化の進行で国土の不毛化が急速に進んでいる国々もあります。

今後、企業等にあつては、国際社会への依存度をますます強めていくことが見込まれる中で、地球環境問題の解決なしには、持続可能な発展は期待できません。今、わが国のみならず世界の企業等は、「地球市民」の一人として、限られた地球環境を共有する同胞である途上国の発展と環境保全に貢献していくことが求められています。

〔環境に配慮した企業づくり〕

企業等と環境や環境問題とのかかわりは、従来の公害問題にとどまらず、一層の広がりを見せています。そのことに伴って、企業等の責務も、従来の企業内部における公害防止に努めることはもとより、地域社会や国際社会の一員として地域環境や地球環境の保全・創造に積極的に貢献していくことが求められています。

繰り返し述べてきたように、今日の環境問題の原因の多くは、一人ひとりの日常生活や産業活動が環境に与える悪影響が蓄積されたものといえます。したがって、企業等は自らの活動と環境とのかかわりを正しく認識し、環境問題の解決に向けて活動のあり方を見直し、積極的に快適な環境の保全・創造に努めていく重大な責務を有しています。そうした企業等の認識と行動力をはぐくむために、それぞれの企業等が主体的に環境教育に取り組んでいくことが極めて重要な課題となっているのです。

～企業等における環境教育の進め方～

〔環境とのかかわりについての認識〕

企業等は生産、加工、流通、販売、回収などの分野においても資源・エネルギーを必要とする「消費者」であり、廃棄物の「排出者」です。したがって、企業活動等を展開していくうえにおいては、なんらかの形で環境資源を利用し、環境に対して影響を及ぼさざるを得ません。しかし、これまで、公害問題が発生してきた背景には、企業活動そのものが、環境にどのような影響を及ぼすかということについての明確な認識が不足していたことが挙げられます。

したがって、まず自らの事業活動等のひとつひとつについて、環境に対する影響を点検することから始める必要があります。その際、公害防止関連の法令を遵守することはもとより、自らが直接

的にかかわらない部分にまで、例えば、輸入原材料の生産段階から消費者が製品を廃棄した後のことまで、環境への配慮をめぐらすことが大切です。すでに先進企業等では、少々コストが高くても環境に配慮している資材等を調達し、また消費者が商品を廃棄した後でも、製品の分解性や材質ごとの分別性を考慮してリサイクル性を高めることに努めています。また、製品等の企画段階から廃棄物となった後の性状変化によって大気、土壌、水質、生態系等を汚染・破壊することのないよう配慮することにも取り組んでいます。

また、事業活動等に直接関係することだけでなく、生活者の視点から、オフィスごみ、電気・ガス・水道の使用、事務用品等の購入などについても検討を加え、省エネ・省資源・リサイクルの徹底、環境に配慮した商品の選択等に努めていくことが必要です。

環境に配慮する企業等を目指すためには、確かにそのための人材、経費、設備等も必要となるかもしれませんが、しかし、人的・資金的にゆとりがないということで、環境への配慮を先送りにすることはできません。公害問題の深刻な体験を大きな教訓として、環境への配慮を徹底し、環境の安全性、健全性、快適性を確保することは、社会経済情勢の変化にかかわらず堅持しなければならない、環境保全の基本となるものです。大切なのは、実施可能なことから一つずつ着実に取り組むことです。

〔職場全体の取組として〕

環境に配慮する企業等をつくり上げていくうえで、最も重要となるのは、やはりそこに働く人づくりです。新たな製品等を企画・開発するのも、原材料を調達するのも、製造工程を改善するのも、販売ルートを開拓するのも、企業等をPRするのも、すべて企業等に働く人々です。したがって、環境に配慮する企業等をつくり上げるためには、特定のセクションのみならず経営者から従業員一人ひとりに至るまで環境に配慮することの重要性を認識することが必要です。そのうえで、できるだけ具体的に自らの企業やセクションが環境とどのようなかかわりを持ち、どのような影響を与えているのかということについての認識をはぐくみ、すべてのセクションが連携していかねばなりません。

その際、特に重要になるのは企業等のトップの意識です。企業等に限らず、組織が大きくなればなるほど末端の意向は上層部に伝わりにくくなります。先に述べたように、環境に配慮していくことは企業組織全体で取り組まなければならない課題であり、それぞれのセクションの機能がうまく連携していくことが必要です。もし、経営者や上層部の意識が不十分であれば、環境に配慮した取組について、各現場を熟知した末端に優れたアイデアが生じたとしても、企業等の方針として採用されるまでに長い時間がかかったり、それ以前に、アイデアを提出しようという機運すら生じないかもしれません。

組織全体が日常的に、改善工夫に取り組む雰囲気醸成するためには、ボトムアップによって意見やアイデアを採用していくシステムや表彰制度等を設置することも有効です。要は、トップの強力なリーダーシップと構成員の自発的な創意工夫とがお互いに刺激しあい、より高度な取組に発展していくような仕組みをつくり上げていくことが必要です。

〔研修システムの整備〕

環境問題は、非常に幅広く、また奥行きが深い問題であるため、事業活動等を環境に配慮したものへと見直していく場合に、では具体的にどのような視点からどのようなことに取り組んでいいのか、ということが分かりにくい面があります。まずは企業等の組織内にリーダーとなる人材を養成する必要があります。できれば、企業の上層部から下部に至るそれぞれの職階ごとに、さらには各

セクションごとにそうした人材を養成し、責任体制を整備していくことが望まれます。近年、企業等における環境意識の高まりを反映して、組織内に環境担当の役員を配置したり、専門セクションを設置する企業等が増えつつあります。こうしたリーダーや専門組織を中心として企業等の研修体系の中に環境教育を組み込んでいくことが必要です。

また、最近では、国、自治体、産業団体、民間シンクタンク等において環境関連のシンポジウム、フォーラム、公開講座、研修会等が頻繁に開催されるようになりました。そうした場に積極的に出席することによって、自らの事業活動等に関係する分野の知識や情報を収集したり、そうした分野に造詣が深い有識者等を知り、指導を受けることも有効です。

〔日常の業務を通して〕

また、環境教育は単に環境に関する知識を学ぶだけではなく、具体の行動を通して環境保全・創造に取り組む態度や行動力を養うものです。したがって、企業等の各セクションにおいては日常の業務を通して構成員を指導していくこと、いわゆるOJT(On the Job Training: 職場研修)が重要です。OJTは、集合研修等のOff the Job Training(職場外研修)で習得した原則的・体系的な知識や技能を実践させつつ、原則の弾力的な応用の指導を行うものです。OJTを進めるためには、特に各職場の管理・監督者の役割が重要です。管理・監督者自らが率先垂範するとともに、部下の能力に応じて、新たな仕事を企画する場合、環境への配慮を欠いた行動があった場合、仕事の方法に問題意識を持っている場合など適切な機会をとらえて環境に対する意識や問題解決能力を高めていくように指導していくことが大切です。

～企業等に求められること～

〔土地利用に対する配慮〕

事業活動等を展開するうえで土地の利用については、特に慎重な配慮が求められます。土地は単に地表面としての広がりを持つだけでなく、土地自体が内在する地形、地質、水、土壌等の要件によって多様な性質を有しながら、地域環境に適合した生態系や自然の循環を支えています。したがって、企業の立地場所等を考慮する際には、単に地盤の強弱や交通条件等利用目的に沿った要件のみならず、当該地域への生活環境や自然環境に及ぼす影響、さらには万一悪影響が発生した場合にどのような対策を講じるのかということについても、計画のできるだけ早い段階で十分な検討を加えて適地の選定を行い、環境への悪影響の発生を未然に防止していくことが大切です。

〔公害の防止〕

わが国の企業は、多くの公害問題と2度のオイルショックを経て、世界最先端ともいえる公害防止技術や省エネ技術システムを構築してきました。公害防止関連法令の整備、国民あげての省エネへの取組ともあいまって、昭和50年代以降、わが国の公害の状況は、おおむね改善の方向を示してきました。しかし、今後、経済活動の拡大やエネルギー消費量の増大が見込まれる中で、既に環境基準が達成されている項目についても、その維持には引き続き相当の努力が必要です。水俣病を教訓として公害を未然に防止するための投資は、公害が発生した後での回復のために要する費用よりもはるかに経済的でもあることを学んだことを常に念頭に置くことが大切です。

〔新たな環境汚染の防止〕

産業活動の高度化・多様化に伴い生産、流通、販売、廃棄の各過程で環境汚染が懸念されるなど、環境汚染の形態が複雑化しています。また、ハイテクノロジーの進展による新技術、新素材の開発等による化学物質の使用拡大、廃棄物の性状変化、バイオテクノロジーを応用した微生物等の環境中への放出等、新たな環境汚染の可能性が高まっています。1930年にフロンが発明され、その後、冷蔵庫等の冷媒、スプレー等の噴射剤、クッション等の発泡剤、IC等の洗浄剤として広く使われていく中でオゾン層を破壊する原因となることなど、だれも予想しませんでした。これからの事業活動等を展開していくうえにおいては、こうした新たな環境問題の発生を未然に防いでいく視点が不可欠です。

〔地域社会への貢献〕

企業等における環境教育は、企業活動に直接関係することのみならず、地域社会の一員としての側面から取り組んでいくことも大切です。一般家庭と同様に多くの企業等が自ら節水や節電に努めることはもとより、さらに積極的にコジェネレーション（熱電併給）・システムやソーラーシステム、低公害車の導入、雨水利用システム等先進的な取組を始めています。また地域社会における美化清掃、緑化活動等へのボランティア活動に参加したり、リサイクル活動に対して空き缶やトレーなどの回収を促進したり、ストックヤード（一時保管場所）を提供するなど、より積極的に省資源、ごみの減量化に協力している企業もあります。自然とのふれあいについても企業敷地内を緑化して地域住民へ公開したり、トラスト活動を支援するなど地域住民との交流に努めている企業等もあります。

こうした取組は、環境保全に対する認識に基づくものであれば、取組の動機が、企業のPRのためであろうと、イメージアップのためであろうと、新たなビジネス・チャンスを開拓するものであろうと、実行されるだけで意義があります。

環境教育の目標は、知識を学ぶだけではなく、環境の保全に責任をもって行動できる人づくりを行うことです。企業等の場合は、積極的に環境の保全に責任をもって行動できる職業人をつくりあげることにあるといえるでしょう。こうした行動を積み重ねることによって企業内に環境保全意識が定着していくことが期待できます。また、消費者との交流を通して環境に配慮した商品開発を行うなど新たなビジネス・チャンスを産み出すことによって事業活動全体が環境に配慮したものへと転換していくことも期待できます。

〔国際社会への貢献〕

地球環境問題に対する国際的な関心の高まりの中で、企業活動等にも新たな対応が求められています。それは、1987年4月、「環境と開発に関する世界委員会」が最終報告として発表した「Our Common Future（邦題：地球の未来を守るために）」の中心的課題として取り上げられ、1992年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」で採択された「リオ宣言」の第1原則としても掲げられた「持続可能な開発」の具体化です。

近年、地球環境問題の解決に向けて多くの国際会議が開催されてきましたが、その場で先進諸国と途上国との対立が鮮明になっています。先進諸国が温暖化の進行を防止するために二酸化炭素の排出を制限しようと提案すれば、途上国側からは、自国の工業化を阻害するものだという主張がなされます。また、野生生物種を保護するために熱帯林の保全を訴えれば、貴重な外貨獲得手段を失うことになるという主張がなされます。

途上国の人々が先進国並みの生活水準を達成しようと願う気持ちを否定することはできません。

しかし、世界の人口は、今後、途上国を中心として爆発的に増加し、2050年には、現在の人口のほぼ2倍に相当する約100億人に達することが見込まれています。これらの人々がすべて従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の経済システムによる豊かさを実現しようとするれば資源・エネルギーの消費や廃棄物は莫大な量となり、地球環境に壊滅的な打撃を与えることは明白です。

開発と環境の保全とを二者択一の問題としてとらえているうちは、地球レベルの問題であろうと地域レベルの問題であろうと、環境問題の根本的な解決をみることは困難です。しかし、私たちは、ようやく人間的な生活の「豊かさ」とは、あり余るほどの物に囲まれた便利な生活のことを意味するのではなく、豊かな自然と調和して健康的で心にゆとりややすらぎを感じることができる生活を実現することだと気づきはじめました。自然から一方的に資源を収奪し、野放図に廃棄物を放出することは、結局自分たちの生存を危うくすることに気づきました。こうした住民意識の変化は事業活動等を維持・発展させていくためにも、環境への配慮が不可欠であることを示しています。欧米では、すでに少々価格が高くても環境に配慮した商品を選択する意識が消費者の間に浸透しています。企業等も単に短期的に目先の利潤のみを追求していたのでは、消費者の反発を招き、シェアを失うことになるのです。

したがって、今後、企業活動等を展開していくうえにおいては、国内的には公害の未然防止に努めることはもとより、生産工程や流通機構の省エネ・省資源化・再資源化の推進、あるいは、太陽エネルギー等のクリーンエネルギーや都市廃熱等の未利用エネルギーの利用促進等、製品の企画段階から生産・流通・消費・廃棄・回収の各段階における環境負荷を抑制していく配慮が求められます。国際的には、途上国の自然破壊や公害の発生を防止していくことはもとより、積極的に途上国への開発と環境保全とを調和させた資金援助や技術協力を行っていくことが求められます。



～企業等における環境教育のアクション・ガイド～

1 環境に配慮した資源・エネルギーの利用を考えましょう。

事業活動等を行うためには、さまざまな資源・エネルギーが必要です。今後、企業活動等の国際化・情報化・多様化等に伴い、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の経済システムを継続すれば資源・エネルギーの消費はますます増加し、環境の悪化に拍車をかけていくことは明らかです。

そうしたことを踏まえてまず、事業活動等を支える資源・エネルギーのより一層の効率的利用を図ることから考えてみましょう。事務用紙やトイレットペーパーに再生紙を利用する、照明器具等の電気器具を節電タイプに順次変えていく、水道に節水コマを取り付ける等の身近なことから始めることが大切です。その際重要なのは、そうした取組の意義や効果を企業等の組織全体に周知することです。まず、そうした身近なことから環境や環境問題に対する興味や関心をはぐくんでいくことが大切です。

さらにそうした取組を広げて、自らの企業等のみならず有害物質を含む原材料等を無害なものに変更したり、梱包材を簡素化したりするなど、納入業者等と連携して取組の輪を広げていくことも大切です。企業等自らが消費者としての立場からこうした連携を広げていくことにより、環境に配慮した商品の市場も広がり、コストダウンを図ることも可能となります。既に先進的な企業等では会計監査の視点に環境保全の視点を加えた「環境監査」を実施しています。

2 既存の技術・ノウハウを環境保全に応用しましょう。

近年、産業界のあらゆる分野で環境保全に貢献する新しい技術や素材の開発が進められています。そうした技術や素材の開発には莫大な研究コストがかかると思われがちです。しかし、従来取り組んできた技術に対する視点を少し変えるだけで、環境保全に大きく貢献し、かつ、ビジネスチャンスを広げている例は少なくありません。

例えば、金融機関における環境保全ファンドの創設、会計事務所における環境監査の実施、繊維業界や食品業界における水質浄化システムの開発、流通業界におけるアルミ缶、トレー等の回収、廃棄物処理業界における汚泥のタイル化・肥料化、旅行業界におけるエコツアーの企画等多くの例があります。

こうした取組を成功させるためには、熱心なスタッフの存在とトップの理解や支援が不可欠です。また異業種交流が大きなヒントになることもあります。企業等の組織内部に横断的な検討体制を設けたり、業界組織等に研究分科会を設けたり、あるいは産学官交流の場を活用する等、あらゆる場において情報や意見の交換を図っていくことが大切です。

3 企業内の憲章や行動計画を策定しましょう。

企業等において環境教育を進めていくうえにおいては、経営者から従業員の一人ひとりに至るまで環境の保全に関する共通の認識を持つことが何より大切です。特に企業の場合、構成員の一部が環境保全に関する高い意識を持ったとしても組織的なコンセンサスが得られなければ有効な取組とはなりません。

そのため、企業等の経営理念などに環境に配慮する内容を盛り込むことによって、環境保全に

取り組む姿勢を組織全体に浸透させることが大切です。また、企業等の組織全体の目標や各セクションにおける短期・中期・長期の目標や役割をできるだけ具体的に設定した行動計画を策定して、その目標管理を行っていくことも必要です。理念や計画に実効性を持たせるためには、定期的に達成度をチェックするとともに、各部門が連携して問題点を洗い出し、意見や情報を交換し改善工夫を重ねていく場を設置することが重要です。そうした、先進的な取組に率先して取り組む企業が実績を積み重ねることによって、業界全体で企業憲章や行動計画等を策定し、実施していく機運が高まることが期待されます。

4 家庭、地域社会、行政との連携を図りましょう。

環境問題を解決するためには、事業者、住民及び行政がそれぞれの立場を尊重して、それぞれの社会的役割に応じて社会システム全体を環境に配慮したものへと変えていく必要があります。

しかし、環境を守りはぐくむ取組には、往々にして総論賛成・各論反対の風潮が見られます。無農薬野菜にしても、虫食いの跡がある野菜を消費者が買わない、あるいは農家が生産してくれないと言っているのはいつまでも市場は形成されません。再生紙にしても、いくらリサイクルに努めても消費者がバージン・パルプのトイレットペーパーしか買わなければ、資源の循環の輪は完結しません。町の緑化にしても木を植えれば落ち葉がでるのが当然であり、そのことに対して苦情ばかりでは緑化は一向に進みません。河川美化についても清掃ボランティアへの参加はいつも決まったメンバーとなりがちです。自然環境を守るためには資金と労力が必要ですが、わが国の主な環境保全団体でさえ、その規模は人的にも資金的にも欧米の団体とは比較にならないほど小さいのが実情です。

今後、環境問題解決の取組の実効性を高めていくためには、住民、事業者及び行政の相互理解を深めて総論・各論ともに合意形成を図っていくことが不可欠です。そうした相互理解を促進するためにも、企業活動等の現場を一般住民の見学に供することが有効です。例えば、廃棄物処理場や最終処分場等の施設については、総論的には、その必要性について住民の理解が得られても、環境汚染等への不安感から立地場所についての理解が得られにくくなっています。そうした不安感を払しょくするためにも、積極的に施設を公開して活動の実態や環境保全上の配慮について十分に説明を行い、理解と協力が得られるように努めることが必要です。そうした取組を通して、地域住民が漠然と感じているごみや廃棄物の発生者として果たすべき責務や、ごみの減量化・リサイクルの重要性などを明確に認識させることができます。

また、逆に地域住民が実施するボランティア活動に、企業等も地域社会の一員として積極的に参加することも大切です。そのことによって生活者としての視点から地域の環境の実情が把握できるとともに、企業等の構成員も地域の自然等に愛着を感じ、地域の環境を大切にしていこうとする意識や態度を養うことができます。また地域住民と意見や情報を交換することによって住民の環境意識や企業に対するニーズ等も把握できます。

こうした相互理解を深めていくことによって、企業等にも環境保全に責任を有する担当者やセクションを設けたり、消費者と定期的に意見交換をする場を設けることによって互いのニーズを事業活動や消費活動に活かしていくことが期待されます。

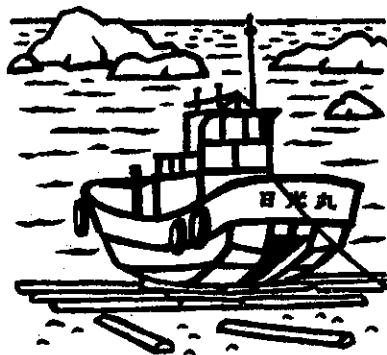
5 地球市民として行動しましょう。

地球環境問題への関心が世界的に高まる中で、世界最高水準の公害防止技術等を開発してきた

わが国の貢献に期待が集まっています。その反面、木材資源、水産資源、鉱物資源等を大量に輸入するため、産出国の自然破壊を進めている、あるいは、途上国に進出した企業等が現地で公害を発生させているといった批判がなされています。

地球環境問題は全人類共通の課題であり、その解決に当たっては、まさに地球市民としての対応が求められています。地球環境問題が深刻化すれば、その影響は人為的な国境を越えて人類を含む多くの生命の存在基盤を危うくします。国際社会が相互に依存関係を深めていく中で自分の企業だけの、あるいは自国だけの利益の追求はもはや許されなくなっています。

「持続可能な開発」を具体化していくためにも、途上国からの研修生の受入れや専門技術者の派遣等を通してわが国の優れた技術を移転していくことが重要です。また、海外進出に当たっては、世界に範を示す意味からも、国内における活動と同様に、進出国の環境基準を遵守することはもとより、公害を克服してきた過程における成功や失敗例等を教訓として、当該国の企業の手本となるような環境保全対策を積極的に実施していくことが大切です。そのことがひいては、企業等への信頼を高め、持続的な利益の確保にも資することとなるのです。



● 第5節 行政における環境教育 ●

～行政と環境教育～

〔環境行政の広がり〕

これまで、自治体における環境行政は、公害防止対策と自然保護の二本柱を中心として施策が展開されてきました。このうち特に、本県では、水俣病問題を県政の重要課題として、被害者の救済対策をはじめとしてさまざまな水俣病対策事業を展開してきたところであり、また、大気汚染や水質汚濁等のいわゆる典型7公害に関する公害防止対策についても、事業場等に対する排出規制、指導、監督等を主な業務として環境基準の達成に取り組んできました。さらに、自然保護の分野においては、自然環境保全地域の保存、自然公園の適正な利用・管理及び鳥獣の保護・適正管理を主な施策の柱として各種の施策を実施してきました。その結果、産業活動に起因する公害の状況は、年々改善され、今日、県下の環境は、おおむね良好に維持されています。しかし、今日の環境問題の動向をみれば公害対策、自然保護の両分野共に、従来の施策をさらに充実させることはもとより、新たな対応が必要となっています。

公害防止の分野においては、産業活動の高度化に伴い新しい技術や素材が開発され、従来規制の対象としている物質以外にも環境汚染の可能性についての確に対応すべきものが増えています。また、産業活動や消費生活の多様化に伴い、化学物質は事業場からの排出口からだけでなく、生産、流通、消費、廃棄の各過程で環境汚染が発生する可能性があり、こうした「新たな汚染可能性」から人間の健康はもとより、生態系への悪影響を未然に防止していくことが重要な課題となっています。

さらに、近年、都市部を中心として騒音・振動等の交通公害、生活雑排水等による中小河川の汚濁、有機塩素化合物等による地下水質の汚染、廃棄物の増加等、日常的な生活行動や産業活動に起因する「都市・生活型公害」が深刻化しています。

その一方で、公害の防止は当然のこととして、自然とふれあい、心にうるおい・やすらぎを感じさせるような生活空間を保全・創造することへのニーズが高まっています。したがって、今後、地域の自然環境や歴史的・文化的特性を踏まえた魅力ある地域づくりを進めるとともに、環境負荷の発生を極力抑制していく社会システムを構築していくことが重要な課題となっています。

自然保護の分野においても、こうした県民の自然志向の高まり、都市化の進展、地域振興施策の展開等を背景として自然に対する開発ニーズが高まっており、自然生態系の保全と開発との調和を図るために地域の環境資源を計画的に管理していく視点が求められています。

また、近年国際社会の重要課題となっている地球環境問題への対応も、地方自治体の重要課題となっています。地球環境問題といえども、その原因の多くは、それぞれの地域における、一人ひとりの日常生活や産業活動が環境に与える悪影響が累積したものだといえます。したがって、直接的に県民や事業者の生活や産業活動にかかわる地方自治体による、地球環境の保全のための総合的な施策の展開が求められています。

今日の環境問題の特質の一つとして、酸性雨に代表されるように、環境汚染が発生している地域と、汚染原因が存在している地域とが必ずしも一致しないことが挙げられます。また、地下水や森林のように環境資源を保全する者と、その恩恵を受ける者が別の地域に存在している場合もあります。このように環境問題の解決や環境の恵みを守り育てていくためには、広域的かつ地球的観点を踏まえた取組が不可欠となっており、地域間の利害関係を調整し、相互理解の下にそれぞれの地域の発展を図っていくことが重要な課題となっています。

〔生活者としての視点から〕

地方行政を進めていくうえにおいて公務員は、あらゆる意味で地域住民や事業者にとってのリーダーとなる必要があります。特に、環境教育に限らず、普及啓発に関する施策を展開していくうえで、行政から地域住民に一方的に呼びかけるばかりで、自らの行動が伴わなければ、何の説得力もありません。したがって、公務員は、行政担当者としてのみならず、地域における生活者としての視点から、環境への配慮などについても県民や事業者に対して率先垂範していく必要があります。

近年、生活用品や耐久消費材に、環境に配慮した商品が生産されるようになりました。しかし、生産量が少ない、加工コストが高い等の理由から、同等の従来品に比べて割高感があり、また再生品等に対する品質上の懸念などから、一般への普及が進みにくい傾向にあります。しかし、需要が伸びればコストダウンが図られますし、品質も最近、急速に向上しています。すでに欧米では、環境意識の高まりとともに、こうした環境に配慮した商品を選択する取組が市民に浸透し、大きな市場が形成されています。こうした市場の形成に寄与し、市民や事業者に範を示していくことも自治体職員の大きな役割です。

〔環境保全・創造の担い手として〕

自治体及び自治体職員は、従来の公害防止や自然保護のみならず、新たに多くの課題を有する環境行政を推進し、かつ環境に配慮した生活行動や各種の施策を進めていく主体として、住民や事業者等に率先垂範していく責務を有しています。こうした取組は、決して環境行政の担当セクションのみで取り込まれるものではありません。行政組織のあらゆるセクションにおける施策等に反映させていく必要があります。また、オフィスごみの分別や再生紙の利用促進、節水、節電等は一人ひとりの職員が生活者の視点から改善工夫に取り組んでいかなければならないことです。

したがって、環境政策を展開していくうえにおいては、職員一人ひとりから組織全体にまで、地域の環境保全・創造についての共通の認識が形成されることが不可欠であり、行政組織内部における環境教育を充実させていくことが重要です。すなわち、職員が自分自身や自分自身の担当業務と、環境及び環境問題とのかかわりを正しく認識するとともに、自己の生活や業務をより環境に配慮したものへと見直し、その施策等を通して地域の環境の保全・創造に寄与していく自治体を目指していく必要があります。

また、環境を保全・創造していく取組は、行政のみならず、県民、事業者それぞれの主体的な取組がなによりも大切であり、行政は、県民、事業者が環境や環境問題について学習を進めていくことを、積極的に支援していく必要があります。行政がこれまで、さまざまなセクションにおいて蓄積してきた環境保全・創造のためのノウハウや環境教育のリーダーとなる人材等に関する情報を県民、事業者に分かりやすい形で提供するとともに、学習や活動の場の提供、リーダーの養成等、県民、事業者の学習のための条件整備を図っていくことが大切です。

～行政における環境教育の進め方～

〔すべての職員を対象として〕

環境行政を推進していくためには、環境部局の取組だけではなく、全庁的・総合的な取組が不可欠です。むしろ、環境行政に関係しない部・課はないといっても過言ではありません。例えば、河川の水質浄化施策を考える場合でも、治水・利水・親水のそれぞれの側面から施策の展開を考えることはもとより、水源かん養や水の浄化に大きく貢献している森林や土壌の保全、さらには、上流域から海までの流域全体の水の循環や生態系の保全などのかかわりについても考慮していく必要があります。このように、環境に配慮した取組を進めていくためには、環境をマクロの視点から捉えることが不可欠であり、単独の部・課のみの取組では十分にその成果をあげることが困難なケースが多くなっています。

したがって、自治体における環境教育を進めるに当たっては、すべての職員を対象とした総合的・体系的な研修を実施していくことが必要です。現在、本県では、自主研究グループ活動助成や通信教育講座紹介による「自己啓発」、管理監督者が仕事を通じて部下職員を指導育成する「職場研修」、及び一定期間職務から離れて行う集合研修や派遣研修等の「職場外研修」の三本の柱によって研修体系が構成されていますが、こうしたあらゆる研修の機会に環境教育の視点を付加することによって、環境に関する職員意識の啓発及び地域の環境を保全・創造していくための問題解決能力や施策立案・遂行能力などを養っていくことが肝要です。

特に、環境教育については、これまで繰り返し述べてきたように、単に環境や環境問題を知識として学ぶだけでなく、自分自身が担当する業務に、学習の成果を反映していく必要があります。すなわち、自分自身がかわる施策が、環境にどのような影響を及ぼすか、環境への負荷を増大させないか、環境への負荷を減らすためにはどのような対策が必要か、環境への負荷を減らしつつ同等の事業効果を達成する方策はないか、地域のより快適な環境の保全・創造に寄与するためにはどのような施策を展開すべきか等について、施策の企画・構想段階から配慮を加えていく視点を養うことが大切です。

〔庁内指導者の活用・育成〕

環境や環境問題を考えていく場合には、環境をマクロの視点から捉えることが不可欠ですが、環境教育の必要性が認識されるようになってまだ日が浅いために、全国的にも、こうした総合的な視点から環境教育の中心となることのできる人材は、少ないのが実情です。行政職員にしても、それぞれの担当分野について、詳しくはあっても、当該分野についての知識・情報の伝達にとどまらず、人を育てるという見地から教育的な指導を行うためには、また別の能力が求められます。ましてや、総合的な視点から環境を理解し、行政職員、住民、事業者を育成・指導できる人材の養成については、今後の取組の成果に待つところが大きいといえます。

したがって、当面は、担当職員それぞれの専門分野を活かしながら、研修のニーズに即応できるような人材ネットワークを作り上げることが必要です。そうした人材を中心として、今後、階層別、あるいは分野別の具体的な教育内容等についてのプログラムを策定していくことが重要です。そのためにも、現在、各部局に分散している環境教育に関する情報や技術等を集積し、体系的に整理し、研修等に活用できるように整備することが大切です。そうした情報等を活用して職員が相互に研修しあうことで、知識や技術等を共有し、リーダーとしての資質の向上及び人員の確保を図っていく必要があります。

また、現在わが国で、行政職員を対象として体系的な環境教育の研修を実施しているのは、環境

庁環境研修センター等に限られていますが、こうした機関への職員派遣研修を継続するとともに、国際機関、国、大学、環境関連の財団・社団法人、民間団体等が開催する公開講座等へ職員を参加させることも必要です。さらに、環境教育の先進国である欧米諸国においては、公的機関、あるいは民間の環境保全団体等において、先進的な教育プログラム等が開発されており、そうした事例を参考として本県への導入について検討を進めることも重要です。

〔環境教育推進体制の整備〕

環境教育を円滑に進めていくためには、全庁的な連携が不可欠であり、そのための横断的な連絡協議会等を設置することが必要です。近年、環境問題への関心の高まりに伴い、国においても、環境庁をはじめとして各省庁で環境関連の政策が展開されており、そのなかで地域住民の意識の啓発を目的とする施策も増えてきました。今後、自治体の各部局においても、単独事業はもとより、そうした関係省庁の補助事業等への取組が増えてくることも予想されますが、上記の連絡協議会等を通して意見交換や情報交換を行い、例えば複数の事業の実施時期、対象、場所等の調整を行うことなどによって、事業効果を一層高めることが可能となります。

本県では、平成2年10月、身近な環境から地球規模の環境までのすべてにわたり、快適な環境を保全・創造するための施策を、総合的かつ体系的に推進することを目的として、知事を本部長とする「熊本県環境政策推進本部」が設置されています。この本部は、知事部局、教育庁、警察本部及び企業局を含む総合的な体制であり、所掌事務のひとつとして「環境問題に関する普及・啓発に関すること」を審議することとしています。今後、各市町村においても、このような横断的な体制が整備され、それらがさらに連携していくことで、地域間交流等による広域的な環境教育が円滑に推進されていくことが期待されます。

～行政に求められること～

〔学習の場の提供〕

行政の役割として重要なのは、まず第一に、地域の住民や事業者の一人でも多くの人に環境や環境問題に関心を持ってもらうことです。そうした関心を持つきっかけづくりのため、近年、国、地方自治体、民間団体等においてさまざまなシンポジウムやフォーラムが開催されてきました。今後、こうした学習の機会を設定していくうえにおいては、より多くの人に参加しやすいような企画を考えていくとともに、反面、年齢別、性別、事業別ごとに重点をしぼり、きめ細かなテーマを設定するなど、環境や環境問題を、より具体的に身近なものとして関心を広げていく工夫を加えていくことが必要です。

第二に、こうした催しを通して関心をもった人達が、自主的に学習できる場を整備していくことが重要です。各地のコミュニティセンター、図書館、博物館等の社会教育施設やキャンプ場、少年自然の家等の野外活動・自然体験学習施設に環境教育の視点を付加して、環境情報ボード、参考図書・視聴覚教材等のライブラリーの設置、あるいは環境情報システムの端末の設置等を計画的に進めていくことにより、学習機能の充実強化を図っていくことが必要です。また、公共施設へのソーラーシステム・雨水利用システム等の設置、道路の透水性舗装、街路樹や公園の植栽、造園等の配慮、河川護岸の自然工法等の環境への配慮を加え、そうした取組の意義や効果等を示すことで、普段の生活の場を広く環境学習の場としていくこともできます。このように多くの施設等を環境教育の場として相互に関連づけながら、おのずと地域の環境について関心や理解を深めていくようなネ

ットワークを形成していくことが望まれます。

第三に、こうした県民や事業者の多様な学習ニーズに対応するためには、総合的な学習拠点の整備が不可欠です。今、熊本県では、水俣市に「環境センター」の建設を進めており、平成5年度にオープン予定です。環境センターは、環境の現況や環境問題についての正しい理解と認識を深め、環境に配慮した行動を促すための環境情報の拠点施設として設置されるものであり、隣接地に水俣市が建設している「水俣病資料館」と連携しながら、環境の保全・創造に貢献していくことを目指しています。建築設備には、太陽エネルギーや風力の自然エネルギーの活用、雨水、自然光等の未利用資源の活用等の配慮が施されており、また、センターの機能としては、さまざまな環境情報を集積、提供していく「情報ステーション」、環境に配慮した暮らし方を分かりやすく紹介する「展示室」、各種の映像資料を大画面に映し出す「シアター」等が設けられます。さらにソフト面でも、県民や事業者、さらには海外からの研修者への各種の支援事業等を展開していくことが予定されています。今後、本施設が環境教育の中核施設としての機能をフルに発揮し、より多くの県民、事業者の活動を支援していくことが期待されます。

〔リーダーの育成・支援〕

環境教育の成否は、リーダーとなる人材に負うところが非常に大きいのですが、環境教育のリーダーとなる人材については、先に述べたとおり、質・量ともに不足しているのが現状です。シンポジウムやフォーラム等をきっかけとして、環境や環境問題に関心を持った県民や事業者が、より深く環境について学ぼうとしても、適当な指導者がいなければ、何をどのように学べばよいのか分からないという問題が生じます。自学自習することは大切ですが、幅広い環境や環境問題について正しい理解を深めていくことは、決して簡単ではありません。ともすれば、学習範囲の広さ・奥深さにせつかく芽生えた学習意欲がそがれてしまうおそれもあります。したがって、行政は、各部局が保有している人材情報を活用して、県民や事業者の学習ニーズを踏まえた指導者を紹介・派遣する等、環境教育のコーディネーターとしての役割を發揮することが求められます。

また、県民や事業者がリサイクルや自然保護等のさまざまな環境保全活動を進めていくうえでは、こうした外部の人材のみに指導を依頼するだけでなく、自ら実践活動等のリーダーとしての資質を高めていく必要があります。これまで、行政による普及啓発の取組は、関心層を広げることに重点がおかれていたために、すでに、環境や環境問題に相当の関心を持って活動している人たちを対象として、レベルアップを図る視点に欠けるきらいがありました。また、リーダーには、単に環境や環境問題に詳しいということだけではなく、集団を統率し、人を育てていく能力が要求されます。

したがって、今後、公開講座、研修会等専門的な指導員から個別的・集中的に指導を受けることのできる場を設けるとともに、講座等の内容についても、基礎的な理解から高度な理解へと段階的に認識を深めていくような工夫や体験学習を通して実践能力を高めていくような工夫、さらには、集団を統率し、集団の目的を達成していくために必要となるリーダーシップを養成していくような工夫をこらすなど、参加者がリーダーとして自立していくことを目指した体系的な学習プログラムを準備することが必要です。

〔活動資金等の援助〕

県民、事業者が学習活動を実施していくためには、学習資料・教材の購入、コピー機器の使用、外部指導者への謝礼、学習会場の借上、イベントの開催、先進地視察や研修会等への出席、他地域との交流、参加者への通信連絡等さまざまな経費が必要となります。現在、多くの取組の大部分がグループ内の無料奉仕や自己負担でまかなわれているのが実情ですが、未永い取組として発展して

いくことを期待するうえにおいては、こうした経済的理由でせつかく芽生えた学習意欲や活動が挫折することが懸念されます。

現在、熊本県では、「熊本県環境保全基金」によって「地域住民等に対する地域の環境保全活動に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動に要する財源を安定的に確保し、必要な事業を継続的かつ着実に実施していくこと」としています。また、「公益信託くまもと21ファンド」の中でも、「住民の知恵と行政の知識が支え合う地域づくり」を目的として、地域づくり活動、人材育成事業・人材交流事業、自然環境の保全・水質浄化・景観の形成の他アメニティ活動等への助成を行う「地域間交流基金」が設置されています。今後、これらの制度の活用を促進し、環境教育のリーダー育成、学習活動、環境保全活動等の支援を充実させていくことが重要です。

〔学習ネットワークの形成〕

本県でもすでに多くの住民、あるいは企業グループによる学習活動が進められていますが、その活動の規模等については欧米のNGO（非政府組織）とは大きな隔たりがあります。欧米では、すでに約1世紀にわたる市民運動の歴史があり、数十万人から数百万人の会員と専任スタッフを擁して、自ら環境教育のプログラムを開発し、行政や企業等に対しても政策提言や商品改善提案を行うなど政策決定や企業経営にも大きな影響を与える市民組織が形成されています。わが国においては、環境保全に関する市民組織の歴史が浅く、行政や企業とのかかわりにおいても、これまでは、完全否定・完全対立という趣が強かったために互いの連携が十分に図られてきませんでした。

また、個々の集団が、特定の活動にのみ傾倒しすぎるために、かえって環境をマクロにとらえる視点を見失ったり、新たな人が参加しにくい状況になって活動が停滞するという意見もきかれます。

しかし、「うるおい」や「やすらぎ」といった心の充足が求められるようになり、住民の意識や価値観が多様化してきた今日、今後の地域づくり、環境づくりを進めていくうえにおいては、県民、事業者及び行政の連携が不可欠となっています。今日の環境の汚染・破壊については、産業型公害と異なり、一人ひとりが被害者であると同時に加害者でもあります。そのことを明確に認識しなければ、それぞれの責任を他に転嫁し、他人の努力の成果を享受するだけのフリーライダー（ただ乗り者）となってしまう、自らの行動に責任を持って快適な環境の保全・創造に取り組む人づくりの進展は、いつまでたっても期待できません。

したがって、行政は、さまざまな団体の活動等を把握し、定期的に住民や事業者グループ等との意見交換の場を設けたり、環境関係のイベント、モニタリング調査、リサイクル活動等のモデル事業などへの参加・共催を呼びかけたりすることによって、さまざまな立場の人が互いの立場を尊重し、啓発しあうような関係を作りあげていくことが必要です。

～行政における環境教育のアクション・ガイド～

1 まず、パンフレット等の普及啓発資料を工夫する。

毎年、各部局で県民、事業者の啓発を目的としてさまざまなパンフレットやリーフレット類が作成されています。また、行政組織内、関係団体への施策等の周知、成果報告等を目的として冊子等が発行されています。近年は、環境部局が作成するものだけでなく、消費生活、農業、林業、土木・建築等と環境とのかかわりについて触れられることが多くなってきました。より多くの立場の人達へ多様な側面から環境とのかかわりを認識していただくために、こうした普及啓発資料を今後一層充実させていくことが大切です。

しかし、こうした資料や冊子は、往々にして作成後、配付しっぱなしになっていないでしょうか。もちろん作成に当たっては、十分に内容が吟味され、作成の趣旨等についても説明が加えられているはずです。しかし、本来、パンフレット等を作成した場合には、少なくとも主な配付先に出向き、作成の意図や活用方法等について説明し、相手方にその旨を十分認識してもらうことが大切です。

また、内容についても、できるだけ分かりやすい表現に努め、配付対象者を明確に意識して、年齢、性別、職業等に応じた内容とするよう心掛けることはもとより、手にとって目を通したくなるような編集、デザイン等に意を用いる必要があります。ボリュームが大きい場合には、要約版を用意するとか、文章だけでなく図表、写真、イラスト等を配するなどの工夫も必要でしょう。さらに、配付後のフォローを行うことも重要です。配付先から活用の状況、改善点等の意見を聴取し、改訂版や新たな資料を作成する場合の参考としたり、どのような情報や資料が必要とされているかを把握していくことが大切です。

2 イベント等の参加者のフォローアップに努める。

環境問題への意識の高まりとともに、近年、環境部局のみならず多くの部で環境や環境問題に関連する行事が開催されるようになりました。防災、エネルギー、交通・運輸、地域開発、消費者、衛生、農政・食糧、林業・水産、商工・観光、都市計画、土木・建築等の研修会、フォーラム、シンポジウム、フェア等で環境や環境問題がテーマとして取り上げられるようになりました。

こうした場に参加した人たちは、それぞれに環境や環境問題に興味や関心を持ち、自分の自由時間や仕事の時間を割いてまで会場に足を運んでいただいた人たちです。したがって、全くの無関心層の人々と比較すれば、はるかに高い意識の持ち主であり、将来、自ら環境についての学習に取り組んでいくことが期待される人々です。しかし、一度だけのイベントの開催で、すぐさま自発的な意欲を起こさせるような効果を期待することは不可能であり、こうした興味や関心の芽を育てていくためには、次の、あるいは関連するイベントへの案内を送付するなど息の長い、きめ細かなフォローを行っていくことが大切です。

同様に各種のアンケート調査を実施した場合でも、内部資料としてとどめることなく、可能な限りマスコミ等を通じて公表したり、回答を寄せていただいた人たちに、調査結果を報告し、今後どのように調査結果を活用していこうと考えているのかを説明することが大切です。そのことによって、回答を寄せていただいた人たちは自分と他の人との意識の相違等を知ることができるだけでなく、行政への関心、信頼、参加意識を高めていくことが期待できます。

3 職場環境の改善に努める。

環境教育は、何も専門的な研修に出席しなければならないというものではありません。これまで、家庭、地域社会、学校、企業等で述べてきた同じ視点で、一県民として、地域社会の構成員として、行政という各種の事業に取り組む事業者として環境の保全・創造に取り組むべきなのです。むしろ家庭人としての生活態度と公務員としての生活態度とは、一致するものでなくてはなりません。家庭では、省エネや省資源に厳しい人が、職場では、コピー用紙を大量に使い、紙ごみを大量に発生させるようでは、(その逆であっても)話になりません。

職場は一日の大半を過ごす生活の場でもあります。この空間をうまくマネジメントできなければ、とても地域や地球の環境どころではありません。限られた空間であることは職場も地域も地球も同じです。家庭での環境教育でふれたように、一定の場における生活や生産は必ず外部からの物財等のインプットがあり、また外部へのアウトプットを伴います。例えばインプットは、物質(事務用品、書籍、資料、書類等)、水(飲用・調理・衛生・空調・散水・洗車等の生活用水、池等の環境用水等)、エネルギー(照明・動力等の電気、車両・ボイラー等の重油・ガソリン等)、大気(冷暖房)等です。それらが一定の場で消費されて出てくるアウトプットは、廃棄物、汚水、廃熱、硫酸酸化物・窒素酸化物等の大気汚染物質等です。

ですから、こうした資源・エネルギーの流れを環境に配慮したものとするためには、次の5つの視点で職場活動を見直すことが大切です。

- ① インプット量の節減(いかに消費量を減らすか等)
- ② 環境に配慮したインプットの選択(いかに環境に負荷の少ない資源・エネルギーを選択するか、すぐにごみになるようなものを使用しない、有害物質を含まないものを使用する等)
- ③ 生活・生産の場での効率的利用、長期利用、再利用の促進(いかに資源エネルギーの利用効率、多段階利用、再利用を高めるか等)
- ④ アウトプット量の削減(いかに排出量を減らすか等)
- ⑤ 環境に配慮したアウトプットの徹底(いかに排出物のクリーン化、再資源化に寄与し、処分場・処理場の処理負担を軽減するか等)

コピー用紙、書類等の紙類を例にとれば、次のような取組が可能です。

- ① 必要最小限のコピー、資料の作成
- ② 再生紙の利用促進
- ③ 両面コピー、紙質の使い分け、コピー・資料の共有化の促進
- ④ ミスコピー用紙の裏面再コピー(内部資料等)、新聞スクラップ台紙、メモ用紙等に活用
- ⑤ 廃棄用紙の分別の徹底、リサイクル業者への引渡し

こうした取組が円滑に進むためには、特に、職場の管理監督者の理解が大切です。環境教育は、単に環境問題に関する知識を習得することではなく、身近な体験を通して責任を持って環境を守り育てる態度と行動力を養うものです。したがって、部下職員がこうした具体の行動に取り組むことは、環境教育の絶好の職場研修となるものであり、管理監督者自ら範を示し、部下職員をリードしていくことが大切です。

4 担当業務と環境とのかかわりを見直す。

上記の5つの視点を地域に広げれば、地域においてさまざまな事業・施策を展開する事業者としての行政と環境とのかかわりが見えてきます。

地域という一定の場においてもインプットされてくるのは、物質、水、エネルギー、大気等であることに変わりはありません。そうしたさまざまな資源・エネルギーを海外を含めた他の地域から受け入れて、当該地域での生活や生産活動が維持され、廃棄物、汚水、廃熱、硫黄酸化物・窒素酸化物等の大気汚染物質等が他の地域へとアウトプットされていきます。

ですから行政は、地域住民の生活の向上や産業の発展を考えていくうえにおいて、そうした地域へのインプットからアウトプットまでを全体的に見通して、環境への配慮を加えていく必要があります。

水の利用においては、上流域でかん養された水が河川水や地下水となって地域にインプットされ、生活用水、農業用水、工業用水等として利用され、下水としてアウトプットされ、海にたどりつきます。近年、環境問題に対する意識の高まりに伴い上流域の住民からは、「下流域の住民は、自分たちが使う水を確保するためにかん養域の自然を守れというが、そうした自然を守るためのコストを全く負担しないでおいて、私たちに自然を守れ、開発を止めろというのは、単なるエゴイズムの押しつけではないか。」という意見がなされるようになりました。また、下流域からは、「上流域でさんざん水を汚し、ごみを流しておいて、きれいな川や海を守れとはどういうことだ。」という意見も聞かれます。

自然は、本来人為的な県界、市町村界等とは無関係に循環する系を構成しています。生活や産業のあらゆる側面も、既に他の地域と相互に依存しなければ成立しないほどに拡大しています。したがって、自分の地域だけのインプットが確保できればいい、アウトプットした後のことは知らないというわけにはいかないのです。ある地域のアウトプットは、他の地域のインプットでもあるのです。

したがって、行政は、自らが管轄する地域づくりを進めるに当たっては、先の5つの視点に基づき、地域におけるあらゆる資源・エネルギーの流入、消費、廃棄について環境への配慮を高めていく努力が求められます。そうした行政を進めていくうえにおいては、一人ひとりの職員が環境をさまざまな側面から考えることができる能力を持つことが必要です。

先の水の例では、例えば河川の治水を担当する職員が、流水をいかに早くスムーズに海まで流すかということだけを考えれば、護岸や川底をコンクリートで固めてしまうことが最も合理的だと判断するかもしれません。しかし、それでは、河川は巨大な排水路と化してしまうことになり、河川で生息・成育する動植物の生態系は破壊されてしまいます。土や植物、水底地形の多様性等による自然の浄化機能も作用せず、水質の汚濁も進むでしょう。また、水辺で憩う潤いと安らぎの場も失われ、地域の人々がふるさとの川に感じる愛着も薄れ、生活排水等で汚すことにも無頓着になっていくでしょう。

このようにこれからの職員には、事業の対象が自然や生活の中で果たしている役割を総合的にとらえ、地域の特性も踏まえたうえで、事業の効果を上げていくための最適な施策を考え、実施していく能力が要求されるのです。そうした能力を向上させていくためにも、定期的に職場の上司や先輩、同僚、他部局の職員等との勉強会を行うなど、視野を広げていくことが大切です。

5 職場内外のネットワークの形成に努める。

渚や川辺に親水施設を整備しようとしても、その水が汚れていれば、誰もその場で憩うことを考えないでしょう。そうすれば事業目的を達成するためには、下水道、衛生、環境保全等の担当部署の職員との連携が不可欠になります。大規模な開発等であればあるほど、その連携すべき範囲は広がることでしょう。また、地域住民の環境に対する意識の高まりに伴い、今後、あらゆる施策を実施するうえで、環境への配慮が一層強く求められてくることは明らかです。そうしたニーズにきめ細かに対応し、事業の効果だけではなく、環境への配慮についても十分に説明できる根拠を持っていないと、地域住民の事業への理解や協力も得られず、事業の円滑な推進も期待できません。

したがって、今後、事業の計画に当たっては、関係する部局の職員のみならず、国、大学、先進自治体、シンクタンク、地域リーダー等の専門家や有識者等との人的ネットワークの形成に努め、色々な側面からの指導、助言を受けていく必要があります。

こうしたネットワークを広げていくためには、組織内においては、横断的な連絡会議等を開いて意見交換を図ることが有効です。直接的な参加者でなくても、〇〇のことなら、誰が詳しいという情報を得ることもできます。また対外的には、国、他の自治体、民間団体等が開催する自らの業務に関連のありそうなシンポジウムやフォーラム等に参加し、コーディネーターやパネラーの意見を聞き、共感、感銘を受けた人を主催者から紹介してもらうことが有効です。いずれにしても、せっかくの貴重な時間を割いて出席する場ですから、ひとつでも業務の参考となることについての知識や体験を有する人には、積極的にアプローチし、知己を得ておくことが、後々大きな財産となるはずです。



第3章 環境教育推進システム

環境教育の推進に当たっては、家庭・地域社会・学校・企業等・行政の活動等の中で、それぞれの主体が連携を図り、体系的・組織的に取り組んでいくシステムづくりが必要です。

そのため、行政は側面的に県民、地域社会、企業における環境教育の推進に対し、きめ細かい情報の提供、活動する場の整備・充実、地域リーダー等の支援をしていくことが大切です。また、環境教育は環境行政・文教行政のみならず、行政のあらゆる分野に関係するものであり、全庁的な連携はもとより、国・県・市町村が相互に連携を図りながら推進していくことが必要です。したがって、環境教育に関する知見やノウハウを蓄積し、体系的、計画的に環境教育が展開されるよう庁内体制を確立するとともに、行政、県民、事業者の総合的な連携体制の整備を図ることが重要です。

● 第1節 教育研修システムの整備 ●

～行政職員・教職員研修システムの整備～

今日の環境行政は、従来の公害対策や自然保護といった個別対症療法的な取組のみならず、都市生活型公害、快適環境の保全・創造、地球環境問題という多様化・グローバル化した環境課題に対して、総合的・体系的な視点が必要となってきています。そのためには、職員自らが総合的な視点を持つ必要があり、そうした職員を養成するための研修システムを整備することが大切です。

① 一般研修

行政職員の階層別研修、教職員の年次別の研修等に環境教育の視点を付加し、すべての職員を対象として、環境及び環境問題に関する基本的な知識を習得させるとともに、政策課題等の問題発見・解決能力をはぐくむ必要があります。また、環境部局を中心として環境月間等に開催する講演会、シンポジウム、自然観察会等に他部局の職員、出先機関の積極的な参加・支援を呼びかけていくことも貴重な体験学習の機会となります。

② 指導者研修

行政職員、教職員のうち特に環境教育推進のリーダーとなる職員を養成するために、専門的な知識、自然観察・ネイチャーゲーム等フィールド・ワークの技能、指導理論等の習得を目的として、海外を含む国、大学、財団、シンクタンク等の高度な教育ノウハウを有する機関等への職員の派遣研修、講師の招へい等を検討するとともに、将来的には、庁内指導者による研修講座を開設することも検討していく必要があります。

③ 自主研修

現在、知事部局では自主研究グループ活動への助成、通信教育講座の紹介、教育庁では、教育センターにおいて自主研究への助言・援助が行われています。環境教育の範囲は、自然科学・社会科学・人文科学のすべての分野にわたるものであり、職員のそれぞれの関係する行政分野、教科・領域における環境教育のプログラムや教材の開発、あるいは、本県の地域特性を踏まえた体験学習の進め方などについて、多くの職員の創意工夫が求められます。したがって、より多くの職員がこうした自発的な取組に参加できるような職場の雰囲気醸成と、研修成果を政策へ反映させていくシステムを整備していくことが必要です。

～住民リーダー養成のための研修システムの整備～

地域住民の環境保全意識の高揚や実践活動の促進を図る際、指導的役割を果たす人材の存在は重要であり、その人材を養成するためのシステムの整備に努める必要があります。

① 総合的リーダーの養成

環境や環境問題を解決していくうえにおいてはあらゆる科学分野にまたがる総合的なアプローチが必要であるため、すべての科学分野に造詣が深いリーダーを養成することは、非常に困難です。したがって、自然環境や生活環境の全般にわたって体系的に環境教育を理解し、情報や人材の所在・分布等に詳しい、いわゆる環境教育をコーディネートしていくリーダーを育成していく必要があります。

このリーダーの役割は、氾濫する環境情報を体系的に整理し、地域住民等の学習ニーズを的確に判断して、必要とされる基礎的な知識・技能を習得させることを担当するとともに、学習能力の向上を見極めたうえで次に述べる専門的リーダーに引き継ぐことです。

② 専門的リーダーの養成

このリーダーは、特定の専門分野で高度な指導ができるリーダーです。例えば、自然観察指導員、森林インストラクター、消費生活コンサルタント、経営コンサルタント等のような人たちが考えられます。それぞれの専門分野から環境の保全・創造に関して、自然とふれあう際のルールやマナー、県民のライフスタイルや産業活動のあり方等をきめ細かく指導していくことが期待されます。行政は、こうした各分野の専門家の連携を図りつつ、高度な環境教育を総合的に進めていく体制を整備していくことが必要です。

③ 住民リーダーの養成

地域の社会教育活動や各種のボランティア活動の中には、優れた指導者の下に地域に密着した環境保全活動を地道に続けて、高い評価を受けているものがあります。こうした指導者たちは、地域住民に最も近い立場で環境教育を進めていくリーダーとしての役割が期待されます。したがって、行政は、このような指導者を「住民リーダー」として人材登録し、情報等の提供や地域交流会、研究会、講演会の開催等、さらに学習活動を充実させていくことのできる機会等を作り、側面的に支援していく必要があります。

また、環境保全活動の経験や専門知識を有する人々だけでなく、例えば環境に関するイベント等に参加して興味や関心を持った一般県民の中からも、幅広くリーダーとなる人材を養成していく必要があります。民間団体、企業の研究者等環境問題に対して深い関心や見識を持った人材の発掘に努め、人材ネットワークの形成を図っていく必要があります。

このように、幅広い環境や環境問題に関する環境教育を進めていくためには、「総合的リーダー」、「専門的リーダー」及び「住民リーダー」がそれぞれの役割を分担していくことが有効です。今後、それぞれの役割に応じた教育プログラムを開発していく必要があります。

● 第2節 環境教育情報システム ●

～教育情報システムの基本的な考え方～

環境教育に関する情報を、きめ細かく適切に県民に提供していくことは、環境教育を進めていくうえで最も基本的な条件整備のひとつです。従来、環境に関する情報は、往々にして行政から一方的に提供されるものが多く、また、内容も複雑多岐にわたっており、県民が活用しやすい情報として提供する配慮も必ずしも十分ではありませんでした。

情報は、活用されてこそはじめて情報としての価値があります。したがって、行政は、県民、事業者が、環境と自らとのかかわりを認識し、具体的な環境に配慮した行動を起こす契機となるような情報提供に努める必要があります。なにより、環境教育に関する情報は、県民にとって、①分かりやすく、②使いやすく、③入手しやすいものでなければなりません。そのために行政は、県民の情報ニーズを的確に把握し、あらゆる分野から必要な情報を集積し、分かりやすく翻訳して提供していくシステムとして環境教育情報システムを構築していくことが必要です。

～情報収集・提供ネットワークの整備～

本県では、平成3年11月に策定した「熊本県環境基本指針」において環境情報システムの整備のあり方を示しており、環境教育に関する情報についても、このシステムの一部として位置付けています。そこで、このシステム整備の基本的方向を踏まえながら、公害、自然環境、社会経済、生活・歴史・文化、各種行政計画等に関する情報に加えて、環境教育に関する人材、施設、教材等の情報内容の充実を図り、データベース化していくことが必要です。

そのため、各部局で保有する環境教育に関連する情報を活用していくとともに、情報精度を高めるために、市町村、県事務所・保健所・土木事務所・試験研究機関・教育事務所等の県出先機関、学校、公民館・図書館・博物館などの社会教育施設、県政モニター等のボランティア等との情報収集体制のネットワークを形成し、可能な限り新鮮で正確な情報を収集する体制を整備することが必要です。

そのうえで、県民、事業者が必要とする情報に迅速かつ的確にアクセスすることができ、数値情報のみならず図表、地図等のビジュアルで分かりやすい形でいつでも取り出せるような機能を持ったシステムとして整備すべきです。また、現在、教育委員会で検討が進められている生涯学習情報提供システムとの連携を図ることが必要です。

～人材・団体登録制度～

環境教育は、環境に配慮した行動のできる人を育てていくことが目的ですが、環境や環境問題に関心はあっても、いざ行動となるとどうしてよいか分からない、あるいは、仲間はあるがどう活動していいか分からないと言った声も聞かれます。そこで、こうした声に応えるために、国、大学、県、市町村、企業、民間団体、ボランティアグループ等の先進的な活動に取り組んでいる団体等から、活動の目的に応じて助言・指導ができる人材や団体を、指導者として環境保全活動を行おうと考えている人たちへ派遣し、支援していくことが必要です。こうした人材や団体を上記の情報シス

テムの中にデータベースとして蓄積し、随時、環境教育を支援するスタッフとして協力を依頼することにより、きめ細かな研修ニーズへの対応が可能となります。こうした指導の場を数多く経験することにより、リーダー自身の資質の向上が図られ、さらに、各団体間の横のつながりが深まることにより、団体活動の活性化、連携の輪の広がり等も期待されます。

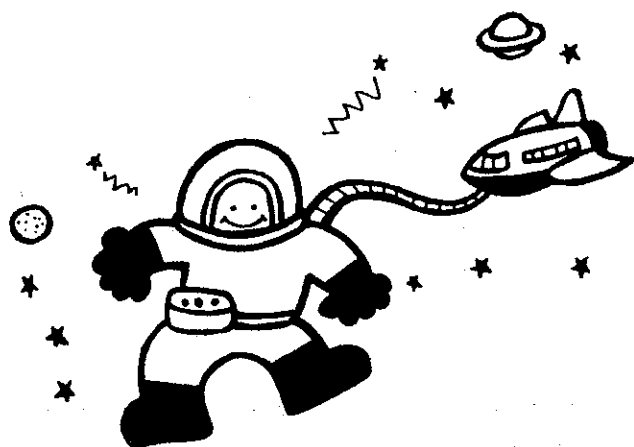
～マスメディアの活用～

一人でも多くの人が環境や環境問題についての関心を持ってもらうために、マスメディアの果たす役割には、非常に大きなものがあります。これまでも地域や地球規模での環境問題に対して、新聞、テレビ等からもさまざまな問題提起がなされ、併せて世界のさまざまな場所で環境保全に取り組む人々の姿が紹介されてきました。

こうしたマスメディアが環境教育に果たすべき役割については、1972年、スウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」で採択された「人間環境宣言」において、次のようにうたわれています。

『マスメディアは、環境悪化に力を貸してはならず、すべての面で、人がその資質を伸ばすことができるよう、環境を保護改善する必要性に関し、教育的な情報を広く提供することが必要である。』

今後、行政においてもテレビ、ラジオ、新聞、県・市町村の広報紙、各種団体の機関紙などをより積極的に活用して、環境問題の特集記事、特集番組を制作し、県民が環境について考える機会を創出するとともに、環境に関する催し物、公開講座やセミナーに関する情報を提供し、多くの県民、事業者の参加を呼びかけていくことが大切です。



● 第3節 学習拠点の整備 ●

～環境センター～

前章で述べたとおり、現在、水俣市に建設中の「熊本県環境センター」は、環境情報の中核拠点として、環境問題についての正しい理解や認識と環境に配慮した行動力を培っていくうえでのさまざまな情報や技術を提供していく施設として整備されるものです。今後、本センターが中心となって市町村、民間団体、企業等とも有機的に連携し、環境教育を推進していく必要がありますが、環境センターの機能としては次のようなことが考えられています。

① 環境情報提供（普及啓発事業）

・情報ステーション

環境に関するさまざまな図書、ビデオ等を集積し、環境問題等に関する情報を提供します。また、環境行動への指導、助言等を通じ、家庭や地域における環境にやさしい行動を支援します。（例：環境行動アドバイザーの設置、環境図書、ビデオソフトの閲覧・鑑賞・貸出し・リファレンスサービス等）

・展示プラザ

今日の環境問題や暮らしと環境のかかわり、熊本の環境の様子などについて「暮らし」の視点から分かりやすく紹介し、環境にやさしい身近な行動を喚起していきます。

・映像シアター

地球や地域の環境問題、暮らしと環境とのかかわり、そして今私たちが環境に配慮すべきこと等を大画面の映像によって示していきます。

② 環境行動支援事業（企画事業）

暮らしの工夫ゼミナール、環境創作展等の実施を通じて環境にやさしい生活行動の指導等に努めます。

～各種教育関連施設間の連携～

学校教育における環境教育の推進にあたっては、本県の教育に関する研究・研修の中核機関である「熊本県立教育センター」を中心として環境教育指導者の養成、教材開発、情報整備等を進める必要があります。

また、地域に根ざした環境教育を目指して、地域に密着した環境教育の拠点となる既存の社会教育施設を活用していくことが大切です。県立・市町村立の博物館、図書館、美術館、公民館等の施設を環境教育という視点でも体系化を図り、こうした既存施設に環境図書コーナー、ビデオライブラリー等の視聴覚教材の設置等、県民が容易に環境教育に取り組むための設備や器材の設置を計画する必要があります。また、より機動性を高めるために指導員の巡回相談や移動教室も検討する必要があります。

こうした各種施設間の有機的な連携を図り、環境教育情報の交換、環境教育プログラムの共同開発等を通して環境教育の全県的な推進ネットワークを整備していくことが重要です。

● 第4節 環境教育研究の推進 ●

～環境教育プログラムの開発・整備～

環境教育の対象は幼児から高齢者まで生涯にわたるものであり、また、家庭、地域、学校、企業、行政のあらゆる場で主体的に取り組みなければならないものです。したがって、教育効果をあげていくためには、それぞれの対象者や場にあった多様な教育プログラムが必要となります。しかし、現在、わが国では環境教育の歴史が浅いために体系化されたプログラムはほとんど準備されておらず、その開発が焦眉の急となっています。

具体的には、①対象者の区分、②対象者ごとの教育ニーズの把握、③対象者ごとの教育目標の設定、④指導要領の作成、⑤目標達成のための指導者の育成、配置、⑥指導資料、教材等の開発等を検討していくことが必要です。その際、大きな参考となるのは、学校教育における「生活科」の指導のノウハウです。小学校低学年のみならず、あらゆる学習者にとって大切なのは、知識の伝達に終わることなく、体験を通じた学習を進めることによって、一人ひとりが環境と自分自身のかかわりを認識し、義務感というより「ごくあたりまえのこととして」環境を保全・創造していく行動力を養い、環境倫理感を高めていくことです。

～教材・施設等の開発・整備～

〔分かりやすい工夫を〕

環境や環境問題について、教材としてとりあげるべき内容は、非常に多岐にわたります。そのため、従来のパンフレットや副読本等は、いきおい、すべてを網羅しようとするために文章による説明が多く、盛り沢山の内容を掲載するものになりがちです。そのため、目を通す意欲をそぎ、読み進めて内容を理解するのに相当の努力を必要とするものが見られました。

近年は、それでもカラー写真やイラスト、漫画等を取り入れたもの、あるいは特定のテーマごとにシリーズ化したものなどが作成されるなど、ずいぶんと分かりやすくする工夫がなされるようになってきました。子供たちのみならず、大人向けの啓発資料であっても、環境問題への関心をもたせるきっかけとなる入門書的な教材の作成にあっては、こうした手にとってみたくなる、目を通してみたくなる、目で見てわかるような工夫を更に加えていくことが大切です。

〔参加型の教材の整備〕

どんなに、写真、イラストなどを使っても、教材の構成が作成者側からの一方的な知識の伝達のみで終われば、読者に自分自身の問題として認識させることは困難です。読み進めるうちに教材のテーマを自分ならどう感じるか、どんな点が問題と思うか、どのように問題を解決するかということを考えさせるような問いかけが必要です。特に子供たちにとっては、キャラクターを設定することにより、キャラクターと自分とが同化して問題意識を共有していくような工夫が有効です。

また、読んで理解する書籍やパンフレット等の教材だけでなく、次のような自ら参加・体験するような教材や施設を整備・活用していく必要があります。

① 簡易測定・実験器具の整備

実際に大気や水質などの測定や分析を体験することにより、身近な環境の現況や変化に対す

る具体的な興味や関心を高めていくことができます。したがって、簡易測定器具や分析器具を整備・貸与していくとともに、器具の使用方法や実験方法について分かりやすく解説したマニュアルも整備していく必要があります。

② 既存施設の整備・活用

自然体験の場として、ユースホステル、少年自然の家、国民休暇村等、熊本県の豊かな自然の中の施設を活用していくこと、児童公園・近隣公園等に地域の生態系に配慮した親水・親緑空間を整備し、自然観察会の場として利用すること、ごみ焼却場や下水処理場などの施設見学を環境問題を考える場として活用すること等について更に検討を加えていく必要があります。

③ 環境学習用ソフトの開発・整備

近年急速な普及を見せているパーソナル・コンピューターを用いて、ゲーム感覚で環境教育を体験できるような環境教育用ソフトを開発・整備していくことも有効です。この教材は、さまざまな条件を設定しながら多くの環境データを処理することが可能であり、今後の環境の変化等をシミュレートする能力を養ううえで極めて優れた長所を有しています。

〔ミクロとマクロの関係がわかる教材の開発〕

環境や環境問題については、日常的な事象や行動が地球的規模での環境や環境問題と密接なかかわりがあること、ひとつひとつの環境要素が、それぞれ有機的な関連性を持っていること等を理解していくことが重要です。しかし、こうした関係は、日常的には意識されにくく、漠然とした理解になりがちです。例えば、大気や水の循環、エネルギーの循環、生態系の仕組み等は、環境や環境問題を理解していくうえでの基本となるものです。しかし、観念的な思考に慣れていない子供たちにこうしたことを理解させることは容易ではありません。こうした場合に、イラストや漫画の自由な表現力を利用することで、理解を大きく促すことができます。同様に、地域のなじみの深い山・川等の自然あるいは市場、商店街等の生活環境を教材として取り上げ、そこから問題意識を発展させることも有効です。

〔自発的体験を誘発する工夫〕

環境教育は、自分自身の身近な行動や体験を通して、環境への理解を深めていくことをねらいとしています。これまでそうした行動を誘発していくような工夫が取り入れられている教材は少なく、知識・技術の伝達に重きが置かれているのが実情です。学校で、あるいは企業研修等で習った知識や技術を、家庭や地域社会でも実践してみたいくなるように誘導していくことが大切ですが、そのためには、何を準備し、どのように取り組んでいったらいいのかというガイダンスを具体的に示す工夫が必要です。そのためには、指導者の指導資料にも、できるだけ生活の場で取り組めるような具体例を数多く掲載することが必要です。

また、「体験学習」を行うにあっても、単に野外活動を「体験」した、あるいは野外で知識を「学習」したということのみにとどまるのではなく、「体験」と「学習」とを効果的に結び付けて、自分自身と環境とのかかわりについての認識を深めていく工夫が大切です。例えば、

- ① 「きれいな水は気持ちがいい。」という体験、感覚の自覚
- ② 「雨が豊富と思われている、わが国の人口一人当たりの年平均降水総量は、世界平均の6分の1程度である。」「地球上で地下水を含めて液体の淡水として存在するのは、地球上の水の約0.8%にすぎない。」という事実の認識
- ③ 「森の木と土が水をきれいにし、貯えている。」という環境の機能の理解
- ④ 「一人ひとりが森を大切にする必要がある。」という価値観の形成

⑤ 「森を守るために、緑化活動、再生紙の使用、ごみの分別・リサイクルに取り組もう。」という行動力の養成

すなわち、「経験」―「事実認識」―「機能理解」―「価値感形成」―「行動力養成」という要素がすべて盛り込まれていることが必要であり、それぞれのステップに対応する教材を、個人の発達段階や社会的役割に応じて、体系的に整備していくことが不可欠です。

〔地域の特性を踏まえた教材〕

地域に密着した環境保全活動の普及を促進するために、県内で実施している地域の特性に配慮した環境保全活動を紹介する環境教育実践事例集を作成する必要があります。

また、それぞれの地域における、モデル地域、モデル校、モデル企業等を指定して、日常的な生活や事業活動と水、大気、ごみ、動植物など身近な環境とのかかわりをチェックしていく「環境家計簿」や地域の環境を簡潔に地図に記録し、身近な環境問題を再発見する「環境カルテ」等の実践マニュアルの充実を図り、具体的な行動の手引として整備していく必要があります。

環境教育資料については、毎年各種のものが作成されていますが、配布するだけでなく、より効果的に活用されることが大切です。そのため、教材等に対するニーズ、利用者の反応や利用実態等を的確に把握することにより、常にその改善を心がけ、総合的・体系的な理解を深められるように、各部署の連携を図っていくことが重要です。



● 第5節 住民活動の支援 ●

～熊本県環境保全基金～

環境保全基金は、平成2年3月に公布・施行された熊本県環境保全基金条例に基づき設置され、現在4億円の基金運用による果実が各種環境施策の財源に充てられています。この基金は、環境問題の解決には地域住民の自覚と行動が最も重要であり、環境教育及び普及啓発を推進する必要性が高まっていることを背景として、「地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動に要する財源を安定的に確保し、必要な事業を継続的かつ着実に実施していく」ことを目的として設置されたものです。したがって、この基金は上記の設置目的から、地域住民の意識啓発等に直接的に関係する事業に充てられるものであり、多くの展開すべき事業が考えられますが、当面、次に掲げる事業を重点的に実施する必要があります。

① 環境教育のための基盤整備

家庭、地域社会、学校、企業のあらゆる場で環境教育を推進していくための「環境教育プログラム」の開発を急ぐ必要があります。

また、地域住民からの情報収集や学習の拠点となるライブラリー等の計画的な設置について検討する必要があります。

学習指導者、地域リーダー等の養成、人材登録バンク、人材ネットワークシステムの形成等についても早急に検討する必要があります。

② 学習の機会、学習教材の整備

前節で述べたとおり、環境教育に関する教材開発についての研究を進める必要があります。

また、講習会、展示会、公開講座、シンポジウム、自然とのふれあいイベント等を計画的・体系的に開催して、県民の環境意識の高次化を図ります。

③ 住民活動の支援

市町村と連携し、地域ボランティアグループ等への活動助成や環境教育の推進に功績のある個人・団体への表彰等を行うとともに、自主的な活動を促すために各種環境教育活動の実践モデル地区等を設定し、幅広く住民の参加を呼びかけていくことが必要です。

また、住民活動の状況を的確に把握し、イベントへの参加、連絡協議会の設置等を通して、環境保全活動に関する住民の地域間交流、事業者の異業種交流等連携の輪を広げていくことも大切です。

～くまもと21ファンド～

くまもと21ファンドは、平成元年7月、委託者熊本県が住友信託銀行(株)を代表受託者として発足させた公益信託制度です。公益信託とは、委託者がその資金を特定の公益目的に役立てるため、信託銀行に委託し、受託者は資金の管理運用に当たると共に、信託管理人や運営委員会の意見に基づいて、助成金の決定・交付など信託目的の実現に必要な事務を行う制度です。

このくまもと21ファンドは、「わが国が21世紀に向けてさらに飛躍し、世界に貢献しうる国家に成長するためには、地方の活性化を図って」いくことが不可欠であるとの認識に基づき、「県民主導に

よる斬新豊富なアイデアと活力を結集し、郷土熊本において、①地域文化の振興、②地域レベルの国際交流、③住民の知恵と行政の知識とが支え合う地域づくり、の実現を目指して」設立されたものです。現在、この3つの視点からそれぞれ7億円の信託財産で、Ⅰ文化振興基金、Ⅱ国際交流基金、Ⅲ地域間交流基金が設けられています。

このうち、特に地域間交流基金は、次に掲げる事業内容への助成を行うものであり、今後の地域づくり、人材育成、環境保全活動を大きく支援するものです。

① 地域づくり活動への助成

地域づくりイベントやシンポジウム、その他地域社会の活性化を目的とする活動、及び地域特産品づくりなど地域産業の振興を目的とする活動の助成

② 人材育成事業・人材交流事業への助成

地域づくりのための人材育成講座や研究会、地域づくり団体相互の交流活動、その他地域づくりのための人材育成・人材交流を目的とする活動の助成

③ 自然環境の保全・水質浄化・景観の形成の他アメニティ向上活動への助成

地域づくりの一環として、広く地域住民の理解と共感を得られる方法で行う自然環境の保全・水質浄化・景観の形成の他アメニティ向上に関する活動や啓発行事、その他の活動の助成

④ 前各項のほか特に認める活動への助成

地域づくりに役立つ活動で、前各項に準ずるもののほか、特認事業として認められたものの助成。

すでに、環境保全に関する住民意識調査事業、イベント、展示会、自然体験学習活動等が助成を受け、活動をより一層充実させています。今後、本制度の活用を広く県民に呼びかけていくことにより、県民の環境保全活動の一層の活性化を図っていくことが重要です。

～くまもと環境賞～

くまもと環境賞は、平成4年2月、「快適な環境の保全・創造に関する自主的活動の顕著な功績をたたえ、その一層の継続と発展を図るとともに、その意識を普及啓発し、ひいては生活の豊かさと環境とが調和した快適な環境の保全・創造に役立つ」ことを目的として設置された表彰制度であり、自薦、他薦を問わず、次の活動等を表彰の対象としています。

- ① 多年にわたり快適な環境の保全・創造に関する教育学習活動又は普及啓発活動を行ったもの
- ② 多年にわたり快適な環境の保全・創造に関する学術調査又は研究開発を行ったもの
- ③ 多年にわたり地域又は地球環境に関する保全・創造活動を通して、快適な環境の保全・創造に努めたもの
- ④ その他上記のいずれかに準ずる功績があり、表彰に値すると認められるもの

平成3年度は、本表彰の対象として、県内の昆虫、植物の調査・研究、ホテル保護活動、緑化・野鳥愛護活動、リサイクル活動、居住環境・町並景観保全形成活動、自然保護・教育活動、廃油利用粉せっけん製造・販売の功績で個人、団体、学校、事業者の方々が受賞されています。

今後、本制度の一層の普及充実に努め、地域に根ざした活動を積極的に支援していくことが大切です。